

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人中小企業基盤整備機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和3年度（第四期）
	中期目標期間	令和元～5年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	経済産業大臣（法人全般に関する評価） 産業基盤整備業務については財務大臣と共同して担当		
法人所管部局	中小企業庁	担当課、責任者	長官官房総務課長 吉村 直泰
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長 佐野 究一郎
主務大臣	財務大臣（産業基盤整備業務に関する評価） 経済産業大臣と共同して担当		
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課長 福島 秀生
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室長 原田 佳典

3. 評価の実施に関する事項
<p>評価のために実施した手続き等については、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年6月 8日（水）～15日（水） ユーザー10先（中小企業：5、公的支援機関：3、民間支援機関（信金）：1、ファンド：1）へのWebによるヒアリングの実施 <ul style="list-style-type: none"> 6月22日（水） 中小機構理事長ヒアリングの実施 6月24日（金） 中小機構監事ヒアリングの実施 7月 7日（木） 外部有識者からの意見聴取の実施（経済産業省） 7月13日（水） 外部有識者からの意見聴取の実施（財務省）

4. その他評価に関する重要事項
特になし。

様式 1-1-2 中期目標管理法 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	A：中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
		A	B	A	—	—
評価に至った理由	項目別評価は、「事業承継・引継ぎ」が A、「生産性向上」が A、「新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援」が B、「経営環境の変化への対応の円滑化」が S、「業務運営の効率化に関する事項」が B、「財務内容の改善に関する事項」が B、「その他の事項」が B となり、全体の評価は A とした。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>○評価項目「事業承継・事業引継ぎの促進」については、基幹目標が目標値の 100%以上、かつ基幹目標以外の定量的指標も目標値の 120%以上を達成し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、当該項目の評価は A とした。主な成果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援機関への研修強化や公的金融機関との連携により支援ニーズの掘り起こしを強化し、事業承継・引継ぎ支援者数は目標を大幅に超え（達成度：216%）、基幹目標（広域成約件数）においても過去最高の成約件数を達成。 <p>○評価項目「生産性向上」については、基幹目標が目標値の 100%以上、かつ基幹目標以外の定量的指標も目標値の 120%以上を達成し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、当該項目の評価は A とした。主な成果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT 導入について、IT プラットフォームの拡充や支援機関・税理士法人への働きかけ強化により、IT プラットフォームを活用した支援機関数 1,800 機関と過去最高を達成。 ・人材育成について、オンデマンド研修の拡充や中小企業大学校での研修コース数増により、研修受講者数は目標を達成（達成度：121%）。また、基幹目標（研修による課題解決率）についても大きく目標を達成した。 <p>○評価項目「新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援」については、定量的目標の達成度について、基幹目標及びその他の目標も全て 100%以上達成し、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため、当該項目の評価を B とした。主な成果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外展開支援について、相談件数が減少する中プッシュ型支援を行い、年度目標を大幅に達成（達成度：143%）。ファンドについても、コロナ禍において確実に目標を達成。 ・他方、自己評価は A だが、上記の主な成果については所期の目標を上回るものまで認められず、本項目は定量的な判断による評価である B が適切であると判断した。 <p>○評価項目「経営環境の変化への対応の円滑化」については、基幹目標を除く全ての定量的指標の対中期計画値が 120%を大幅に超え、かつ基幹目標の対中期計画値が 200%を超え、有識者より、質的成果において評価を引き上げるべきとの意見が出され、異論がなかったことから、当該項目の評価を S とした。主な成果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業共済について、新規加入の増加に向けて委託機関の働きかけ強化により、委託機関等へ支援件数は約 250%、基幹目標（共済在籍率）も 11.2%（達成度：373.3%）と対中期計画値 200%以上の目標を達成。 ・事業再生等について、資金面の支援だけでなく、再生ファンドの追加や活性化協議会に事業回復支援を新規導入するなど、事業面の支援を強化。長期化する新型コロナウイルス感染症への対応として、金融機関貸付への利子補給による実質無利子化（延べ 154 万者）、事業再構築補助金の緊急事態宣言特別枠による支援を実施（約 1.2 万者）。 <p>○「業務運営の効率化に関する事項」については、自己評価としては A だが、事業再構築補助金等への機動的且つ着実な執行等は「経営環境の変化への対応の円滑化」の項目において評価しているところであり、同様の成果について複数項目で評価することは不適切であることから、当該項目における評価は B とした。</p> <p>○「財務内容の改善に関する事項」、「その他の事項」については、それぞれ所期の目標を達成していると認められるため、当該項目の評価は B とした。</p> <p>上記を踏まえ、令和 3 年度の全体評価を A とした。</p>
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特になし。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	特になし。

その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・事業ごとに、オンラインでのリーチの拡大やリアルとオンラインを合わせたハイブリッド方式の活用を促した新オンライン化行動計画を策定するとともに、各部門業務の縦割りを排除した組織横断的取組が数多く見られ、コロナ感染による業務への影響下においても、各事業とも年度目標を上回る実績値を上げている。 ・経営人材等の育成については WEBeeCampus を充実させるなど、オンライン化研修を積極的に組込む等の様々な工夫を行った結果、大学校施設から遠方にある会社の受講者数が大幅に伸び、時間的制約が足かせになっていた小規模事業者の方やサービス業の方、古い施設での宿泊型研修を望まない女性の参加者も大幅に増えるという大きな質的改善に繋がっており、目標を大幅に伸ばしている。単に評価対象である KPI の受講者数を伸ばしたというだけでなく、中長期的な戦略の中で「機構の人材支援事業の再構築」がなされ、それが大きく開花した成果である。 ・コロナ禍で全て海外とオンラインで実施せざるを得なかった CEO 商談会においても、日本企業側の提案力の強化や感染症対策を施し専門家、通訳を同席のもと対応する等のリアル商談会に近い工夫を行い成約率を伸ばしている。
その他特記事項	<p>経営に関する有識者からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継・引継ぎについては、アウトプットにおいては対目標値比 216% を超え、アウトカムにおいても過去最高の成約件数 (320 件) を超える等、年度目標を大きく超過達成した。また、全国本部の機能強化やデータベース機能強化により支援拡大の基盤を整備する等、高い成果を上げた。 ・生産性向上については、中小企業等の IT 導入が必要不可欠である中、IT 導入の入り口 (IT 経営簡易診断等) から出口 (IT 導入補助金) まで、総合的に支援できるプラットフォームを構築し、支援を実施していることは高く評価できる。また、来年 10 月から導入されるインボイス制度においても適切な対応を実施しており、今後の更なる支援の強化を期待している。 ・新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援については、海外展開支援について、コロナ禍において中小企業等の海外展開意欲が低下し、相談件数等が大きく低下する中、アクティブなプッシュ型支援により潜在的ニーズを発掘し、これまで以上の支援実績を積み上げたことは、中小機構の努力によるものであり、高く評価できる。 ・経営環境の変化への対応の円滑化については、小規模企業共済の実績が目標を大きく上回り、加えて、経営環境が変化している状況の中、事業再生・コロナ対応関連給付金において、巨額の予算・膨大な作業量を限られた人材リソースで執行すべく、機動的に対応したことは、まさに独立行政法人にしか為し得ない役割を果たした。 <p>なお、主務大臣による評価手法の解釈について法人との間で認識の相違があった。具体的には、継続して高い達成度を記録している目標については、あらかじめ定められた目標値ではなく、過去の実績に対する達成度を計算した上で評価することとしているものの、当該評価手法の適用時期について、法人との間で認識の相違があった。この点を踏まえ、今後は法人との密なコミュニケーションを図り認識の相違がないように努めたい。</p>

様式1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画 (中期目標)	年度評価					項目別 調書No.	備考
	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
事業承継・引継ぎ	<u>A</u> ○重	<u>A</u> ○重	<u>A</u> ○重			1-1	
生産性向上	<u>A</u> ○	<u>C</u> ○	<u>A</u> ○			1-2	
新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>B</u> ○			1-3	
経営環境の変化への対応の円滑化	S	A	S			1-4	

中期計画 (中期目標)	年度評価					項目別 調書No.	備考
	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務運営の効率化	B	B	B			2-1	
III. 財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善	B	B	B			3-1	
IV. その他の事項							
その他業務運営に関する重要事項	B	B	B			4-1	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書NO.」欄には、●年度の項目別評定調書の項目別調書NO. を記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	事業承継・事業引継ぎの促進		
業務に関連する政策・施策	全国の事業引継ぎ支援センター及び地域の中小企業支援機関等における事業承継・事業引継ぎ支援に関する支援ノウハウの提供、支援上の課題への助言、事業の円滑な承継・事業再編を対象としたファンドへの出資等。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第1号、5号、23号
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】現状を放置し、中小企業・小規模事業者の廃業が増加すると、今後10年間の累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われるおそれがあると言われているなか、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において、10年間程度を事業承継の集中実施期間とした取組の強化を掲げており、事業承継・事業引継ぎを促進していくことは重要である。</p> <p>【優先度：高】中小企業・小規模事業者の廃業が増加すると、日本経済に多大な影響を及ぼしかねないことから、事業承継・事業引継ぎの促進は最優先で取り組むべき課題である。</p> <p>【難易度：高】事業承継・事業引継ぎが進んでいない要因としては、後継者の不足、経営者の認識不足、小規模な事業引継ぎ案件を担う専門家の不在、金融機関から事業引継ぎ支援センターへのつなぎや広域の事業引継ぎ案件の対応が不十分といった多種多様な課題が挙げられる。これらの複合的な課題の解決に向けて、事業承継・事業引継ぎニーズの一層の掘り起こしや早期・計画的な取組の促し、さらには、専門家の育成、事業引継ぎ支援センターへの送客、広域の事業引継ぎ案件の増加に向けた取組など、幅広い対応が求められることから、達成の難易度は高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0395

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
事業引継ぎにおける広域の成約件数 【基幹目標】	2021年度までに2018年度比2倍以上、中期目標期間において、1,100		215件	261件	320件				予算額(千円)	別紙3参照	別紙3参照	別紙3参照	

	件以上 令和3年度2 60件以上																	
機構が支援した事業承継・引継ぎ支援者数	10,000 者以上		17,443 件	17,327 件	21,649 者					決算額(千円)	別紙3参照	別紙3参照	別紙3参照					
										経常費用(千円)	別紙4参照	別紙4参照	別紙4参照					
										経常利益(千円)	別紙4参照	別紙4参照	別紙4参照					
										行政コスト(千円)	別紙5参照	別紙5参照	別紙5参照					
										従事人員数	715人の 内数	727人の 内数	731人の 内数					

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>1. 事業承継・事業引継ぎの促進</p> <p>2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人存在し、うち約半数の127万人が後継者未定であり、現状を放置し、廃業が急増すると、今後10年間の累計で約650万人の雇用、約2兆円のGDPが失われるおそれがあると言われている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において、10年間程度を事業承継の集中実施期間とした取組の</p>	<p>1. 事業承継・事業引継ぎの促進</p> <p>2025年までに70歳を超える中小企業の経営者は約245万人存在し、うち約半数の127万人が後継者未定であり、現状を放置し、廃業が急増すると、今後10年間の累計で約650万人の雇用、約2兆円のGDPが失われるおそれがあると言われている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、政府は、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において、10年間程度を事業承継の集中実施期間とした</p>		<p><主な定量的指標></p> <p>【指標1-1】</p> <p>・事業引継ぎにおける広域の成約件数を2021年度までに2018年度比2倍以上、中期目標期間において、1,100件以上とする。【基幹目標】([参考]2017年度実績:100件)</p> <p>【指標1-2】</p> <p>・中期目標期間において、機構が支援した事業承継・事業引継ぎ支援者数を50,000者以上とする。([参考]2015~2017</p>	<p>業務実績</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定: A</p> <p>根拠: 中期目標・中期計画上の指標に基づく数値目標2項目において全項目で達成率120%以上の実績を達成。また、いずれの項目も直近過去2年実績平均との比較において120%を達成。</p> <p>近年の中小企業事業者数の減少、経営者の高齢化の中で、事業承継・引継ぎは最も喫緊な課題の一つと考え、関係機関と連携して最大限の取組みを引き続き実施。</p> <p>特に、コロナ禍においては高齢の経営者の中にはコロナ禍を機に事業を終了させることを検討する者が現れることを想定して、事業承継・引継ぎに注力した。</p> <p>事業承継・事業引継ぎの促進については、中小企業・小規模事業者が直面している事業承継・事業引継ぎに関する問題を総合的に解決するため、3年度に統合された全国の事業承継・引継ぎ支援センター及び地域の中小企業支援機関等における事業承継・事業引継ぎ支援に関する支援ノウハウの提供、支援上の課題への助言、施策情報の提供、事業引継ぎマッチング支援の促進等に加え、事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑にするため、事業の円</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>定量的目標の達成度について、基幹目標は100%以上、基幹目標以外は120%以上であったことを勘案し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、当該項目の評定をAとした。</p> <p>A 評定と判断した根拠となる主な成果は以下のとおり。</p> <p>・機構が支援した事業承継・引継ぎ支援者数については、21,649者を達成し目標達成率216.4%。アウトカム(基幹目標)指標(広域成約件数)においても過去最高の成約件数(320件)を達成し、年度目標を大きく達成。</p> <p>・また、事業承継・引き継ぎセンター向けの研修(前年度比約7倍)の実施、公的金融機関と連携した承継診断(22万件)の掘り起こしの強化(前年度比137%)、金融機関への能動的な働きかけにより経営者保証解除支援数を増加(前年度比152%)させる等の取組みを行い、高い成果を上げた。</p> <p>これらの成果は、コロナ禍における先行きの見通しづらさ、経営者の高齢化や後継者不足などを背景に近年の中小企業事業者の減少の課題解決に直接的に寄与するものであり、今後も、課題のさらなる解決、中期計画の達成に向け引き続き推進し</p>	

<p>強化を掲げたところ。</p> <p>機構は、中小企業・小規模事業者の事業承継・事業引継ぎを総合的に支援するため、全国の事業引継ぎ支援センター及び地域の中小企業支援機関等への支援ノウハウの提供、支援上の課題への助言、施策情報の提供、事業引継ぎマッチング支援の促進、事業の円滑な承継・事業再編を対象としたファンドへの出資等を行う。</p>	<p>取組の強化を掲げたところ。</p> <p>機構は、中小企業・小規模事業者が直面している事業承継・事業引継ぎに関する問題を総合的に解決するため、全国の事業引継ぎ支援センター及び地域の中小企業支援機関等における事業承継・事業引継ぎ支援に関する支援ノウハウの提供、支援上の課題への助言、施策情報の提供、事業引継ぎマッチング支援の促進等を行う。また、事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑にするため、事業の円滑な承継・事業再編を対象としたファンドへの出資を図る。</p> <p>令和2年度補正予算（第1号）により措置された出資金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核となる事業者の再生・第三者承継を支援</p>		<p>年度実績：23,976者)</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>○指標1-1について</p> <p>事業引継ぎの成約件数は、2018年度末で約1,000件（見込み）であり、うち広域の成約件数は130件（見込み）である。事業引継ぎに係る目標として、中小企業庁は「2021年度に事業引継ぎ支援センターにおける事業引継ぎ件数2,000件/年」を設定しているが、2,000件は、2018年度末見込みの約1,000件の2倍に当たることから、広域の成約件数についても、同様に2021年度末において、2018年度末の2倍となる260件を目指し、中期目標期間において計1,100件以上と設定する。</p> <p>○指標1-2について</p>		<p>滑な承継・事業再編を対象としたファンドへの出資を行った他、事業承継・引継ぎ補助金に着手。</p> <p>各都道府県の事業承継ネットワーク（親族内承継）と事業引継ぎ支援センター（第三者承継）が統合し、事業承継・引継ぎ支援センターとなった初年度であったが、センター統合の円滑化、統合効果の最大化に向けて中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部が実施する各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センター等への研修・相談助言件数は年度目標5,000者に対し9,588者であり、対年度目標191.7%と目標を上回る支援を実施。</p> <p>3年度に「プッシュ型事業承継診断」、「親族内承継への支援対象の拡大」、「経営者保証解除支援」の3つの新事業を開始し、事業引継ぎ支援センターを「事業承継・引継ぎ支援センター」に発展的改組。これに伴い、全国本部も機能を拡充。新センターに新事業を円滑に導入するとともに、新事業の加速を誘導。</p> <p>全国の事業承継・引継ぎ支援センター及び地域の中小企業支援機関等に対しては、事業承継支援能力の向上のための相談・助言、講習会を実施。機構が支援した事業承継・引継ぎ支援者は目標を大きく上回る実績を達成。コロナ禍を契機に事業承継の必要性が顕在化する事業者の増加を見据え、案件掘り起こし（承継診断）から各センターでの承継・引継ぎ支援までを全国本部が先導して一貫化。</p> <p>プッシュ型事業承継診断にて掘り起こされた具体的案件を各センターでの支援へと繋げる仕組みを構築するため、エリアコーディネーターを全国に新たに138人配置。また、エリアコーディネーター及びセンター職員向けのマニュアルの整備や研修、研修動画配信等を集中的に実施。公的金融機関との連携強化により、承継診断数を前年度比137%の22万件へと増加させ、掘り起こしも強化。経営者保証解除支援について、センターに新たに金融機関への能動的な働きかけを行わせ、支援数が前年度比152%増加。</p> <p>データベースのリcommend機能や業種分類</p>	<p>ていただきたい。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>（経営に関する有識者からのコメント）</p> <p>・当該セグメントは、アウトプットにおいては対目標値比216%を超え、アウトカムにおいても過去最高の成約件数（320件）を超える等、年度目標を大きく達成した。また、全国本部の機能強化やデータベース機能強化により支援拡大の基盤を整備する等、高い成果を上げた。よって、その実績はAと評価されるべきと判断する。</p>
--	---	--	--	--	--	---

	<p>する「中小企業経営力強化支援ファンド」の創設に活用する。</p> <p>令和2年度補正予算（第2号）により措置された出資金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核となる事業者の再生・第三者承継を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の拡充のために活用する。</p> <p>令和2年度補正予算（第1号及び第2号）により実施する事業は令和2年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p> <p>令和3年度補正予算（第1号）により追加的に措置された出資金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、長期化するコ</p>		<p>機構は、以下の取組を通じて、事業承継・事業引継ぎ支援機関の支援能力向上を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域本部の事業承継コーディネーターによる地域の中小企業支援機関等向け講習会 ・中小企業事業引継ぎ支援全国本部による事業引継ぎ支援センター専門家向け研修 ・中小企業事業引継ぎ支援全国本部による事業引継ぎデータベース登録機関等向け研修 ・中小企業事業引継ぎ支援全国本部による事業引継ぎ支援センター向け高度・専門的相談対応 <p>これらの取組による前中期目標期間における支援者数実績は年間8,000者、5年間換算では40,000者となるが、その1.25倍に相当する50,000者を支援することを目指す。</p>		<p>の精緻化を図り、利便性を向上させたことで、ノンネームデータベースは元年9月にリリースして以来、データベース上での案件問い合わせ件数は前年度比143%増と、活発に利用されている。また、データベースの業種分類を精緻化してマッチング精度も向上。</p> <p>これらの取り組みにより、承継診断に由来するセンター対応案件が約5倍に大幅増。この結果、センターへの相談数が約2万件へと178%増加。広域成約件数も年度目標を達成。</p> <p>事業承継・引継ぎが必要な事業者の相談対応をする支援者への働きかけ（アウトプット）を強化し、新事業への着手や支援の一貫化等によりアウトカムが増加。</p> <p>以上のように、各業務において高い水準で目標を達成していることからA評価と判断。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>ロナ禍の影響により業況が悪化した地域経済の中核となる中小企業等の経営力強化と成長を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の拡充のために活用する。</p> <p>令和3年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和3年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p>		<p><想定される外部要因></p> <p>想定される外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。</p>			
<p>(1) 事業承継・事業引継ぎへの支援</p> <p>機構は、より多くの中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継・事業引継ぎを促進するため、以下の取組を行う。</p> <p>事業承継においては、経営に関するノウハウの継承や後継者の育成のために早期・計画的な準備着手の必要があるが、準備を先送りしているケースが多い。また、潜在的に事業承継の問題を抱えているにもかかわらず、誰に</p>	<p>(1) 事業承継・事業引継ぎへの支援</p> <p>①地域の中小企業支援機関等への支援を通じた事業承継の促進</p> <p>より多くの中小企業・小規模事業者の事業承継・事業引継ぎを促進するため、機構の知見とノウハウを結集し、地域の中小企業支援機関等が能動的に事業承継支援を行うために必要な支援能力の向上や継続的な支援を行うための仕組み作り等、地域の中小企業支</p>	<p>(1) 事業承継・事業引継ぎへの支援</p> <p>①地域の中小企業支援機関等への支援</p> <p>・より多くの中小企業・小規模事業者の事業承継・事業引継ぎを促進するため、国や都道府県が実施する支援施策等や、事業引継ぎ支援センターと事業承継ネットワーク地域事務局の機能を統合した事業承継・引継ぎ支援センターとの連携を図りつつ、地域の中小企業支援機関等の職員等が能動的に事業承継支援を行うために必要な支</p>	<p>(1) 事業承継・事業引継ぎへの支援</p> <p>①地域の中小企業支援機関等への支援</p> <p>○地域の中小企業支援機関に対する講習会等</p> <p>・各地域本部等において、地域の中小企業を支える支援機関や金融機関に対し、事業承継に関する支援能力の向上や支援の仕組み作りをサポートするための、相談・助言、講習会を実施。</p> <p>地域本部の中小企業アドバイザーによる地域の中小企業支援機関等向け講習会等</p> <p>支援者数：12,061者</p> <p>講習会開催数：314回</p> <p>○中小企業・小規模事業者に対する専門家派遣</p>			

<p>も相談せずに承継時期を迎えてしまい、廃業してしまうといった実態がある。こうした実態に対して、地域の中小企業支援機関等では、相談を待ち受けるだけではなく、事業承継に係る問題を認識しているものの相談をしない経営者や事業承継に係る問題を認識していない経営者に対して率先して声掛けを行うなど、問題解決のための支援が課題となっている。しかしながら、このような課題について地域の中小企業支援機関等の認識が必ずしも十分ではないことから、機構では支援能力向上や継続的な支援ができる体制構築に向けて、専門家の派遣等による助言、研修、優良事例の情報共有等の支援を積極的に行う。</p> <p>また、事業引継ぎにおいては、親族や従業員、後継者がいない中小企業・小規模事業者の経営者にとって、M&A等の第三者承継が有効な解決策であると</p>	<p>援機関等が抱える支援上の課題解決に向けて、専門家の派遣等による相談・助言、講習会、優良事例の情報共有等の支援を積極的に行う。</p>	<p>援能力の向上や支援の仕組み作り及び中小企業・小規模事業者等への事業承継への支援の実施に関する相談・助言、講習会等を行う。</p> <p>これらの取組を通じ、機構が支援した事業承継に関する支援者数を5,000者以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中小企業支援機関等の支援能力の向上のため、中小企業・小規模事業者の経営者・後継者に対し専門家を派遣し、相談・助言等を行う。 ・事業承継・事業引継ぎを促進するため、中小企業・小規模事業者等への事業承継の早期・計画的な取組の必要性に関する気付きを与えるためのツール等の提供を行うとともに、施策情報の普及・啓発を図るためのフォーラム等を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・経営者・後継者等に対する専門家派遣を通じ、事業者の円滑な事業承継と同席する地域の中小企業支援機関への支援ノウハウの移管を実施。 <p>支援企業数：73先 支援回数：170回</p> <p>○事業承継フォーラムの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継を経験した経営者の取組を参考として、円滑な事業承継を促進するため、中小企業・小規模事業者、支援機関等を対象としたフォーラムを完全オンライン化し、開催。フォーラム1から4までの動画完全視聴数：40,434回 <p>【事例】M信用金庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫では、本格的な事業承継支援の取組強化の必要性から、独自で座学セミナー等を開き支援策を模索するも実務に活かされていないことを懸念し、機構に相談。中小企業アドバイザーは渉外担当者の対話力・ヒアリング力と支援スキルの向上を見据え、実務に即したOJT形式の勉強会を展開。当金庫の支援担当者3人が中小企業アドバイザーの助言を得ながら全渉外担当者をサポート。（「全体講義・事業性評価シートの作成」、「検討会」、「モニタリング・OJT」等を実施。支援する企業の選定、その企業に対するヒアリング、ポイントの整理、課題の整理と解決法の検討、専門家との企業への同行訪問等。） ・特徴的なのは、企業の事業内容や成長性等を評価し、融資時の指標となる「事業性評価シート」を事業承継支援に有効活用している点。経営者への垣根のない交流や緻密な聞き取りを重ね、企業の実態や特色を詳記し、見える化し、後継者候補に企 		
--	---	---	--	---	--	--

<p>の認識や第三者承継に関する知識を有していないために、廃業してしまうという実態もある。国が都道府県ごとに設置する中小企業・小規模事業者に対する一義的な支援機関である事業引継ぎ支援センター(以下「センター」という。)が個々の中小企業・小規模事業者を支援しているが、機構はセンターがどのような課題に直面し、それに対応するために機構に対してどのような支援ニーズを持っているかを把握することが重要である。具体的には、難度の高いM&A案件に対応するため、各地のセンターが蓄積した支援情報の相互共有や法務・税制面等を踏まえた高度・専門的な助言への支援、各地のセンターが独力では把握が困難な、他のセンターや、地域金融機関、民間仲介会社等の民間支援機関(以下「民間支援機関等」という。)が保有する売り手側企業と買い手側企業の企</p>	<p>②全国の事業引継ぎ支援センターへの支援</p> <p>後継者不足に課題を抱えている中小企業・小規模事業者に対し、全国の事業引継ぎ支援センターが実施する相談・助言及びマッチング支援を通じた事業引継ぎを促進するため、中小企業事業引継ぎ支援全国本部として、各地の事業引継ぎ支援センターの支援能力向上や体制構築のための助言等を実施する。</p> <p>また、マッチングに至る機会を増加させるため、広域マッチング支援に取り組むとともに、事業引継ぎ支援データベースの情報量及び情報の質の充実に向けて、相談者数</p>	<p>②全国の事業承継・引継ぎ支援センターへの支援</p> <p>・後継者不足に課題を抱えている中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継・引継ぎを支援するため、令和3年度から業務範囲が拡大する全国の事業承継・引継ぎ支援センター等に対して、支援能力向上のための相談・助言、研修等を実施する。また、事業承継・引継ぎの重要性の周知、事業承継・引継ぎ支援センターの認知度向上及び事業承継・引継ぎ支援の担い手の育成等を目的として、地域の中小企業支援機関等に対して講習会等を実施する。</p> <p>これらの取組を通じ、機構が支援した支援者数を5,000者以上とする。</p>		<p>業の概観をより深く理解してもらう対話ツールとして活用。すると、決算書の赤字だけを見た後継者候補が記述された特徴から将来性を見出し「継ぐべき」と判断された事例や、財務内容が良くない自社を息子に継がせるべきか悩み、廃業も視野に入れていたが、事業性評価シートを提示すると「親の会社と自社の経営を両立させる」と決意した事例も現れるなど、好事例を創出。</p> <p>②全国の事業承継・引継ぎ支援センターへの支援</p> <p>○事業承継・引継ぎ支援センター等への研修等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターに対して、中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部として、実施体制や中小企業・小規模事業者のM&Aに関する高度・専門的な相談助言を実施。 ・中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部による事業承継・引継ぎ支援センター向け高度・専門的相談対応支援者数：5,946者 ・事業承継・引継ぎ支援事業における支援能力の向上のため、事業承継・引継ぎ支援センターの専門家等に対して研修を実施。 ・中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部による事業承継・引継ぎ支援センター専門家向け研修支援者数：2,101者 開催数：74回 ・事業承継・引継ぎ支援の担い手育成のため、データベースに登録している地域の支援機関等に対する講習会を実施。 <p>中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部による事業承継・引継ぎデータベース登録機関等向け研修</p>		
---	---	---	--	--	--	--

<p>業情報数の増加や、各地のセンターが保有する売り手側企業と買い手側企業の事業引継ぎの条件等に係る情報を補完するため、民間支援機関等が保有する企業情報の確かな内容と鮮度の高い情報の活用といったニーズがある。</p> <p>これらを踏まえ、機構が担う中小企業事業引継ぎ支援全国本部（以下「全国本部」という。）では、各地のセンターに対して、M&A案件に対応するためのノウハウや法務・税制面に係る知識を相談・助言、研修、優良事例の情報共有等を通じて提供する。</p> <p>また、全国本部では、各地のセンターや民間支援機関等に寄せられている売り手・買い手の情報を、他のセンターが検索・閲覧等することによって、手持ち案件のマッチングに至る機会を増やすことができるよう、事業引継ぎ支援データベースに掲載する相談企業数を増加させると</p>	<p>の増加に資する広報の実施や、質の高い案件情報を保有する地域金融機関、民間仲介会社等の民間支援機関によるデータベースへの案件登録及びマッチングへの参加を促す。</p> <p>さらに、登録民間支援機関やマッチングコーディネーター等の地域における事業引継ぎ実務の担い手の育成等を含め、マッチングの促進に向けた体制整備を行う。</p> <p>なお、事業引継ぎ支援センターへの相談案件の一定割合が経営改善・事業再生を必要としている現状に鑑み、中小企業事業引継ぎ支援全国本部と中小企業再生支援全国本部の緊密な連携が取れる体制での事業マネジメントを行うとともに、各地の事業引継ぎ支援センターが中小企業再生支援協議会に経営改善が必要な案件を紹介するなど、双方の一層の連携強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継・引継ぎ支援センターへの相談者数を増加させるため、ダイレクトメール送付、事例動画等の広報施策の実施により、経営者及び地域の中小企業支援機関等に対して幅広く訴求する。 ・事業承継・引継ぎの促進を図るために、地銀・信金や民間のM&A仲介会社等にとっても魅力的な多くの案件を有する利便性・信頼性の高いデータベースを構築・運営するほか、創業に係る支援機関等と連携しつつ、後継者人材バンクの効果的な活用を促進する。 ・ノンネーム情報連絡会等を通じ、県域をまたいだマッチング支援の強化に取り組む。 ・以上の取組を通じ、事業引継ぎにおける広域の成約件数を260件以上とする。 		<p>支援者数：1,541者 開催数：38回</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業承継・引継ぎ支援センターの周知活動 ・事業承継・引継ぎ支援センターの認知度向上のため、ポータルサイトリニューアル、フリーペーパー制作4作品、事例動画8本、ダイレクトメール（送付件数137.7万件）、新聞広告掲載、チラシの制作、雑誌広告等を実施。 ○事業承継・引継ぎ支援データベースの運営及びノンネームデータベースの稼働による効率的なマッチング支援体制の構築 ・適切な情報管理の元で事業承継・引継ぎ支援データベースを運営。 事業承継・引継ぎ支援データベース登録件数： 78,595件（前年度比136.0%） ・登録支援機関に開示するノンネームデータベースの活用を促進。 ノンネームデータベース登録件数： 11,646件（前年度比130.7%） ・上記データベース等の活用による県域をまたいだマッチング支援を実施。 事業引継ぎにおける広域の成約件数：320件（前年度比122.6%） <p>【事例】M&A成約事例（老舗酒蔵の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100年以上続く老舗酒蔵A社の代表者は、70歳を迎えたが、後継 		
---	--	--	--	--	--	--

<p>ともに、全国本部にて注力する広域マッチング支援を推進する。</p> <p>さらに、全国本部では、各地のセンターの手持ち案件について、民間支援機関等が把握している独自情報も活用することでマッチングに至る機会を増やすため、事業引継ぎ支援データベースにおいて民間支援機関等が有する企業情報の的確な内容と鮮度の高い情報を取り込むことにより、売り案件と買い案件の希望条件等の情報の質を充実させる。</p> <p>なお、業況や財務内容等が芳しくないことで現状のままでは売り手側企業としての魅力に乏しい相談者については、マッチング先の探索の前に経営改善が必要であるため、各地のセンターが中小企業再生支援協議会に経営改善が必要な案件を紹介することなどができるよう、中小企業再生支援全国本部との一層の連携強化を図る。</p>				<p>者候補がいなかった。4代続いた伝統のブランド存続のため、第三者への事業引継ぎ（M&A）を決意。商工会議所の紹介で事業承継・引継ぎ支援センターへ相談。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当センターで数社候補を示したものの交渉は進展しなかったが、センターが連携する地元信用金庫から案件の紹介を受けた酒類卸・小売業者のB社が関心を示し、複数回の交渉を経てA社との株式譲渡契約を締結。 各支援機関の連携によりA社の酒造免許とブランドのみならず、建物や機械・器具など酒蔵設備も引き継ぎ。 		
--	--	--	--	---	--	--

<p>(2) 事業承継ファンドへの出資の強化 機構は、事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑化するため、地域金融機関等と連携し、事業承継・事業再編を対象としたファンドへの出資の強化を通じてこれらの円滑な進展を図る</p>	<p>(2) 事業承継ファンドへの出資の強化 地域金融機関等と連携し、事業承継・事業再編を対象としたファンドへの出資の強化を通じてこれらの円滑な進展を図り、事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑化する。組成したファンドに対しては、継続的なモニタリング等を徹底することによりガバナンスを向上させるとともに、各種情報提供や事業引継ぎ支援センターとの連携等を行うことにより、中小企業・小規模事業者の事業承継を支援する。</p>	<p>(2) 事業承継ファンドへの出資の強化 ・地域金融機関等と連携し、事業承継・事業再編を対象としたファンドへの出資を通じてこれらの円滑な進展を図り、事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑化する。具体的には事業承継ファンドを2ファンド以上組成する。</p>		<p>(2) 事業承継ファンドへの出資の強化 ○中小企業経営力強化支援ファンドの組成促進 ・2年度補正予算により措置された出資金を活用し、2年度に創設した「中小企業経営力強化支援ファンド」(新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の悪化を背景とし、事業の承継や事業の再編、再構築を通じて、経営基盤の強化や事業の立て直しに取り組む中小企業に対して投資を行うファンド) への出資事業について、ファンド運営者の公募により組成を促進。地域金融機関等と連携し、事業承継や事業再編を対象とした「中小企業経営力強化支援ファンド」2ファンド(総額86.3億円)に対して、計50億円の出資契約を実施。また、2年度に創設した「中小企業経営力強化支援ファンド」の枠組みを活用し、「サーチファンド型ファンド」にかかる公募を実施、期中に2件の出資を決定。 ・3年度補正予算により追加的に出資金が措置されたことを受け、長期化するコロナ禍の影響により業況が悪化した地域経済の中核となる中小企業等の経営力強化と成長を支援すべく「中小企業経営力強化支援ファンド(3年度補正)」についてもファンド運営者の公募を開始。 ○出資実績累計 事業承継ファンド(中小企業経営力強化支援ファンドを除く)・出資ファンド数累計 4ファンド ・ファンド総額累計 684億円 ・機構出資契約額累計 194億円 ・3年度投資先企業数 12社(累計28社)</p>		
---	---	--	--	--	--	--

			<p>・ 組成後のファンドに対しては投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を通じて、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底するとともに、各種情報提供や事業承継・引継ぎ支援センターとの連携等を行うことにより、中堅企業、中小企業・小規模事業者の事業承継を支援する。</p> <p>・ ファンドからの投資後には、投資から2年経過後の投資先の売上高及び従業員数の増減率等の調査・分析等を行う。</p> <p>・ 令和2年度補正予算（第1号）により措置された出資金については、「新型コロナ</p>		<p>・ 3年度投資金額 108億円 （累計302億円）</p> <p>○中小企業経営力強化支援ファンド</p> <p>・ 出資ファンド数累計 7ファンド</p> <p>・ ファンド総額累計 1,057億円</p> <p>・ 機構出資契約額累計 310億円</p> <p>・ 3年度投資先企業数 16社（累計16社）</p> <p>・ 3年度投資金額 275億円（累計275億円）</p> <p>○出資後のモニタリング・フォローアップの強化</p> <p>ファンド運営状況のモニタリング</p> <p>・ 出資ファンドの組合員集会への出席（12回）のほか、投資委員会へのオブザーバー参加や投資の事前検討会への参加（46回）、その他キーマンとの随時面談等を通じファンドごとのモニタリングシートを整備、運営状況を適時・的確に把握。</p> <p>・ ファンドからの投資報告により投資状況を定期的に把握するとともに、ファンドの決算資料により投資先企業の財務状況等を確認し、企業の成長段階を把握。必要に応じて、経営支援を行う部署等と機構の支援ツールの活用についての情報交換を実施。</p> <p>○投資先企業に対する支援</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

			<p>ウイルス感染症緊急経済対策」(令和 2 年 4 月 7 日閣議決定)に基づいて措置されたことを認識し、新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核となる事業者の再生・第三者承継を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の創設に活用する。</p> <p>・令和 2 年度補正予算(第 2 号)により措置された出資金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核となる事業者の再生・第三者承継を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の拡充のために活用する。</p> <p>・令和 3 年度補正予算(第 1 号)により追加的に措置された出資金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和 3 年 1 月 1 9 日閣議決定)に基づき措置されたことを認識し、長期化するコロナ禍の影響により業況が悪化した地域経済の中核となる中小企業等の経営力強</p>		<p>(支援事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り巻く市場環境が激変し、変化の必要性に迫られる中、社長個人に依存した経営体質からの脱却と、経営基盤の強化を通じた円滑な事業承継の実現を模索していた中小企業(自動車関連用品製造業)に対し、機構出資ファンドが株式を取得し、円滑な事業承継並びに再成長を支援。ファンドから取締役等を派遣し、経営管理体制の強化を図るとともに、品質管理体制の強化や原価低減等の取組みを実施。約 5 年におよぶ機構出資ファンドからの支援の結果、令和 3 年 5 月に同業大手との資本業務提携に至り、円滑な事業承継を果たすとともに、更なる成長に向け、同社と連携した新事業展開を推進中。 <p>○地域毎の企業への投資状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3 年度の事業承継ファンドの投資先合計 <table border="0"> <tr> <td>東京都</td> <td>7 社(累計 1 4 社)</td> </tr> <tr> <td>関東地域(東京除く)</td> <td>6 社(累計 7 社)</td> </tr> <tr> <td>近畿地域</td> <td>6 社(累計 8 社)</td> </tr> <tr> <td>その他地域</td> <td>9 社(累計 1 5 社)</td> </tr> </table>	東京都	7 社(累計 1 4 社)	関東地域(東京除く)	6 社(累計 7 社)	近畿地域	6 社(累計 8 社)	その他地域	9 社(累計 1 5 社)		
東京都	7 社(累計 1 4 社)														
関東地域(東京除く)	6 社(累計 7 社)														
近畿地域	6 社(累計 8 社)														
その他地域	9 社(累計 1 5 社)														

		化と成長を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の拡充のために活用する。		<p>■指摘事項への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年度は、主務省と連携してEBPMに関する検討を行った。今後、中小企業庁が推進するデータ利活用について、機構が保有する各種データの提供に関する検討を実施。 <p>[独立行政法人通則法第28条の4に基づく令和2年度評価結果の反映状況の公表]</p>	
<p>【指標1-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業引継ぎにおける広域の成約件数を2021年度までに2018年度比2倍以上、中期目標期間において、1,100件以上とする。【基幹目標】(新規設定)([参考]2017年度実績:100件) <p>【指標1-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間において、機構が支援した事業承継・事業引継ぎ支援者数を50,000者以上とする。(新規設定)([参考]2015~2017年度実績:23,976者) 	<p>【指標1-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業引継ぎにおける広域の成約件数を2021年度までに2018年度比2倍以上、中期目標期間において、1,100件以上とする。【基幹目標】(新規設定)([参考]2017年度実績:100件) <p>【指標1-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間において、機構が支援した事業承継・事業引継ぎ支援者数を50,000者以上とする。(新規設定)([参考]2015~2017年度実績:23,976者) 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業引継ぎにおける広域の成約件数:260件以上【基幹目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・機構が支援した事業承継・引継ぎ支援者数:10,000者以上 <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継ファンド新規組成数:2本 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業引継ぎにおける広域の成約件数:320件【基幹目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・機構が支援した事業承継・引継ぎ支援者数:21,649者 <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継ファンド新規組成数:2本 	<p>【指標】</p> <p>■事業引継ぎにおける広域の成約件数(基幹目標)</p> <p>プッシュ型事業承継診断にて掘り起こされた具体的案件を各センターでの支援へと繋げる仕組みを構築するため、エリアコーディネーターを全国に新たに配置。また、エリアコーディネーター及びセンター職員向けのマニュアルの整備や研修、研修動画配信等を集中的に実施。さらに、データベースのリコメンド機能の拡充や業種分類の精緻化により、成約支援に注力。その結果、広域成約件数は年度目標260件に対し、320件であり、対年度目標123.0%と目標を達成。また、直近過去2年実績平均との比較においても134.4%を達成。</p> <p>■機構が支援した事業承継・引継ぎ支援者数</p> <p>全国の事業承継・引継ぎ支援センター及び地域の中小企業支援機関等に対しては、事業承継支援能力の向上のための相談・助言、講習会を実施。事業承継・引継ぎ支援者の支援目標10,000者に対し21,649者(対数値目標216.4%)と目標を大きく上回る実績を達成。また、直近過去2年実績平均との比較においても124.5%を達成。</p>	

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	生産性向上		
業務に関連する政策・施策	I T導入促進支援、多様な経営課題を解決するための相談・助言、ハンズオン支援、経営の基盤となる人材の育成、地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援、中小企業・小規模事業者の連携・共同化の促進等。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第1号～6号、8号～15号、17号、20号、22号、24号
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】「2020年までの3年間で約100万社に対してI Tツール導入促進を目指す」という政府目標の達成に向けて、I Tプラットフォームを通じたI T導入促進が重要である。また、人手不足の環境下においては、労働生産性を向上させるため、人材育成にも積極的に取り組むことが重要である。</p> <p>【難易度：高】生産性向上に向けた支援は、機構として新規の取組となること、特にI T導入促進支援については、専門家の不在や情報不足など、中小企業・小規模事業者のI T導入に向けた環境が未整備である現状を踏まえると、難易度は極めて高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0395

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
I Tプラットフォームを活用した中小企業支援機関数 【基幹目標】	中期目標期間において、6,200機関以上 令和3年度1,400機関以上		445機関	1,535機関	1,800機関				予算額（千円）	別紙3参照	別紙3参照	別紙3参照	
機構が支援したI T導入促進支援者数	中期目標期間において、機構が支援したI T導入促進支援者数を28,000人以上 令和3年度2,100人以上		6,028人	7,230人	7,034人				決算額（千円）	別紙3参照	別紙3参照	別紙3参照	
中小企業大学校が実施する	80%以上		97.2%	96.0%	96.2%				経常費用（千円）	別紙4参照	別紙4参照	別紙4参照	

研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率															
中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数	14,800人以上(令和3年度14,800人以上)		17,105人	9,763人	17,922人					経常利益(千円)	別紙4参照	別紙4参照	別紙4参照		
										行政コスト(千円)	別紙5参照	別紙5参照	別紙5参照		
										従事人員数	715人の内数	727人の内数	731人の内数		

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価		評価		評価
2. 生産性向上	2. 生産性向上	2. 生産性向上	<主な定量的指標>		<評定と根拠>		評定	A	

<p>少子高齢化による人口減少、人手不足に対し、十分な対応ができず、中小企業・小規模事業者の労働生産性は伸び悩み、大企業との労働生産性の格差が拡大している状況にあり、中小企業・小規模事業者は生産性向上の課題を抱えている。</p> <p>今後、更なる人口減少が見込まれるなか、日本経済の成長のためには、第4次産業革命技術の社会実装などにより中小業・小規模事業者が労働生産性を高め、「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。</p> <p>そのため、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において「生産性革命」を掲げ、日本経済全体の生産性の底上げを図ることとされたところ。</p> <p>機構は、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献し、イノベーション</p>	<p>少子高齢化による人口減少、人手不足に対し、十分な対応ができず、中小企業・小規模事業者の労働生産性は伸び悩み、大企業との労働生産性の格差が拡大している状況にあり、中小企業・小規模事業者は生産性向上の課題を抱えている。</p> <p>今後、更なる人口減少が見込まれるなか、日本経済の成長のためには、第4次産業革命技術の社会実装などにより中小企業・小規模事業者が労働生産性を高め、「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。</p> <p>そのため、政府は、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において「生産性革命」を掲げ、日本経済全体の生産性の底上げを図ることとしたところ。</p> <p>機構は、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献し、</p>	<p>></p> <p>【指標2-1】</p> <p>・中期目標期間において、ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数を6,200機関以上とする。【基幹目標】(新規設定)</p> <p>【指標2-2】</p> <p>・中期目標期間において、機構が支援したIT導入促進支援者数を28,000人以上とする。(新規設定)</p> <p>【指標2-3】</p> <p>・中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率を80%以上とする。(新規設定)</p> <p>【指標2-4】</p> <p>・中期目標期間において、中小企業</p>			<p>評価： A</p> <p>根拠： 中期目標・中期計画上の指標に基づく数値目標4項目のうち、全項目で達成率120%以上の実績を達成。また、1項目で直近過去2年実績平均との比較において120%を達成。</p> <p>日本の国際競争力維持・向上のためには、大企業のみならず中小企業事業者の生産性の向上が不可欠であるとの認識から、IT導入促進支援、多様な経営課題を解決するための相談・助言、ハンズオン支援、経営の基盤となる人材の育成、地域の中小企業支援機関等(以下支援機関等という)への支援機能及び能力の強化・向上支援等及び人材育成の促進を図った。</p> <p>(1) 中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援</p> <p>コロナ禍において日本全体のIT化の遅れが顕在化する中、中小企業全体のIT化を促進するため、「IT戦略ナビ」や「IT経営簡易診断」等の一連の支援メニューについて、事業者や支援機関等のそれぞれのユーザーの活用ニーズに基づいた適切な誘導ができるよう、ITプラットフォームサイトを全面的にリニューアル。</p> <p>ウェブ上で簡単に自社の経営課題・業務課題が見える化し、IT戦略を立案できるサイト「IT戦略ナビ」に、「業種選択機能(11業種)」、「ITソリューションの種類」など、利便性向上に資する機能の充実。「ここからアプリ」の掲載アプリを拡充し、カバー範囲を拡大。これらの「上手な活用法」を新規掲載し、ユーザーの自立的な活用を促進。</p> <p>3年度においてはインボイスや改正電子帳簿保存法への対応等を支援するため、認定経営革新等支援機関である税理士法人等を重点支援先として選定。税理士法人からの意見を踏まえたコンテンツを厳選して発信するサイト「ここからITサポート」を新規開設したほか、「IT戦略ナビ」に「支援者向け情報提供ページ」を新設する等、より活用しやすいツールとしてバージョンアップを実</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>定量的目標の達成度について、基幹目標は100%以上、基幹目標以外は120%以上であったことを勘案し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、当該項目の評価をAとした。</p> <p>A評価と判断した根拠となる主な成果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT導入の促進について、中小企業が直面するインボイス制度導入を控え、会計業務面のIT化を重視し、税理士法人へのアプローチを強化(訪問回数前年度比27倍)することにより、IT導入促進支援者数の目標を大きく達成。ITプラットフォームを活用した支援機関数も1,800機関と過去最高を達成した。 ・人材育成(中小企業大学校)について、コロナ禍の中、多様なニーズに対応し得る研修体制を構築し、新規に多人数型ライブオンライン研修の実施、オンデマンド研修の拡充等、中小企業大学校の研修コース数を増加させることにより、研修受講者数を17,922人と目標を大きく達成。また、アウトカム指標である研修による課題解決率についても大きく目標を達成した。 <p>これらの成果は、IT導入によりインボイス制度導入やウィズコロナ・ポストコロナ等社会の変革への対応力を強化するとともに、近年、情報化の進展や働き方改革等が進展する中で、女性やサービス業等の中小企業・小規模事業者の多様なニーズに応えるため、研修カリキュラムの充実に加え、出張研修や利便性の高い都市部やWEBを活用したオンライン研修により経営力の強化を図ることで、中小企業等の生産性向上に寄与した。今後も、課題の更なる解決、中期計画の達成に向け引き続き推進していただきたい。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。</p> <p><その他事項> (経営に関する有識者からのコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(IT導入支援について) 未だ伝票等手書きで作
---	--	---	--	--	---	---

<p>や地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、IT導入促進支援、多様な経営課題を解決するための相談・助言、ハンズオン支援、経営の基盤となる人材の育成、地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援等を行う。</p>	<p>イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、IT導入促進支援、多様な経営課題を解決するための相談・助言、ハンズオン支援、経営の基盤となる人材の育成、地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援、中小企業・小規模事業者の連携・共同化の促進等を行う。</p> <p>令和2年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)に基づいて措置されたことを認識し、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるため、以下の事業のために活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業生産性革命推進事業の特別枠創設 ・中小企業・小規模事業者のデジタル化対応を支援するIT専門家への補助や中小企業・小規 		<p>大学等による中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数を7.5万人以上とする。(前中期目標期間実績(2017年度末実績):20.7万人(無料セミナー及び無料研修含む。無料分除くと5.6万人。))</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>○中小企業・小規模事業者の中にはIT導入に対する苦手意識や適切な導入規模等を知らないといった経営者も多く、そのようなITに知見がない中小企業・小規模事業者でも容易にITの活用ができるよう、使いやすいアプリや活用事例などをITプラットフォームに掲載し、快適な閲覧性を追求するとともに、地域の中小企業支援機関等と連携して積極的な情報発信を行う。その上で、中小企業・小規模事業者100万社に対するIT導入促進に向けて、その1</p>		<p>施。</p> <p>さらに、税理士法人による中小企業へのデジタル化支援をサポートするため、「ここからITサポート」を含むITプラットフォームの活用イメージを解説する限定動画リンクを添付したDMを税理士法人に送付するとともに、本部、地域本部によるアプローチを強化。</p> <p>支援機関等のIT支援の自立化を促進するため、IT経営簡易診断の支援プロセスに支援機関職員を同行させる実践型トレーニングを開始。</p> <p>支援機関等への働きかけを強化したことによりIT導入促進支援者数(アウトプット)が増加し、ITプラットフォームの機能強化とインボイス制度を意識したIT化支援等により目標を上回る支援機関数(アウトカム)が増加。</p> <p>(2)生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成</p> <p>増加する人材育成ニーズに応え、多様な受講ニーズに対応し得る研修体制を構築。2年度に得られたコロナ禍での運用経験や感染防止対策への信頼に基づき、以下の取組みにより、過去最高の受講者数を達成。</p> <p>受講者の利便性向上やコロナ禍に対応した安全安心の確保等のため、コースあたりの定員減(収容率50%)を引き続き実施し、それらを補うためにコース数を大幅に増加し、過去最大となる1,032回の研修を提供(前年度比145%)。</p> <p>また、多様なニーズと感染リスク低減の両面に応えるためwebを活用した研修、受講者の県境移動を不要とする各地域での研修等を積極的に展開。webを活用した研修でリアルとオンライン、またオンデマンドでの受講を組み合わせた研修等の実施により研修方式を6方式から7方式へ多様化。</p> <p>コース数の大幅増や新たな研修方式の提供によりアウトプットが増加し、オンラインの活用等により受講者に対して企業内での</p>	<p>成する小規模事業者が多数いる状況において、IT導入は必要不可欠と認識。そのような状況において、IT導入の入り口(IT経営簡易診断等)から出口(IT導入補助金)まで、総合的に支援できるプラットフォームを構築し、支援を実施していることは高く評価できる。また、来年10月から導入されるインボイス制度においても適切な対応を実施しており、今後の更なる支援の強化を期待している。</p>
--	--	--	--	--	--	--

	<p>模事業者が自ら経営課題を認識し、解決するための支援ツール等の整備（以下「中小企業デジタル化応援隊事業」）令和2年度補正予算（第2号）により追加的に措置された交付金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、業種別ガイドライン等に基づく中小企業・小規模事業者の事業再開を支援するため、中小企業生産性革命推進事業の事業再開支援パッケージの実施に活用する。令和2年度補正予算（第3号）により追加的に措置された交付金については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業・小規模事業者の取組を支援するために措置されたことを認識し、令和2年度補正予算（第1号及び第2号）で措置した中小企業生産性革命推進事業</p>	<p>00万社にITプラットフォームを活用した支援が届くよう、全国の主な中小企業支援機関等（約2,500機関）に対し、ITプラットフォームを活用した中小企業・小規模事業者へのIT導入促進の取組を実施するよう働きかけ、5年間でのべ6,200機関が活用することを旨とする。</p> <p>○指標2-2について 政府目標である100万社に対するIT導入促進への貢献の一つとして、地域の中小企業支援機関等を通じたIT化支援に取り組む。具体的には、「IT導入による生産性向上」に有用なIT導入事例などの情報やコンテンツを掲載したITプラットフォームを整備し、地域の中小企業支援機関等向けに同プラットフォームの活用方法を説明する講習会を開催する。講習会では、ITに知見のない地域の中小</p>		<p>実践を促すフォローアップを行い、アウトカムを達成。</p> <p>以上（1）（2）のように、各業務において高い水準で目標を達成していることからA評価と判断。</p>	
--	--	--	--	---	--

	<p>の特別枠を改編した新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）の創設及び小規模事業者の販路開拓のために活用する。</p> <p>令和２年度補正予算（第１号、第２号及び第３号）により実施する事業は令和２年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p> <p>令和３年度補正予算（第１号）により追加的に措置された交付金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和３年１１月１９日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えするため、中小企業生産性革命推進事業において、現行の通常枠の拡充・見直しや新たな特別枠の創設に活用するとともに、円滑な事業承継・引継ぎの推進に活用する。また、課題設定型の伴走型支援に</p>		<p>企業支援機関等の職員であっても、プラットフォームを活用することで、容易かつ効果的なIT化支援が可能となることを理解してもらうことを狙いとする。</p> <p>機構による地域の中小企業支援機関等への営業努力と講習会内容の充実により、参加者数１０人、年間２００回以上開催し、５年間で１０、０００人以上を目指す。</p> <p>○指標２－３について</p> <p>人手不足の環境下において労働生産性を向上させるには、人材育成や業務効率化に積極的に取り組むことが必須である。人材育成は中小企業・小規模事業者にとって重要な経営課題の一つであり、特に強化すべきであるとともに、中小企業・小規模事業者の経営の存続や持続的成長につながる点で対応が急務となっている。</p> <p>機構の役割は、中</p>			
--	--	--	---	--	--	--

	<p>必要な知識やノウハウをオンライン等の研修プログラムとして企画・開発、提供するために活用する。</p> <p>令和3年度補正予算(第1号)により実施する事業は、令和3年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p>		<p>小企業・小規模事業者の経営者や管理者のニーズを踏まえた専門性の高い、実践的な研修を実施することである。研修の効果は、研修で学んだ内容を自社で実践することで初めて得られるものであることから、効果を検証する仕組みを構築するものである。</p> <p>具体的には、研修について、「課題解決済み」「課題解決に取組中」「課題解決に向け検討中」「課題解決に取り組んでいない」の4肢のうち、上位2項目を回答した割合をもって、課題解決率とし、80%以上を目指す。</p> <p>○指標2-4について</p> <p>目標の達成に向けて、ニーズを踏まえた専門性の高い、実践的な研修を実施する。受講者の的確な評価を捕捉し、研修内容に活かすため、無料セミナー受講者数は除くものとする。目標数は、前中</p>			
--	--	--	--	--	--	--

			<p>期目標期間の実績を5千人上回ることを目指す。</p> <p><想定される外部要因> 想定される外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。</p>			
<p>(1) 中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援 中小企業・小規模事業者のIT化は、コスト削減・省力化のみならず、売上拡大・販路拡大にも効果をもたらし、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献するものである。 このため、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」に</p>	<p>(1) 中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援 中小企業・小規模事業者のIT化は、コスト削減・省力化のみならず、売上拡大・販路拡大にも効果をもたらし、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献するものである。 このため、政府は、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において、</p>	<p>(1) 中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援</p>		<p>(1) 中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援</p>		

<p>において、3年間で中小企業・小規模事業者の約3割に当たる約100万社に対するITツール導入促進を掲げたところ。</p> <p>こうした状況を踏まえ、機構は、ITプラットフォーム（2019年度稼働予定）による情報提供、地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォーム活用の促進、機構の支援のツールによるIT導入促進支援により、中小企業・小規模事業者のITツール導入を促進し、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献する。</p>	<p>3年間で中小企業・小規模事業者の約3割に当たる約100万社に対するITツール導入促進を掲げたところ。</p> <p>こうした状況を踏まえ、機構は、具体的に以下の取組を実施する。</p> <p>①ITプラットフォームによる情報提供及び地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォーム活用の促進</p> <p>機構は、中小企業・小規模事業者のIT導入の裾野を広げるため、IT導入に係る中小企業・小規模事業者支援のプラットフォームとして、中小企業・小規模事業者のIT活用の事例、中小企業・小規模事業者が安全・安心に使えるITツール情報等を中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に届けることとする。</p> <p>また、地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォームを活用したIT導入促進を支援するため、当該支</p>	<p>①ITプラットフォームによる情報提供及び地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォーム活用の促進</p> <p>・機構は、中小企業・小規模事業者のIT導入の裾野を広げるため、生産性向上に関する経営課題をIT導入により解決に導くための情報等を提供するウェブサイトとして、IT導入に係る中小企業・小規模事業者支援のプラットフォーム（ITプラットフォーム）を構築し、中小企業・小規模事業者のIT活用の事例、中小企業・小規模事業者が安全・安心に使えるITツール情報等を中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に届けること</p>		<p>①ITプラットフォームによる情報提供及び地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォーム活用の促進</p> <p>○サイトリニューアル及び提供情報の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年11月に全面的なサイトリニューアルを実施。各種支援メニューの利用促進のため、利用者の状況に応じた活用イメージを掲載するなど工夫。 ・ウェブ上で簡単に自社の経営課題・業務課題が見える化し、IT戦略を立案できるサイト「IT戦略ナビ」に、「業種選択機能」、「ITソリューションの種類」、「支援者向け情報提供ページの新設」など、利便性向上に資する機能を拡充。 ・インボイスや改正電子帳簿保存法への対応等を支援するため、認定経営革新等支援機関である税理士法人等をサポートする目的で、IT導入促進支援にあたって必要な情報やコンテンツを集約した専用サポートサイト「ここからITサポート」を開設。 		
---	--	---	--	--	--	--

		<p>援機関等に対し、相談・助言、講習会等を行う。</p>	<p>とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォームを活用したIT導入促進を支援するため、当該支援機関等に対し、相談・助言、講習会等を行う。 <p>これらの取組を通じて、機構が支援したIT導入促進支援者数を2,100人以上とする。また、ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数を1,400機関以上とする。</p>		<p>○講習会等を通じたITプラットフォームの活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の支援機関等にIT導入支援をテーマとした相談・助言、講習会等を実施。また、日本商工会議所や全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会等の全国組織に対し、ITプラットフォーム活用の働きかけを行うことにより支援の裾野拡大を企図。 <p>IT導入促進支援者数：7,034人 ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数：1,800機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の政策トピックス等をテーマとした講習会をより効率的に展開するための本部主催のオンライン講習会を2年度に試行的に3回実施したが、3年度は6回に拡充。 <p>(3年度実績：受講者数827名、対前年度比225.9%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに、オンライン講習会参加後のフォローアップとして支援機関同士の意見交換が可能なオンライン交流会を開催し、支援機関が抱える課題や成功事例等の情報交換等を通じて、更なる支援力向上に繋げる取組みを試行。 <p>(5回開催 11機関参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT化支援の裾野を拡大するため、機構専門家が実施するIT経営簡易診断のプロセスに支援機関職員が参加し、ITプラットフォームを活用した支援手法をOJT形式で習得できるようにする新たな人材育成支援を試行。 <p>(15機関)</p>		
--	--	-------------------------------	--	--	--	--	--

	<p>②機構の支援ツールによる I T 導入促進支援</p> <p>機構は、中小企業・小規模事業者の生産性向上に資する I T 導入を促進するため、地域中核・成長企業等に対する企業経営と I T に精通した専門家による相談・助言、ハンズオン支援による長期的かつ一貫した支援、中小企業・小規模事業者及び地域の中小企業支援機関等向けの I T 関連研修、e コマース活用のための情報提供、相談・助言等を行う。</p>	<p>②機構の支援ツールによる I T 導入促進支援</p> <p>・中小企業・小規模事業者の生産性向上に資する I T 導入を促進するため、地域中核・成長企業等に対する企業経営と I T に精通した専門家による相談・助言、ハンズオン支援による長期的かつ一貫した支援を行う。</p> <p>これらの取組を通じ、ハンズオン支援については、派遣終了後の支援先に対して所期の目標達成状況に関する調査を実施し、5 段階評価において上位 2 段階の評価を得る割合を 7 0 % 以上とし、派遣開始から 2 年経過後の「売上高」又は「経常利益」の伸び率が、中小企業実態基本調査のデータを 1 割以上、上回ることをとする。</p> <p>・中小企業・小規模事業者及び地域の中小企業支援機関等向けの I T 関連研修を行う。</p>		<p>②機構の支援ツールによる I T 導入促進支援</p> <p>○ I T 経営簡易診断事業</p> <p>・専門家との 3 回の面談を通して、全体最適の観点から経営課題・業務課題を整理・見える化し、最適な I T ツールの提案を実施し、中小企業・小規模事業者の I T 導入を支援。</p> <p>・支援企業数 4 8 7 社、支援回数 1, 4 6 3 回</p> <p>(支援事例)</p> <p>I T 経営簡易診断事業</p> <p>・創業から 1 0 0 年を数える老舗の陶磁器製造企業。伝統を受け継ぎながらも、現代のライフスタイルに合わせた新たな商品開発に取組、近年では海外からの注文も増えている。一方で、増加する業務量に対して限られた人員で対応するには効率的な業務運営が課題と認識しており、本事業の活用で活路を求めた。専門家によるヒアリングの結果、既存の業務フローの中に I T 活用の余地を見出し、特に、顧客対応の効率化に向けた問い合わせ履歴共有の仕組みや見積もり作成支援システム、また、各種帳票の発行システムなどを提案。</p> <p>I T 活用による課題解決提案を受け、システム導入に向けた検討を開始。</p> <p>○戦略的 C I O 育成支援事業</p> <p>・ I T システム導入による経営課題の解決・経営改革を計画的に実現するため、経営戦略に基づく I T 化計画の策定及びその実施に取り組む中小企業・小規模事業者に対して専門家によるアドバイスをを行うとともに、企業内 C I O 候補者の育成を支援。</p> <p>・支援件数 9 2 件、支援回数 7 3 8 回</p> <p>・ 3 年度に派遣を終了した支援件数 5 4 件、所期の目標達成率 8 7. 0 %。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

				<p>(支援事例)</p> <p>戦略的C I O 育成支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和40年創業の県内トップの給食サービス業。1000名規模の地域雇用にも貢献してきたが、次世代への事業承継、組織的な運営の仕組みづくりの必要性に迫られていた。金融機関からの紹介で事業承継支援を行い、その後専門家継続派遣事業を実施することにより、本事業と複合的に支援を展開。次世代経営を見据えた課題抽出と事業計画策定を行い、中長期的な人材育成の方針と計画を定め、実行に移した後、次世代の組織運営を実現する情報化構想を策定。ITランドデザインによって必要なシステム機能、社内推進体の明確化を図り、システム化に向けたロードマップでパッケージ比較調査、概算投資額の算出を行い、システム化推進プロセスをまとめたことで、独力で情報化推進を実現できるまでに到達。 <p>(ハンズオン支援事業全体の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上高の伸び率：-5.3% ・経常利益の伸び率：-4.6% <p>○生産工程スマート化診断事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家との3回の面談を通して、生産工程の自動化、ロボット化等に向けた設備投資やデジタル技術活用の提案を実施し、中小企業の生産工程の効率化、可視化、管理体制の確立を支援。 ・支援企業数67社、支援回数205回 <p>(支援事例)</p> <p>生産工程スマート化診断事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半世紀以上の歴史がある銅・銅合金鋳造品の製造業。鉄鋼メーカー向けに銅・銅合金を使った高品質な溶接製品（オーダーメイド）を提供し、銅ステープでは国内最大手。母材の金属に合金を溶着させる工程において、熟練者が3 	
--	--	--	--	--	--

			<p>・ITやeコマースを活用した中小企業・小規模事業者の経営力の充実を図り、生産性向上や国内外の販路開拓の拡大を目指すため、関係団体、民間団体等と連携を図り、中小企業・小規模事業者向けの相談・助言、セミナー、ITサービス提供事業者等とのマッチングイベントを実施する。</p>		<p>時間以上にわたり手作業を行っていたため、溶接ロボット導入の可能性を調査・提案。本事業により、熟練技術を要する溶接工程を「ヒト」と「ロボット」に仕分けして、ロボット導入による労働生産性の向上を試算することで、要件を明確化。本件ロボットの導入により①技能承継、②3K解消、③労働生産性の向上が期待されることから、業者を選定して秘密保持契約を締結。今後は本格的な試行実験に移行予定。</p> <p>(ハンズオン支援事業全体の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上高の伸び率：－5.3% ・経常利益の伸び率：－4.6% <p>・中小企業・小規模事業者及び地域の中小企業支援機関等向けに、ITの活用方法やIT導入支援等に係る研修を実施。</p> <p>○IT・EC活用支援事業</p> <p>○セミナー・ワークショップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者がモール出店や自社ECサイトを構築するために必要な基礎知識や、実践のためのノウハウを習得することを目的としたセミナーおよびワークショップを開催。 <p>【セミナー】</p> <p>開催回数：41回</p> <p>参加者数：2,368人</p> <p>【ワークショップ】</p> <p>開催回数：4回</p> <p>参加者数：39人</p> <p>○マッチングイベント</p> <p>【オンライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間EC支援事業者等（モール、カートASP（自社サイト）、物流、決済、Webマーケティング、翻訳等）と中小企業・小規模事業者のマッチングイ 		
--	--	--	--	--	--	--	--

				<p>ベントを開催。</p> <p>「EC Camp オンライン2021」 来場登録者数・・・678人 来場者数・・・381人 商談件数・・・236件</p> <p>【東京】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記と同様のマッチングイベントをリアル会場（新宿）にて開催。 <p>「EC Camp in 東京2021」 来場登録者数・・・487人 来場者数・・・222人 商談件数・・・254件</p> <p>○EC活用支援パートナー制度・中小企業・小規模事業者のEC、ITの導入等を推進するには、支援する事業者の協力が不可欠であることから、支援事業者をEC活用支援パートナー制度として登録。</p> <p>EC活用支援パートナー制度の3年度末累計登録者数129社</p> <p>○EC活用支援アドバイス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今期より原則週5日実施、オンライン面談またはメールによる相談を実施。 <p>アドバイス件数 324件 [内訳] 国内EC相談 194件 越境EC相談 130件</p> <p>○オンライン講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者のデジタル化やECを活用した販路開拓を推進するための最初のステップとして、幅広い層が使用している動画配信インフラ「YouTube」や、機構が運営しているebizを活用し、中小企業・小規模事業者が時間的制約なく、ITの活用、実践的なECノウハウや越境ECについて学習できるオンライン講座を実施。 <p>講座配信数： 134講座（累計）</p>	
--	--	--	--	---	--

			<p>・令和2年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるため、中小企業・小規模事業者のデジタル化対応を支援するIT専門家への補助や中小企業・小規模事業者が自ら経営課題を認識し、解決するための支援ツール等の整備（以下「中小企業デジタル化応援隊事業」）</p>	<p>視聴回数： 1, 321, 962回</p> <p>○モール活用型ECマーケティング等支援事業解体（中小企業デジタル化応援隊事業）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ECを活用した販路開拓を促進するため、ebiz上にオンライン講座・EC活用支援事例等を展開し、またECに関する知見を深めるためのテーマにてセミナーを実施。更には、国内・越境モールへの出店によるテストマーケティングを支援し、中小企業・小規模事業者のEC活用の自立化を支援。 <p>国内モールの出品企業数：446社 越境モールの出品企業数：215社</p> <p>○3年度中小企業デジタル化応援隊事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えることを目的に、中小企業・小規模事業者のデジタル化対応を支援するため、4月から2月までIT専門家への補助事業を実施。 <p>IT専門家登録者数：14, 119人（※） 支援実施件数：5, 211件 支援回数：37, 153回 （※）2年度事業の登録者のうち5, 722人が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> ・また2年度に開発したウェブ上で簡単に自社の経営課題・業務課題が見える化し、IT戦略を立案できるサイト「IT戦略ナビ」について、「業種選択機能」の追加等ツールの改善を行い、更なる事業者の利用促進および支援機能向上を企図。 </p>		
--	--	--	---	---	--	--

			のために活用する。			
	<p>(2) 生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成 中小企業・小規模事業者が事業活動を円滑に行っていく上で直面する経営上の多様な課題に適切に対応し、生産性向上を図っていくためには、中小企業・小規模事業者に対する専門的な相談・助言や経営の基盤となる人材の育成が必要不可欠である。 多様な経営課題への相談・助言については、従来からの取組に加え、AI・ITを活用した新たな経営相談の仕組みを構築し、効果的・効率的に支援を提供する。また、機構は、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する地域経済を牽引するような地域中核・成長企業等</p>	<p>(2) 生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成 中小企業・小規模事業者が事業活動を円滑に行っていく上で直面する経営上の多様な課題に適切に対応し、生産性向上を図っていくためには、中小企業・小規模事業者に対する専門的な相談・助言や経営の基盤となる人材の育成が必要不可欠である。 そのため、機構は、具体的に以下の取組を実施する。</p> <p>①多様な経営課題への円滑な対応 中小企業・小規模事業者に対する多様な経営課題への相談・助言については、従来からの取組に加え、AI・ITを活用した新たな経営相談の仕組みを構築し、効果的・</p>	<p>(2) 生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成</p> <p>①多様な経営課題への円滑な対応 ・中小企業・小規模事業者に対する多様な経営課題への相談・助言については、従来からの取組に加え、AI・ITを活用し、効果的・</p>	<p>(2) 生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成</p> <p>①多様な経営課題への円滑な対応 ○経営相談事業 ・全国9地域本部にて日常的に経営相談を実施。 ・SDGsやカーボンニュートラルの最新の経営課題への相談に対応するため、本部および地域本部において相談窓口を設置。 ※SDGs相談窓口を設置した地域本部 北海道本部、関東本部、北陸本部、近</p>		

<p>を支援するため、生産性向上支援などの政策意義・要請が大きく、より難度・専門性の高い分野の支援に重点を置き、専門家による相談・助言、ハンズオン支援を行う。</p> <p>また、生産性向上に資する多様な経営課題解決のため、経営者、管理者及びこれら候補となる人材などに対し、Webを活用した研修や地域の中小企業支援機関等と連携した研修などの提供方法を通じて、事例研究や演習などによる実践的な研修等を行う。</p>	<p>効率的に支援を提供する。</p> <p>また、IT化、販路開拓、海外展開、成長分野参入、事業承継・引継ぎ、知的財産、ものづくり、製品開発、営業力の強化等の生産性向上に関する経営課題を抱えるイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する地域経済を牽引するような地域中核・成長企業等を支援するため、生産性向上支援などの政策意義・要請が大きく、より難度・専門性の高い分野の支援に重点を置き、専門家による相談・助言、ハンズオン支援による長期的かつ一貫した支援を行う。</p>	<p>効率的に支援を提供する。</p>		<p>畿本部、九州本部</p> <p>※カーボンニュートラル相談窓口を設置した地域本部</p> <p>本部、東北本部、九州本部</p> <p>・経営相談件数4,970件 うち38.1%をWeb相談で対応</p> <p>※地域本部別経営相談件数</p> <p>北海道本部241件、東北本部302件、関東本部491件、中部本部738件、北陸本部339件、近畿本部830件、中国本部815件、四国本部407件、九州本部262件、本部545件</p> <p>・利用者の役立ち度99.4%</p> <p>・今後の利用希望度99.0%</p> <p>○オンライン経営相談サービス「E-SODAN」事業</p> <p>・中小企業の経営者などを対象に、AIチャットボットを活用したオンラインの経営相談サービス「E-SODAN」により、24時間365日オンラインで相談に対応。</p> <p>・機構が保有する経営相談Q&Aデータや知識データを活用したFAQの作成に加え、SDGsやカーボンニュートラル、EC、情報セキュリティ等、中小企業やその支援者の関心が高いと思われるテーマに関するFAQの新規の投入等を行い、利便性を向上。</p> <p>・AIチャットボットでは対応が難しい相談には、有人チャットを案内し、専門家が直接チャットで対応することにより、利用者の満足度を向上。</p> <p>・チャットボットの利用者数7,735人、うち、有人チャットで376人に対応。</p> <p>○IT経営簡易診断事業</p> <p>・専門家との3回の面談を通して、全体最適の観点から経営課題・業務課題を整理・見える化し、最適なITツール</p>		
--	---	---------------------	--	---	--	--

			<p>・また、IT化、販路開拓、海外展開、成長分野参入、事業承継・引継ぎ、知的財産、ものづくり、製品開発、営業力の強化等の生産性向上に関する経営課題を抱えるイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する地域経済を牽引するような地域中核・成長企業等を支援するため、生産性向上支援などの政策意義・要請が大きく、より難度・専門性の高い分野の支援に重点を置き、専門家による相談・助言、ハンズオン支援による長期的かつ一貫した支援を行う。</p> <p>これらの取組を通じ、相談・助言については、その利用者</p>	<p>の提案を実施し、中小企業・小規模事業者のIT導入を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援企業数487社、支援回数1,463回（再掲） <p>○生産工程スマート化診断事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家との3回の面談を通して、生産工程の自動化、ロボット化等に向けた設備投資やデジタル技術活用の提案を実施し、中小企業の生産工程の効率化、可視化、管理体制の確立を支援。 ・支援企業数67社、支援回数205回（再掲） <p>○専門家継続派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT化、販路開拓、製品開発、生産性の向上、営業力の強化等、多様な経営課題へ円滑に対応するため、経営基盤の強化に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、経営課題を的確に把握し、ニーズに応じた支援を実施。 ・全国規模の専門家ネットワークから最適な専門家を選定し、職員と専門家でチームを編成。案件毎に、支援計画を策定し、企業の社内チームと一体的なプロジェクトチームで支援に取組、企業の自立的な成長基盤を強化。 <ul style="list-style-type: none"> ・支援件数336件、支援回数3,090回 ・3年度に派遣を終了した支援件数202件、所期の目標達成率98.5% <p>(支援事例)</p> <p>専門家継続派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年設立の水産加工食品メーカー。独自の加工技術で市場から高い評価を受け、地元支援機関の支援で売上は右肩上がりであったが、原材料の水揚げ漁獲量やサイズの変動、水揚げ時期の集中等の要因で黒字化できず、業績回復に課題を抱えていた。そこで、 		
--	--	--	--	--	--	--

			<p>に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、5段階評価において上位2段階の評価を得る割合を70%以上とする。ハンズオン支援については、派遣終了後の支援先に対して所期の目標達成状況に関する調査を実施し、5段階評価において上位2段階の評価を得る割合を70%以上とし、派遣開始から2年経過後の支援先の「売上高」又は「経常利益」の伸び率が、中小企業実態基本調査のデータを1割以上、上回ることをとする。</p>		<p>本事業で緻密な現状分析から重点施策と数値計画の策定、それらを確実に実行し、結果を刈り取る仕組み・体制（PDCA展開）をつくり、管理会計による検証（GAP分析）を実践して、計画経営の仕組みを構築。新型コロナの影響により売上は▲11%と減少するも、支援の結果、経常利益の黒字化を達成。</p> <p>○戦略的CIO育成支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITシステム導入による経営課題の解決・経営改革を計画的に実現するため、経営戦略に基づくIT化計画の策定及びその実施に取り組む中小企業・小規模事業者に対して専門家によるアドバイスをを行うとともに、企業内CIO候補者の育成を支援。 ・支援件数要確認92件、支援回数738回 ・3年度に派遣を終了した支援件数54件、所期の目標達成率87.0%。 (再掲) <p>○経営実務支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者の経営課題の解決を図るため、大企業・中堅企業で豊富な実務経験を積んだ専門家を派遣して支援を実施。 ・支援件数86件、支援回数569回 ・3年度に派遣を終了した支援件数64件、所期の目標達成率98.4% <p>(支援事例)</p> <p>経営実務支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和33年創業の木製家具・建具メーカー。平成14年に日本の伝統木工技術の「組子」で新部門・新ジャンルを立上げ、国内外から高い評価を得ていた。新ジャンル製品の供給体制の強化のため、生産ラインが混在する作業場を機械化や若手とベテランの職人が共 		
--	--	--	--	--	---	--	--

					<p>創する作業場に転換を図る必要があった。そこで本事業で、70以上ある工程の作業フローを見える化し、最適な作業動線を実現する理想レイアウトを策定。組子制作の動線は204mから131mと▲35%削減される生産性の高い作業場となった。このほかに見積方法の標準化によるリードタイム短縮など、間接業務の改善も図り、2倍の業務をこなせる作業フローに改善。</p> <p>○販路開拓コーディネート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規性の高い優れた新製品・新技術・新サービスを持ちながら販路開拓が困難な中小企業・小規模事業者に対し、マーケティング企画のブラッシュアップ支援を行い、首都圏若しくは近畿圏市場を舞台とした支援を実施。 ・支援件数183件、支援回数881回 ・3年度に派遣を終了した支援件数101件、所期の目標達成率98.0% <p>(支援事例)</p> <p>販路開拓コーディネート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成4年設立の電力設備・電気工事業。高圧ケーブル工事や空調工事、JRのホームドア設置工事等を手がけてきたが、労働集約要素が強く、需要の波もあり、収益が不安定であった。そのため平成25年に「高齢者見守りサービス」を展開するなど、近年は官公庁から民間へと取引先を広げてきていた。今回新たにトイレトーパー端部の三角折をなくす専用付箋紙を開発し、ホテル業界をターゲット市場としたテストマーケティングを支援。新型コロナの影響で打撃を受けたホテル業界へのアプローチは困難を極めたが、6社にデモ・ヒアリングを行い、1社から試用の機会を得て、商品の受容性の確認、改良の課題整理ができたことで、今後の市場投入の道筋が明確化。 		
--	--	--	--	--	--	--	--

			<p>・中小企業・小規模事業者は、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入など、相次ぐ各種の制度変更に対応していく必要があることに鑑み、令和元年度補正</p>		<p>(ハンズオン支援事業全体の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上高の伸び率：－ 5. 3% ・経常利益の伸び率：－ 4. 6% <p>○研究開発・技術の高度化に取り組むものづくり中小企業に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域本部にもものづくり支援の専門家を配置。研究開発・技術の高度化に取り組むものづくり中小企業に対して、戦略的基盤技術高度化支援事業（以下「サポイン事業」という。）を中心とした研究開発計画のブラッシュアップ支援及び事業化に向けたサポートを実施。 <p>支援件数 1, 809件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域本部において、経済産業局等と連携しながら研究開発の成果普及や事業化の促進等を目的としたセミナー・フォーラム・ビジネスマッチング等をオンラインも活用しながら開催。 <p>開催回数 27回 支援企業数 516社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり中小企業の支援ニーズに対応すべく、地域支援機関や経済産業局と共催した地域支援機関連携会議、サポイン事業管理機関向け勉強会等を開催するなど、各支援機関等と連携した活動を展開。 ・また、サポイン事業の個別プロジェクトの事業化を促進すべく、機構が有する各種支援ツールを紹介、提供。 <p>○ものづくり補助金の採択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元年度補正予算（第1号）により、中小企業・小規模事業者の設備投資支援を実施。 ・2年度補正予算（第1号）により、補助率を引き上げた「特別枠」を設け、2年度補正予算（第2号）では、更なる補助率の引き上げ及び業種別ガイドライン等に基づいて行う感染防止対策等の取組への支援を拡充。 		
--	--	--	--	--	--	--	--

			<p>予算（第 1 号）により追加的に措置された交付金については、中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るために措置されたことを認識し、中小企業・小規模事業者の設備投資、販路開拓、IT ツールの導入等への支援を行う中小企業支援機関等への助成の制度対応や生産性向上の取組状況等に応じた機動的な実施、制度の内容や支援策、優良取組事例の周知・広報並びにこれらの事業者の制度対応や生産性向上に係る相談対応及び国内外への事業拡大やIT化促進等に係るハンズオン支援（中小企業生産性革命推進事業）のために活用する。</p> <p>・令和2年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、新型コロナウイルス</p>	<p>また、2年度補正予算（第3号）でも補助率を引き上げた「新特別枠」を創設。</p> <p>加えて、3年度補正予算（第1号）では、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たな特別枠を創設し、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援。</p> <p>3年度補正予算（第1号）においては、経済対策に基づき、デジタル枠、グリーン枠を創設したが、事業実施体制を迅速に整備し、公募を開始</p> <p>申請件数</p> <p>通常枠：9,736件 （累計23,351件）</p> <p>特別枠：0件 （累計14,984件）</p> <p>新特別枠：9,017件 （累計11,417件）</p> <p>採択件数</p> <p>通常枠：5,653件 （累計12,959件）</p> <p>特別枠：0件 （累計4,597件）</p> <p>新特別枠：4,532件 （累計5,495件）</p> <p>○持続化補助金の採択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元年度補正予算（第1号）により、小規模事業者等が取り組む販路開拓支援を実施。 ・2年度補正予算（第1号）により、補助上限を引き上げた「特別枠」を設け、2年度補正予算（第2号）では、補助率の引き上げ及び業種別ガイドライン等に基づいて行う感染防止対策等の取組への支援を拡充。 <p>また、2年度補正予算（第3号）でも補助上限を引き上げた「新特別枠」を創設。</p> <p>加えて、3年度補正予算（第1号）では、現行の通常枠の一部見直しを行う</p>		
--	--	--	--	---	--	--

		<p>感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるため、中小企業生産性革命推進事業の特別枠創設のために活用する。</p> <p>・令和2年度補正予算（第2号）により追加的に措置された交付金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、業種別ガイドライン等に基づく中小企業・小規模事業者の事業再開を支援するため、中小企業生産性革命推進事業の事業再開支援パッケージの実施に活用する。</p> <p>・令和2年度補正予算（第3号）により追加的に措置された交付金については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業・小規模事業者の取組を支援するために措置されたことを認識し、令和2年度補正予算（第1号及び第2号）で措置した中小企業生</p>	<p>とともに、新たな特別枠を創設し、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援。</p> <p>3年度補正予算の特別枠については、補助率や補助上限額を引き上げるとともに、事業者の利便性を重視した制度設計を行い、公募を開始。</p> <p>申請件数：</p> <p>通常枠：23,101件 （累計 80,415件）</p> <p>特別枠：0件 （累計164,198件）</p> <p>新特別枠：40,542件 （累計 40,542件）</p> <p>採択件数：</p> <p>通常枠：21,183件 （累計 48,146件）</p> <p>特別枠：0件 （累計 69,919件）</p> <p>新特別枠：23,813件 （累計 23,813件）</p> <p>○IT導入補助金の採択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元年度補正予算（第1号）により、中小企業・小規模事業者等が生産性向上に資するITツールの導入支援を実施。 ・2年度補正予算（第1号）により、補助率を引き上げた「特別枠」を設け、2年度補正予算（第2号）では、更なる補助率の引き上げを実施。 <p>また、2年度補正予算（第3号）でも補助率を引き上げた「新特別枠」を創設し、業務の非対面化やテレワークに取り組む中小企業を優先的に支援するとともに、遡及申請も認めるなど、中小企業が直面する喫緊の課題解決に資する制度設計を実施。</p> <p>加えて、3年度補正予算（第1号）では、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たな特別枠を創設し、成長投資の加速化と事業環境変化への対</p>		
--	--	---	---	--	--

			<p>産性革命推進事業の特別枠を改編した新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）の創設及び小規模事業者の販路開拓のために活用する。</p> <p>令和3年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えするため、中小企業生産性革命推進事業において、現行の通常枠の拡充・見直しや新たな特別枠の創設に活用するとともに、円滑な事業承継・引継ぎの推進に活用する。また、課題設定型の伴走型支援に必要な知識やノウハウをオンライン等の研修プログラムとして企画・開発、提供するために活用する。</p>		<p>応を支援。</p> <p>申請件数</p> <p>通常枠：13,786件 （累計30,275件）</p> <p>特別枠：0件 （累計66,072件）</p> <p>新特別枠：38,240件 （累計38,240件）</p> <p>採択件数</p> <p>通常枠：7,702件 （累計14,361件）</p> <p>特別枠：0件 （累計21,181件）</p> <p>新特別枠：23,123件 （累計23,123件）</p> <p>・課題設定型の伴走型支援に必要な知識やノウハウをオンライン等の研修プログラムとして企画・開発。</p>		
--	--	--	---	--	--	--	--

	<p>②経営の基盤となる人材の育成</p> <p>中小企業・小規模事業者がその経営力を強化し、生産性を向上させることを支援するため、経営者、管理者及びこれらの候補となる人材などに対し、経営戦略、組織マネジメント、人事・労務、マーケティング・営業強化、IT活用・業務効率化、国の政策課題への対応など経営課題解決に資する実践的な研修を事例研究や演習などを交え実施する。研修は、基盤となる経営知識の修得に加え、経営に関する分析力、洞察力、意思決定力などの経営に必要な能力の向上と専門知識の修得などとする。</p> <p>研修の提供方法は、受講のための利便性に配慮し、Webを活用した研修、地域の中小企業支援機関等と連携した研修、地域の都市部などでの研修及び中小企業大学校を活用した研修などとする。</p> <p>また、研修を受講した企業に対して</p>	<p>②経営の基盤となる人材の育成</p> <p>・中小企業・小規模事業者がその経営力を強化し、生産性を向上させることを支援するため、経営者、管理者及びこれらの候補となる人材などに対し、経営戦略、組織マネジメント、人事・労務、マーケティング・営業強化、IT活用・業務効率化、国の政策課題への対応など経営課題解決に資する実践的な研修を事例研究や演習などを交え実施する。研修は、基盤となる経営知識の修得に加え、経営に関する分析力、洞察力、意思決定力などの経営に必要な能力の向上と専門知識の修得などとする。</p> <p>・これらを踏まえて実施する研修は、次代の経営者を目指す経営後継者に必要な基本的能力や知識を実践的に修得する経営後継者研修、経営能力全般を向上させる経営管理者研修、ケースメソッド教授法を取り入れ経営に関する分析力や意思</p>		<p>②経営の基盤となる人材の育成</p> <p>○経営戦略、組織マネジメント、人事・労務、マーケティング・営業強化や、事業承継、ITを活用した生産性向上、BCP等の政策課題に対応した、経営課題解決に資する実践的な研修を実施。</p> <p>研修回数781回、受講者数11,822人(「中小企業大学校等の研修を通じた支援能力の向上」との合計 研修回数1,032回、受講者数17,922人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社の経営課題抽出と解決策の策定を少人数ゼミナールや課題研究を通じて検討し、講師によるきめ細かい指導を通して、自社の経営革新を実現する実践力を身に付けることに重点を置いた経営後継者研修、経営管理者研修・工場管理者研修、高度実践型経営力強化コースを実施。 <p>(フォローアップ調査での課題解決例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理者研修を学んだ内容を生かして、新市場開拓や従業員の一生雇用を掲げて新事業展開や従業員の満足度向上に取り組んだ結果、売上は目標比2億円増、離職率は14%から8%への減少を達成。 ・経営後継者研修を受講し、ゼミで研究していたホームページ及びECサイトのリニューアル、SNSでの情報発信等に取り組んだ結果、ECサイトでの売り上げが約30%向上。 ・国の政策課題に対応し、経営後継者が経営の在り方や求められる役割を学ぶ研修や、ITを活用した生産性向上、事業継続計画(BCP)策定、事業再構築計画づくり、SDGs経営を目指す中小企業経営者等に対する研修を実施。 		
--	---	--	--	---	--	--

	<p>経営指標など研修の具体的成果の調査・分析等を行い、研修の効果を確認・検証することとする。</p> <p>加えて、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に対し、今後中小企業・小規模事業者の課題となり得る環境変化に係る情報提供等を行う。</p>	<p>決定力を養うことができる高度実践型経営力強化コース、国の政策課題を踏まえた「働き方改革」等に対応した人事・労務研修、「生産性向上」に向けたITの活用に資する研修、特定の経営課題や経営に関する能力や知識を修得するために、グループディスカッションや講師による指導などの研修などとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Webを活用した研修は、Web会議システムを活用し経営課題の解決に向け遠隔地間でディスカッションをするゼミナールと経営管理に関する動画を組み合わせた研修を行う。 ・地域の中小企業支援機関等と連携した研修である「サテライト・ゼミ」に加えて、地域の都市部など一部の地域本部等でも研修を実施する。 ・地域の中小企業支援機関等や企業に 		<ul style="list-style-type: none"> ・Webを活用して少人数ゼミナール方式で双方向リアルタイムのオンラインで行う企業向け研修を拡充して実施。(研修回数103回、受講者数906人) ・コロナ禍においても人材育成に取り組む意欲のある企業に対して、時間制約のない研修を提供するため、研修動画(33本)を組み合わせたオンライン研修を実施。(受講者数67人) ・オンライン研修運営会社等と連携を図り、企業からの多様な受講ニーズ等に対応したオンライン研修(見逃し動画聴講等)を実施(研修回数48回、受講者数1,731人)。 ・中小企業等のアクセスを改善するため、各地域で中小企業支援機関等と連携した「サテライト・ゼミ」を拡充して実施。(研修回数83回、受講者数904人) <p>また、地域の都市部など地域本部等で研修を拡充して実施。(研修回数121回、受講者数1,808人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の知見・ノウハウを活用し中小企業、業界団体、商工団体等からの要請 		
--	--	--	--	--	--	--

			<p>働きかけ、機構の知見・ノウハウを活用した自主研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Webを活用して小規模事業者などの学習意欲の喚起やノウハウの習得に資するような動画を配信する。 <p>・中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率を80%以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業大学校施設での研修、地域本部等での研修、サテライト・ゼミ、Webを活用した研修等を推進し、地域の中小企業・小規模事 	<p>に基づく自主研修（オーダーメイド研修等）を拡充して実施。（研修回数30回、受講者数672人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者などの学習意欲の喚起やノウハウの習得に資する講座「ちょこゼミ」をYouTubeで配信。 <p>3年度は、4年4月から適用される中小企業へのパワハラ防止対策義務化を受けて、パワハラ防止に関する新規動画を2本公開。ちょこゼミPR動画の公開など、利用促進に向けた取組みも実施。（累計142講座、再生回数約423,000回）</p> <p>（新規動画講座名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「パワハラ防止！前編～パワーハラスメントとは～」 ・「パワハラ防止！後編～パワハラ防止対策～」 ・中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対するフォローアップ調査結果 ・ゼミナール等で取り上げた自社の課題研究テーマについて（課題解決率） 実施済、実施中 96.2% 		
--	--	--	--	---	--	--

			<p>業者、地域の中小企業支援機関等のニーズを把握しつつ、研修品質の向上を図るとともに、関係機関との協力・連携等の取組により研修の受講促進を図ることで、第4期中期目標に対応する2021年度の受講者の総数を14,800人以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期間の研修等を受講した企業に対し、売上高や利益等について、他の企業群と比較し、研修の具体的成果の調査・分析等を行い、分析結果の確認・検証することとする。 ・中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に対し、今後中小企業・小規模事業者の課題となり得る政策課題、経済動向や話題性の高い経営手法等など環境変化に係る情報提供等をセミナーにより実施する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・中長期間の研修等を受講した企業と、「中小企業実態基本調査」(中小企業庁調べ)の回答企業における3年間での1企業当たりの売上高・従業員数の伸び率を比較。中長期間の研修等を受講した企業の伸び率は売上高6.6%、従業員数で6.8%、「中小企業実態基本調査」回答企業の伸び率は売上高▲8.3%、従業員数▲4.6%。 ・中小企業・小規模事業者の課題となり得るSDGs、女性活躍、事業再構築等政策課題、経済動向や話題性の高い経営手法等など環境変化に係る情報を提供するセミナー等を機構本部等において実施。(開催回数29回、受講者数1,478名) <p>○中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数合計 研修回数1,032回、受講者数17,922人 研修受講者の役立ち度98.2% 今後の利用希望97.2%</p>		
--	--	--	---	--	--	--	--

<p>(3) 地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援 生産性向上に向けた中小企業・小規模事業者の経営課題は、より複雑化、多様化、高度化しており、地域の中小企業支援機関等には、より専門的な知識、具体的な提案能力、幅広いネットワーク等が求められている。 機構は、地域の中小企業支援機関等に対する施策情報等の提供、支援課題に対する相談・助言、国の政策課題に則した支援能力向上のための講習会、中小企業大学校等による地域の中小企業支援機関等の支援人材への研修等を通じた地域の中小企業支援機関等の支援機能及び能力の強化・向上を支援する。また、経営課題等に関する情報収集、調査・研究等を行う。</p>	<p>(3) 地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援 生産性向上に向けた中小企業・小規模事業者の経営課題は、より複雑化、多様化、高度化しており、地域の中小企業支援機関等には、より専門的な知識、具体的な提案能力、幅広いネットワーク等が求められている。 そのため、機構は、具体的に以下の取組を実施する。 ①地域の中小企業支援機関等への支援機能の強化 地域の中小企業支援機関等の更なる支援機能及び能力の強化・向上に資するため、機構の知見とノウハウを結集し、地域の中小企業支援機関等に対する施策情報等の提供、支援課題に対する相談・助言、国の政策課題に則した支援能力向上のための講習会等を行う。</p>	<p>(3) 地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援 ①地域の中小企業支援機関等への支援機能の強化 1) 地域の中小企業支援機関等への訪問活動、講習会等を通じた支援機能及び能力の強化・向上 ・地域の中小企業支援機関等の支援機能及び能力の強化・向上に資するため、当該支援機関等が中小企業・小規模事業者に対して生産性向上のための支援を行うにあたり、必要な知識・能力・ネットワーク等を把握し、施策情報等の提供、支援課題に対する相談・助言、</p>		<p>(3) 地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援 ①地域の中小企業支援機関等への支援機能の強化 1) 地域の中小企業支援機関等への訪問活動、講習会等を通じた支援機能及び能力の強化・向上 ○地域の中小企業支援機関等の支援機能及び能力の強化・向上 ○地域の中小企業支援機関等への支援 ・地域の中小企業支援機関等が中小企業・小規模事業者に対して生産性向上のための支援を行うにあたり必要な知識等を習得するため、訪問等により、支援機関等が抱える事業者支援上の課題を聴取。国の政策課題に関する支援情報や機構の支援ツール等を提供するとともに、助言等を実施。 接触先数 2, 424 機関 ・支援機関等の担当職員の支援能力向上のため、地域の中小企業支援機関等の支援上の課題やニーズを踏まえた講習会を実施。</p>		
--	---	---	--	---	--	--

		<p>国の政策課題等に則した支援能力向上のための講習会を実施する。</p> <p>上記講習会については、受講者数を6,000人以上とする。また、講習会の実施後において、講習会による受講機関の課題解決率を確認し、5段階評価において上位2段階の評価を得る割合を70%以上とする。</p>	<p>開催回数 496回（対前年度比129.1%）</p> <p>参加者数 12,639人（対前年度比125.2%）</p> <p>役立ち度 95.7%（対前年度比100.5%）</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本商工会議所、全国商工会連合会等、支援機関全国組織に対して情報提供等を実施（24回）。 <p>○認定経営革新等支援機関への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定経営革新等支援機関が抱える支援上の課題等に対して、専門家による助言、情報提供等を実施。 <p>出張相談件数51件</p> <p>○事業分野別経営力向上推進機関への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業分野別経営力向上推進機関が実施する生産性向上の取組を普及拡大することを目的として開催したセミナーに対して講師として専門家を派遣。 	
		<p>2) よろず支援拠点全国本部事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> よろず支援拠点の2021年度の体制と地域の実情等を踏まえ、よろず支援拠点の全国本部としてよろず支援拠点への支援体制等の充実、研修の実施、施策等の活用についての情報提供、課題への助言、優れた支援事例の共有等を行うことにより、よろず支援拠点が設定する事業目標を達成できるよ 	<p>2) よろず支援拠点全国本部事業の実施</p> <p>○拠点ごとのきめ細かな支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部に担当職員と専門家、地域本部にも担当職員と専門家を配置し、よろず支援拠点全国本部として各拠点の活動支援等を実施する組織体制を整備。 全国本部専門家が担当拠点を訪問するなどして、問題の把握に努め、その解決に向けた支援を実施。なお、3年度においてもコロナ禍に対応し、訪問に替えてオンラインを活用するなど非接触の方法を積極的に導入して、実施。 <p>各拠点への巡回訪問回数 321回（オンラインを含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> 2年度の評価結果等に基づき要改善点がある拠点に対して、全国本部専門家が拠点を訪問するなどして、改善計画の策定やその実施のための課題整理、解決のためのフォローを実施。 	

			<p>う支援を行う。また、よろず支援拠点が実施する業務の評価等を行う。</p> <p>なお、評価に際しては、拠点が活動基本方針を踏まえた事業計画に基づき、行動指針に従いながら事業を遂行しているかをフォローし、適切に評価を実施する。</p> <p>よろず支援拠点への研修については、受講者数を600人以上とする。また、研修の実施後において、研修による受講機関の課題解決率を確認し、5段階評価において上位2段階の評価を得る割合を70%以上とする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・支援スキル向上、支援ノウハウの共有化等を目的として各拠点が実施する研修等に専門家を派遣する「サポーター派遣事業」を実施。 サポーター派遣回数 8回 ・中小企業再生支援全国本部、中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部との連携については、3全国本部の連携の具体化策として、適時の情報提供等を通じて各事業の理解を促し、各地の再生支援協議会や事業承継・引継ぎ支援センターとの連携促進を支援。 <p>○環境変化等を踏まえ支援に役立つ実践的な研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各拠点のチーフコーディネーター等を対象に3年度の事業実施方針の浸透に加え、最新の施策情報を提供する全国研修や、着任以降に適切に拠点運営及び相談対応を行うことができるよう、全国本部職員及び専門家、サポーターを講師とした新任チーフコーディネーター研修や新任コーディネーター研修、「知的財産」「人手不足対応」「IT活用」等、政策要請に基づくテーマ別の研修、更に、支援能力を向上させることを目的として、コーディネーターが他の支援機関等における支援ノウハウを学ぶOJT研修等を実施。 ・研修の実施にあたっては、現状の問題への気づきと、具体的な相談対応へのイメージが得られるよう、カリキュラムに事例研究やディスカッションを適宜盛り込むとともに、先進的な拠点の取組の共有化を実施。相談者数の増加策や拠点マネジメント力の向上等に向けた活動を後押し。 ・上記研修実績の累計 研修回数34回、受講者数1,098人 役立ち度89.9% 課題解決率95.7% 		
--	--	--	---	--	---	--	--

				<p>○各拠点の広報支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よろず支援拠点と他の支援機関との連携促進のため、商工団体、金融機関等の全国組織を通じたPRを実施したほか、支援機関向けセミナー等においてよろず支援拠点事業を紹介。 ・機関誌等でよろず支援拠点をPRしてもらう等の連携を促進。(全国中小企業団体中央会「中小企業と組合」、日本屋根経済新聞社「日本屋根経済新聞」等) ・よろず支援拠点の成果事例集を作成(52事例)し、関係機関に配布(84先、約9,700部)。併せて、機構ホームページで公開。 ・よろず支援拠点事業の理解促進を図るため、ホームページで支援事例や支援実績等の情報を適宜発信。 <p>○各拠点の評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年度評価方針を策定及び評価委員会を全国本部に設置し、各都道府県のよろず支援拠点事業を受託している実施機関及びチーフコーディネーターへのヒアリングや実績確認により定性的・定量的な観点から評価を実施。 ・評価にあたっては、顧客満足度調査及び地域の支援機関による拠点の役立ち度調査を実施。その結果については、評価に活用するだけでなく、各拠点にフィードバックすることにより各拠点の業務改善に向けた取組を促進。 		
	<p>②中小企業大学校等の研修を通じた支援能力の向上</p> <p>地域の中小企業支援機関等の支援人材に対し、実践的な研修と国の政策課題に対応した研修を行う。研修の実施</p>	<p>②中小企業大学校等の研修を通じた支援能力の向上</p> <p>・都道府県や地域の中小企業支援機関等の職員等に対し、支援人材の育成及び支援能力の向上を目的とした実践</p>	<p>②中小企業大学校等の研修を通じた支援能力の向上</p> <p>○都道府県や地域の中小企業支援機関等の職員等に対し、支援人材の育成及び支援能力の向上を目的とした実践的な研修や政策課題に対応した研修を、新型コロナウイルスの感染防止策を講じた上で、実施。研修回数251回、受講者数6,100人(「経営の基盤とな</p>			

	<p>に当たっては、中小企業・小規模事業者の成功事例、機構や地域の中小企業支援機関等の支援事例等を取り入れた研修教材を開発し、実践的な研修を行う。</p>	<p>的な研修や政策課題に対応した研修を実施する。研修の実施に当たっては、中小企業・小規模事業者の成功事例等を取り入れた研修教材を開発し、演習等を交えた実践的な研修をするとともに、IT活用の内容も含む生産性向上支援、販路開拓支援、事業承継などの政策課題に対応した研修も実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条に規定する認定経営革新等支援機関の中小企業支援能力の向上のための研修を実施する。 ・中小企業等経営強化法における経営革新等支援機関の認定に必要となる中小企業経営改善計画策定支援研修を実施する。 ・地域の中小企業・小規模事業者、地域の中小企業支援機関等のニーズを把握しつつ、研修品質の向上を図るとともに、関係機関との協力・連携等の取組により研修の受講促進を図ることで、第4期中期目標に 	<p>る人材の育成」との合計 研修回数1,032回、受講者数17,922人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業のIT化支援に関する相談対応能力を向上させるため、IT化の相談ケースをもとに、対応方法、支援方法について演習を交えて習得する研修やIT活用による生産性向上の事例研究等を交えた研修を拡充して実施。 ・中小企業の事業承継、BCP策定に関する相談対応力や支援手法習得のため、演習等を交えた研修を実施。 ・Webを活用して少人数ゼミナール方式で双方向型リアルタイムのオンラインで行う支援者向け研修を拡充して実施。(研修回数45回、受講者数461人) ・機構の知見・ノウハウを活用し、支援機関の全国団体等からの要請に基づく自主研修（オーダーメイド研修等）を拡充して実施。(研修回数75回、受講者数2,427人) ・中小企業経営改善計画策定支援研修の演習用ケース教材を開発。 ・中小企業等経営強化法における経営革新等支援機関として認定を受けるために必要な専門的知識や実務経験に関する認定申請の資格要件を付与するための中小企業経営改善計画策定支援研修を拡充して実施。(研修回数17回、受講者数672人) <p>○研修による具体的な成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京校の「小規模企業の目利き力アップ（商業）を受講して企業分析手法を学ぶことができたため、市内に多数ある小売店・飲食店への支援に取り組むことができるようになった。 <p>○中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数合計 研修回数1,032回、受講者数17,922人 研修受講者の役立ち度98.2%</p>		
--	---	---	--	--	--

			対応する2021年度の受講者の総数を14,800人以上とする。(再掲)		今後の利用希望97.2%(再掲)		
	③情報収集・提供の積極的な推進 中小企業・小規模事業者の経営環境や業況の把握、支援事例や先進事例の成功要因等に関する調査・研究を行い、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に対し、中小企業・小規模事業者の経営課題に即応するために必要な情報提供を行う。	③情報収集・提供の積極的な推進 ・中小企業・小規模事業者の景気動向を業種別・地域別に把握するための「中小企業景況調査」を行うほか、政策課題や支援のあり方に関する調査を実施しWeb等での情報提供を行う。		③情報収集・提供の積極的な推進 ○中小企業景況調査 ・約19,000社の中小企業を対象に四半期毎に業況判断、売上高、経常利益等の動向を業種別・地域別等に把握する「中小企業景況調査」を実施し、全国及び地域別の結果を公表。 ・調査結果は、中小企業白書に活用されたほか、日本銀行、総務省統計局、地方公共団体等に提供。 提供先数 1,536機関 ○政策課題や支援のあり方に関する調査 ・中小企業の経営課題に関する最新の情報や支援ノウハウ、経営ノウハウ等に関する調査研究を実施。また、機構の業務に関する政策課題や、施策の有効性に関する調査研究を実施。 (調査研究テーマ) ・中小企業のDX推進に関する実態調査 ・中小企業のSDGs推進に関する実態調査 ・26年度までに作成した中小企業診断士養成課程向けのケース教材については、中小企業診断士養成研修で活用のほか、教育機関等に提供。 提供回数 19回			

<p>(4) 中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進</p> <p>中小企業・小規模事業者の生産性向上のための連携・共同化、経営の革新の取組に対し、機構は、高度化事業の周知・支援能力向上研修の強化やこれまでの事業で培ったノウハウを最大限活かすことを通じて、新規案件の組成促進を図るとともに、都道府県等と連携して事業成果向上のための診断・助言と資金支援を行う。また、中心市街地・商店街等が地域社会・経済に果たす役割を踏まえ、これらの活性化の支援を行う。</p>	<p>(4) 中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進</p> <p>①高度化事業の推進（都道府県等と連携・協働した診断・助言と資金支援）</p> <p>都道府県等と連携・協働して、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための連携・共同化、経営の革新を資金面から支援する。そのため、中小企業・小規模事業者、地域の中小企業支援機関等への事業周知活動の強化、都道府県等の診断等の支援能力向上のための研修等の充実を図るほか、これまでに培った診断等の経験とノウハウを最大限に活かし、事業計画の構想段階から都道府県等と連携し相談・助言等を積極的に行い、新規案件を組成する。また、貸付先の経営状況を把握することにより、経営支援が必要な貸付先に対しては、都道府県等と連携し、相談・助言及び専門家の派遣等を行い、経営状況の改善に努め</p>	<p>(4) 中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進</p> <p>①高度化事業の推進（都道府県等と連携・協働した診断・助言と資金支援）</p> <p>・都道府県等と連携・協働して、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための連携・共同化、経営の革新を資金面と経営支援の面から支援する。</p> <p>特に、中小企業・小規模事業者の経営課題の解決に向けた高度化事業実施事例を発信するなど事業周知活動を強化するとともに、都道府県等を対象とした診断等の支援能力向上のための研修等を企画・開催し、中小企業者・小規模事業者が高度化事業を円滑に実施できるための基盤整備を図る。また、高度化事業の利用が見込まれる中小企業・小規模事業者に対しては、事業構想の初期段階から都道府県、中小企業団体中央会等の中小企業支援機関、株式会社商工組</p>		<p>(4) 中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進</p> <p>①高度化事業の推進（都道府県等と連携・協働した診断・助言と資金支援）</p> <p>○制度の普及・PR及び現地支援</p> <p>説明会・研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援機関職員を対象とした東京校での研修において、高度化事業の貸付制度について講義。 ・支援機関職員、中小企業組合等に対して現地またはWEBにより高度化事業の説明会を開催（計8回）。 <p>○都道府県と連携した診断・助言の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画作成等についての診断・助言を実施（支援件数 34件、支援先20先、支援日数185人日） <p>○個人・法人保証に依存しない債権保全手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年2月に、個人・法人保証を劣後させ債務者から要請があった場合に限定する目的で作成した「都道府県の債権保全に係る運用指針」に追随する形で、各都道府県が貸付規則等を変更するよう助言と情報提供を実施。13府県が規則等を改正、18都道県が改正作業中と進展。 <p>○3年度貸付実績</p> <p>一般高度化事業</p> <p>貸付決定額 16.8億円、貸付決定先11先</p> <p>資金交付額 21.9億円、資金交付先14先</p> <p>○地域中小企業応援ファンド事業及び農工商連携型地域中小企業応援ファンド事業の継続について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで地域における創業や新たな需 		
---	---	--	--	---	--	--

	<p>る。</p>	<p>合中央金庫（以下、商工中金）等の金融機関等と連携して説明会、相談助言、専門家の派遣を実施するなど、構想の具体化から事業実施計画の策定までを支援し、案件組成につなげる。事業者が策定した事業計画に対しては相談助言・診断助言、経営サポート事業等を通じてブラッシュアップや計画どおりの事業実現を支援する。</p> <p>・個人・法人保証に依存しない債権保全手段となるよう、令和2年度に改正した「都道府県の債権保全に係る運用指針」について、中小企業庁及び全国卸商業団地協同組合連合会、全国工場団地協同組合連合会と連携して、その主旨の浸透や金融機関保証の導入事例の共有を図る。</p>		<p>要喚起に応える新商品開発等に大きく貢献してきた両ファンドは29年度以降、順次、当初10年間の償還期限が到来。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・29年度から2年度に満期を迎えた69ファンドのうち、35ファンドが事業継続。ファンド原資の7～8割を高度化資金より貸付。 ・地域中小企業応援ファンド（農商工連携型地域中小企業応援ファンド含む）に係る貸付規模1,389.2億円を確保。 <p>○小規模企業者等設備貸与事業の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業者等に対する設備貸与制度（割賦・リース事業）の実施に必要な財源の一部として、13道府県に対して24.8億円を貸付け。 ・小規模企業者等に対して、378件、49.2億円の設備貸与（割賦・リース）を決定。 <p>○貸付先へのフォローアップ体制と経営支援</p> <p>成果調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付後一定期間（3年）経過した利用者に対する事業目的の達成度、有効度、満足度に関する高度化成果調査を実施。 ・29年度貸付先に対するアンケート調査結果 目的達成度91.6%（3年度訪問12先による結果） （事業者の声） ・事業者は「施設・店舗の更新・拡張」や「公害防止」などを目的に高度化事業を実施。「組合の求心力や組合員の結束力が高まった」「省エネ等環境対策を実感できた」等、事業者の経営課題の解決が図られたなどの調査結果を得た。 		
--	-----------	---	--	---	--	--

	<p>②中心市街地、商店街等への支援</p> <p>中心市街地・商店街等が地域社会・経済に果たす役割を踏まえ、これらの活性化の支援を行う。</p>	<p>②中心市街地、商店街等への支援</p> <p>・中心市街地や商店街等が抱える課題の解決を支援するため、その解決に資する情報提供を行う。さらに、必要に応じ、中心市街地活性化協議会等に対して、外部専門家を派遣し適切な助言等を行うほか、中心市街地の活性化に資する事業等に対し、効率性を高めるため、外部専門家を中心とした支援体制で支援を行う。</p>		<p>②中心市街地、商店街等への支援</p> <p>■情報提供</p> <p>○中小企業庁、日本商工会議所、全国商店街振興組合連合会等関係機関と連携し、中心市街地活性化協議会支援センターを設置・運営し、中心市街地活性化協議会（以下「協議会」）の設立、運営について相談等の対応や情報提供等を行い、支援。</p> <p>○相談等対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化協議会、商工会議所、地方公共団体、まちづくり会社等からの相談受付(相談等対応件数243件) ・情報提供 <p>○ホームページ等による情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会支援センターホームページへの掲載並びにメールマガジンの配信等により、中心市街地活性化協議会の運営や中心市街地活性化に資する情報を提供（公式ホームページのビュー数428, 442件）。 <p>○ネットワーク構築支援</p> <p>i) ブロック交流会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立的な協議会活動に資するため、各地域の協議会が課題や問題点を共有し解決に向けた意見交換を行うとともに、協議会間のネットワークの形成を促進するため、各地域において勉強会を実施（3回、参加者数134人）。 <p>ii) 全国交流会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域の協議会活動の促進を図るために、全国交流会を実施（1回、参加者数20人。※2回実施を予定していたが、まん延防止等重点措置の影響で中止） <p>■協議会等に対する職員・専門家による巡回助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画等に関して組織・運営体制、 		
--	---	--	--	---	--	--

				<p>都市機能における位置づけ、地域住民のニーズ等の観点からヒアリング・調査や必要な助言等を実施（支援地域数 57 地域）。</p> <p>■ 専門家の派遣等による助言等</p> <p>○ 中心市街地商業活性化に向けた各種の取組みに対する勉強会・セミナー等の開催支援（セミナー型）、個別事業計画等に関するプロジェクトによる継続支援（プロジェクト型）、特定課題解決のための専門家派遣を実施。</p> <p>○ セミナー型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援地域数 13 地域、実施回数 17 回 ・ 参加者数 405 人 <p>○ プロジェクト型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援地域数 3 地域 （支援事例：福島県 白河市） ・ 白河市中心市街地活性化基本計画に掲載されている事業成立性を高めるために「エリアマネジメント構想の作成」「リノベーションまちづくり推進事業」等に対しての支援を実施。 <p>○ 専門家派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会の抱える様々な課題に対応するため、機構登録の専門家を中心市街地活性化協議会等に対して派遣。 支援先数 7 地域、支援日数 23.5 日 <p>アドバイスの役立ち度 100.0%</p>	
--	--	--	--	--	--

		<p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業用地事業における残用地については、地方公共団体、関係機関と連携しながら企業誘致活動を行い、一層の企業立地を実現する。 		<p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体や関係機関と連携して、首都圏及び域内企業を中心に、設備投資の動きのある企業へ、企業誘致活動を実施し、3区画0.8ヘクタールを譲渡。 <p>■指摘事項への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 3年度は、主務省と連携してEBPMに関する検討を行った。今後、中小企業庁が推進するデータ利活用について、機構が保有する各種データの提供に関する検討を実施。 [独立行政法人通則法第28条の4に基づく令和2年度評価結果の反映状況の公表] 中小企業大学の研修受講者数については、webを活用した研修や大学施設外での受講者の県境移動が不要となる各地域での研修等を積極的に展開。webを活用した研修では他機関と連携して実施体制を拡充。リアル会場とオンライン、またはオンデマンドでの受講を組み合わせた研修等も実施し、研修方式を6方式から7方式へ多様化。この結果、オンラインを活用した研修において、3年度は2年度に比べ受講者数384%増の3,417人となった。 [独立行政法人通則法第28条の4に基づく令和2年度評価結果の反映状況の公表] 		
<p>【指標2-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間において、ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数を6,200機関以上とする。【基幹目標】(新規設定) 	<p>【指標2-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間において、ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数を6,200機関以上とする。【基幹目標】(新規設定) 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数：1,400機関以上 <p>【基幹目標】</p>		<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数：1,800機関 <p>【基幹目標】</p>	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数(基幹目標) <p>「IT戦略ナビ」や「IT経営簡易診断」等の一連の支援メニューについて、事業者や支援機関等のそれぞれのユーザーの活用ニーズに基づいて適切な誘導ができるよう、ITプラットフォームサイトを全面的にリニュー</p>	

<p>【指標 2-2】</p> <p>・中期目標期間において、機構が支援した I T 導入促進支援者数を 10,000 人以上とする。 (新規設定)</p>	<p>【指標 2-2】</p> <p>・中期目標期間において、機構が支援した I T 導入促進支援者数を 10,000 人以上とする。 (新規設定)</p>	<p>・機構が支援した I T 導入促進支援者数：2,100 人以上</p> <p>・窓口相談の役立ち度：70%以上</p> <p>・ハンズオン支援における支援先企業の課題解決率：70%以上</p> <p>・ハンズオン支援における支援先企業の「売上高」又は「経常利益」の伸び率：中小企業実態基本調査のデータを 1 割以上、上回る</p>		<p>・機構が支援した I T 導入促進支援者数：7,034 人</p> <p>・窓口相談の役立ち度：99.4%</p> <p>・ハンズオン支援における支援先企業の課題解決率：96.9%</p> <p>・ハンズオン支援における支援先企業の「売上高」又は「経常利益」の伸び率 売上高の伸び率：-5.3% 経常利益の伸び率：-4.6% (参考指標)</p> <p>・「中小企業実態基本調査」(中小企業庁調べ)結果による中小企業(法人)の売上高等の状況(30年度調査と3年度調査の比較) 売上高の伸び率：-8.3% 経常利益の伸び率：-19.3%</p>	<p>ーアル。またウェブ上で簡単に自社の経営課題・業務課題を見える化し、I T 戦略を立案できるサイト「I T 戦略ナビ」に、「業種選択機能(11業種)」、「I T ソリューションの種類」など、利便性向上に資する機能を拡充。インボイスや改正電子帳簿保存法への対応等を支援するため、認定経営革新等支援機関等である税理士法人等を重点的に支援。</p> <p>これらにより、I T プラットフォームの活用支援機関数は目標 1,200 機関以上に対し 1,800 機関、(対数値目標 128.5%) を達成。また、直近過去 2 年実績平均との比較においても 181.8% を達成。</p> <p>■機構が支援した I T 導入促進支援者数</p> <p>オンラインでの講習会や講習会参加後のフォローアップとして支援機関同士の意見交換が可能なオンライン交流会を実施。また、支援機関等の I T 支援の自立化を促進するために、I T 経営簡易診断の支援プロセスに支援機関職員を同行させる実践型トレーニングの開始などを通じ、機構が支援した I T 導入促進支援者数は目標の 2,100 人以上に対して 7,034 人(対年度目標 334.9%) と大きく目標を上回る実績を達成。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>【指標2-3】</p> <p>・中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率を80%以上とする。 (新規設定)</p>	<p>【指標2-3】</p> <p>・中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率を80%以上とする。 (新規設定)</p>	<p>・中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率：80%以上</p>		<p>・中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率：96.2%</p>	<p>■中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率</p> <p>コース数の大幅増や新たな研修方式を提供し、丁寧な受講者フォローアップ等による研修効果の向上策等に取り組んだ結果、目標80%以上に対して96.2%（年間計画目標の120.2%）を達成。</p>
<p>【指標2-4】</p> <p>・中期目標期間において、中小企業大学校等による中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数を7.5万人以上とする。(前中期目標期間実績(2017年度末実績)：20.7万人(無料セミナー及び無料研修含む。無料分除くと5.6万人。))</p>	<p>【指標2-4】</p> <p>・中期目標期間において、中小企業大学校等による中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数を7.5万人以上とする。(前中期目標期間実績(2017年度末実績)：20.7万人(無料セミナー及び無料研修含む。無料分除くと5.6万人。))</p>	<p>・中小企業大学校等による中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数：14,800人以上</p> <p>・地域の中小企業支援機関等向け講習会による受講機関の課題解決率：70%以上</p> <p>・地域の中小企業支援機関等向け講習</p>		<p>・中小企業大学校等による中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数：17,922人以上</p> <p>・地域の中小企業支援機関等向け講習会による受講機関の課題解決率：99.1%</p> <p>・地域の中小企業支援機関等向け講習会の受講者数：12,639人</p>	<p>■中小企業大学校等による中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数</p> <p>コース当りの定員減(収容率50%)を補うためにコース数を大幅に増加(過去最多1,032回)させた。また、webを活用した研修、受講者の県境移動を不要とする各地域での研修等を積極的に展開。webを活用した研修では、リアルとオンライン、またオンデマンドでの受講を組み合わせた研修等の実施により研修方式を6方式から7方式へ多様化に取り組んだ。その結果、研修受講者数は17,922人(対年度目標121.0%)を達成。</p>

		会の受講者数：6,000人以上 ・よろず支援拠点向け研修による受講機関の課題解決率：70%以上 ・よろず支援拠点向け研修の受講者数：600人以上	・よろず支援拠点向け研修による受講機関の課題解決率：95.7% ・よろず支援拠点向け研修の受講者数：1,098人		
--	--	--	---	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

1-3	新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援				
業務に関連する政策・施策	イノベーションや地域活性化の担い手の創出・成長などイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者への投資を行うファンドの組成、インキュベーション施設の入居企業に対する新事業創出に向けた事業化の促進等、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携並びに事業再構築等の実現に向けた支援等。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第1号、2号、5号、6号、9号、15号、21号、24号		
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】国内の少子高齢化や市場縮小等により、国内市場を取り巻く環境が変化するなか、中小企業・小規模事業者が成長・発展していくためには、海外需要を獲得することがより重要である。また、日本の開業率の向上や日本経済を牽引するイノベーションの担い手であるベンチャー企業の創出に向けた貢献を図るため、地域を牽引する中小企業の創出が重要である。さらに、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に事業者が適応し、新常态において事業者が成長できる環境を整備することが重要である。</p> <p>【難易度：高】海外企業との取引は、コスト、言語、商習慣、各種規制、法務、税務の問題など、海外市場独特の参入障壁から難易度が高い。また、ベンチャー企業の創出についても、上場に至る年数は企業によりバラつきがあることや経済変動に左右されることから、難易度が高い。さらに、事業再構築には新分野への展開や新たな業態への転換といった思い切った取組が必要であることから、難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0395		

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		
中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率 【基幹目標】	中期目標期間の最終年度に成約率33%以上 令和3年度18%以上		40.1%	30.8%	38.9%				
								予算額(千円)	別紙3参照
									別紙3参照
									別紙3参照

海外展開支援企業数	中期目標期間において2万社以上 令和2年度4,000社以上		5,202社	5,368社	5,725社				決算額(千円)	別紙3参照	別紙3参照	別紙3参照		
機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合の平均	新興市場全体の同割合を、2割以上、上回る		5.6割	4.7割	2.6割				経常費用(千円)	別紙4参照	別紙4参照	別紙4参照		
起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数	中期目標期間において40本以上 令和3年度8本以上		10本	12本	10本				経常利益(千円)	別紙4参照	別紙4参照	別紙4参照		
									行政コスト(千円)	別紙5参照	別紙5参照	別紙5参照		
									従事人員数	715人の内数	727人の内数	731人の内数		

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3. 新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援 更なる人口減少、国内市場の縮小を踏まえると、中小企業・小規模事業者が成長・発展していくためには、新たな事業展開や需要の取り込みが必要となって	3. 新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援 更なる人口減少、国内市場の縮小を踏まえると、中小企業・小規模事業者が成長・発展していくためには、新たな事業展開や需要の取り込みが必要となって	3. 新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援	<主な定量的指標> 【指標3-1】 ・中期目標期間において、中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率(商談継続中を含む。)を毎年度6%以上		<評定と根拠> 評定: A 根拠: 中期目標・中期計画上の指標に基づく数値目標4項目全てにおいて達成率120%以上の実績を達成。直近過去2年実績平均との比較については、アウトプットで108.3%。ただし、不連続的な外部環境の変化の影響を排してフェアな比較を行うべくコロナ禍前後の条件を統一して実質的な取り組み度合いを算出すると120.5%。(後述) 新事業展開の促進・創業支援については、	評定 B <評定に至った理由> 定量的目標の達成度について、基幹目標及びその他の目標も全て100%以上達成し、下記の通り、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため、当該項目の評定をBとした。 B評定と判断した根拠となる主な成果は以下のとおり。 ・海外展開支援について、コロナ禍の中、中小企業等の海外展開計画の不透明化により相談件

<p>おり、これらの企業が成長分野への展開や成長著しい海外市場等を獲得し新たな付加価値を創出することにより、第4次産業革命技術の社会実装による「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。そのため、特に海外展開においては、「未来投資戦略2018」において、2020年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比2倍を目指すこと及び中小企業の海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にすることを掲げたところ。こうした状況を踏まえ、機構は、海外企業とのビジネスマッチングを推進するなどイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点</p>	<p>おり、これらの企業が成長分野への展開や成長著しい海外市場等を獲得し新たな付加価値を創出することにより、第4次産業革命技術の社会実装による「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。そのため、政府は、特に海外展開においては、「未来投資戦略2018」において、2020年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比2倍を目指すこと及び中小企業の海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にすることを掲げたところ。こうした状況を踏まえ、機構は、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、中小企業・小規模事業者の国内外での販</p>		<p>増加させ、最終年度に成約率33%以上とする。【指標3-2】 ・中期目標期間において、海外展開支援企業数を2万社以上とする。(2015～2017年度実績：1.1万社) 【指標3-3】 ・機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合の平均が、新興市場全体の同割合を、2割以上、上回ることをとする。(新規設定) ([参考] 2014～2017年平均：1.8割) 【指標3-4】 ・中期目標期間において、起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成</p>		<p>イノベーションの促進や地域経済の競争力強化・活性化の観点から、新事業展開の促進・創業支援が極めて重要との認識で、中小企業事業者の海外展開やベンチャー・スタートアップの強力な支援を行った。具体的には、中小企業・小規模事業者の国内外での販路開拓を支援するWebマッチングサイトによるビジネスマッチング、これと連動した展示会・商談会の実施、中小企業・小規模事業者のeコマース活用のための支援、成長が見込まれる中小企業・小規模事業者が行う新事業展開への支援等を行った。また、イノベーションの担い手の創出に資する観点から、中小企業・小規模事業者へのリスクマネー供給を円滑化するための新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者に投資を行うファンドの組成、機構が保有するインキュベーション施設の入居企業に対する成長分野への参入及び新事業創出に向けた事業化の促進、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援、創業者及び地域の創業支援機関等に対する支援施策・成功事例等に関する情報提供、起業の準備者へのAI・ITを活用した情報提供・助言、中小企業大学校施設を活用した創業者の育成等を実施した。 ・海外展開支援 海外展開支援に関しては、コロナ禍で海外展開の潜在的ニーズが増加。一方で検討中の海外展開計画の不透明化により、事業者からの相談数が減少。そのため機構からのプッシュ型支援を強化。具体的には、大規模補助金事業等で得た接点を活用した多数の企業への働きかけや地域本部が自治体の顕彰実績など海外展開のポテンシャルを有する企業をリストアップし、アプローチ等の取組を実施。展示会への機構相談ブースの出展数を増加させ、潜在的な海外展開ニーズを発掘。また、オンライン支援の積極活用により地域企業へのリーチ効果を引き続き追及。公的金融</p>	<p>数が減少する中、機構からのプッシュ型支援を行い、年度目標の海外展開支援先企業者数を大幅に達成した。商談成約数についても、プレセミナーや機構による全海外企業への事前ヒアリングを実施する等の取り組みを行い、目標を大幅に上回る実績を上げた。 ・ファンドについて、機構の投資先企業によるIPO数は、リーマンショック後最多の24社。また、ユニコーンの輩出(全6社に内3社が機構投資先企業)、技術開発分野への出資に注力しIPOに至った「研究開発型企業」15社のうち、機構投資先は13社とイノベーション創出に貢献した。 ・上記の主な成果については所期の目標を上回るものまで認められず、本項目は定量的な判断による評定であるBが適切であると判断した。また、コロナ禍での事業再構築支援の実施等については、「経営環境の変化への対応の円滑化」の項目にて評価の対象としているため、本項目においては評価の対象とはしない。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> (経営に関する有識者からのコメント) ・海外展開支援について、コロナ禍の中、中小企業等の海外展開計画の不透明化により相談件数が減少する中、機構からのプッシュ型支援を行い、年度目標の海外展開支援先企業者数を大幅に達成した。商談成約数についても、プレセミナーや機構による全海外企業への事前ヒアリングを実施する等の取り組みを行い、目標を大幅に上回る実績を上げた。 ・ファンドについて、機構の投資先企業によるIPO数は、リーマンショック後最多の24社。また、ユニコーンの輩出(全6社に内3社が機構投資先企業)、技術開発分野への出資に注力しIPOに至った「研究開発型企業」15社のうち、機構投資先は13社とイノベーション創出に貢献した。 ・海外展開支援、ファンドについて、機構の創</p>
--	---	--	---	--	--	--

<p>から、国内外での販路開拓を支援するWebマッチングサイトによるビジネスマッチング、これと連動した展示会・商談会の実施、eコマース活用のための支援、成長が見込まれる中小企業・小規模事業者が行う新事業展開への支援等を行う。</p> <p>3. 新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援</p> <p>更なる人口減少、国内市場の縮小を踏まえると、中小企業・小規模事業者が成長・発展していくためには、新たな事業展開や需要の取り込みが必要となり、これらの企業が成長分野への展開や成長著しい海外市場等を獲得し新たな付加価値を創出することを支援することにより、第4次産業革命技術の社会実装による「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」の変革などを図っていくことが重</p>	<p>路開拓を支援するWebマッチングサイトによるビジネスマッチング、これと連動した展示会・商談会の実施、中小企業・小規模事業者のeコマース活用のための支援、成長が見込まれる中小企業・小規模事業者が行う新事業展開への支援等を行う。</p> <p>令和2年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)に基づいて措置されたことを認識し、中小企業デジタル化応援隊事業に活用する。(再掲)</p> <p>令和2年度補正予算(第1号)により実施する事業は令和2年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p> <p>また、日本の開業率は、微増傾向ではあるものの4～</p>	<p>数(事業承継ファンドを除く。)を40本以上とする。</p> <p>(前中期目標期間実績(2017年度末実績):53ファンド(うち、第4期中期目標期間には対象としない事業承継ファンド11本を含む。))</p> <p>【指標3-5】</p> <p>・中期目標期間終了時において、中小企業等事業再構築促進事業により事業再構築に取り組んだ事業者のうち、付加価値額又は従業員1人当たり付加価値額の年率平均増加率が3.0%以上となる者の割合を5割以上とする。【基幹目標】</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>○指標3-1について</p> <p>商談会を通じて、海外での販路開拓や現地</p>	<p>機関との地域ごとで連携し、機構支援策の活用の働きかけも行われた。その結果、海外展開支援先企業数は目標を達成。</p> <p>また、オンラインによるCEO商談会でリアル商談会に近い成約率の向上を目指し、①海外機関との連携強化により日本企業と提携希望の高い企業を抽出、②プレセミナーや機構による全海外企業への事前ヒアリングを実施。明確になった相手方のニーズに則し、日本企業が提案力を強化、③商談に用いる英語化デジタル宣材の作成をアドバイス、④ジェグテックの日本企業の英語情報の充実による発信力強化等の取組を実施し、商談会終了後の成約率は高い水準で目標を達成。</p> <p>以上のような、プッシュ型支援、地域企業への支援強化等により海外展開支援先企業数(アウトプット)を増加させ、参加企業の提案力強化等により高い商談会終了後の成約率(アウトカム)を達成。</p> <p>・起業・創業・成長支援</p> <p>イノベーションの創出を通じた我が国の産業競争力の強化に向け、中小企業・小規模事業者、地域中核企業等へのリスクマネー供給の円滑化並びに拡大が求められる中、新規組成数8ファンド以上の年度目標に対し、IT分野、産学連携などの成長分野及び地域の中小企業を支援する政策的意義の高い10ファンドを新たに組成し、目標を達成。また、次世代のベンチャーキャピタリストを育成し、数多くのスタートアップ輩出を目的としたファンドオブファンズ形態のファンドへの出資を通じて、リスクマネー供給の担い手拡大に向けたエコシステムの構築にも貢献。</p> <p>これらの取組みの結果、ファンド組成総額としては935.9億円、うち機構出資契約額は187.6億円(機構出資割合20.0%)で、約5.0倍の民間資金の呼び水効果としての役割を発揮。ファンドからベンチャー企業等への投資額は1,150億円(投資企業数427社)。</p> <p>また、機構出資ファンドが成長性の高い企業に出資できたことにより、機構が出資した</p>	<p>意工夫の取り組みにより年度目標を上回る実績を上げたこと、有識者からもコロナ禍事業環境の変化の大きい状況下において、機構が支援をしてエネルギー量を相当使った(能動的な)取り組みについては高く評価すべき。</p>
--	---	---	--	---

<p>要である。そのため、特に海外展開においては、「未来投資戦略2018」において、2020年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比2倍を目指すこと及び中小企業の海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にすることを掲げたところ。こうした状況を踏まえ、機構は、海外企業とのビジネスマッチングを推進するなどイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、国内外での販路開拓を支援するWebマッチングサイトによるビジネスマッチング、これと連動した展示会・商談会の実施、eコマース活用のための支援、成長が見込まれる中小企業・小規模事業者が行う新事業展開への支援等を行う。</p>	<p>5%で推移し、直近の2016年度に5.6%まで改善するも、「開業率10%を目指す」とする日本再興戦略に掲げる目標の達成に向け、より一層の取組が不可欠となっている。そのため、政府は、「未来投資戦略2018」においては、創業支援等により、健全な新陳代謝を促していくことを掲げたところ。特に、イノベーションの担い手であるベンチャー企業については、企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業の創出を2023年までに20社創出という目標を掲げた。こうした状況を踏まえ、機構は、イノベーションや地域活性化の担い手の創出・成長などイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、中小企業・小規模事</p>		<p>拠点の設立の実現を支援する。商談内容には、製品販売以外に、合弁会社設立、代理店契約、技術提携、製造委託なども含まれ、成約まで数年要することもあるため、商談継続も含めた目標値として、33%以上を目指す難易度の高い目標である。</p> <p>○指標3-2について 基幹目標の達成に向け、中小企業・小規模事業者の海外展開への取組を補完・支援するため、機構の海外展開支援ツールの複合的な活用促進を図る。海外展開を初めて志す者への相談対応から、海外との取引開始に至るまで一貫したハンズオン支援を行う。基幹目標に寄与する重要性を鑑み、201</p>		<p>ファンドの投資先の上場時の時価総額が50億円以上となる割合の平均が、新興市場全体の同割合を上回る割合は高い水準で目標を達成。</p> <p>未上場企業についても、ユニコーン企業全6社のうち3社が機構ファンド投資先企業。ファンド規模の大型化や他の機構支援ツールによる複合支援を通じてユニコーンの輩出や成長に大きく貢献。さらに、未上場企業価値上位30社のうち、73%の22社が機構ファンド投資先。</p> <p>政府戦略に則り、民間資金が供給されにくい技術開発分野への出資に注力し、本分野の民間投資をリード。新興市場でIPOに至った「研究開発型企業」15社のうち、機構ファンド投資先企業は13社と87%を占め、イノベーション創出に貢献。</p> <p>また、投資先の国内新興市場での株式公開企業数（IPO数）は23社、国内本則市場を含めた株式公開企業数も24社となり、いずれもリーマン・ショック後最多となった。これら企業の新興市場での上場時時価総額の平均は207億円と市場平均の約1.5倍。より成長性の高い企業に資金供給された成果。なお、3年度の新興市場全体のIPO数117社に占める機構ファンドからの投資先の割合は19.7%である。</p> <p>政策意義の高いファンドへの出資（アウトプット）に際し、GPに対する目利き力やファンド規模の拡大等を通じて、大きく成長する企業の輩出（アウトカム）に成功。</p> <p>・事業再構築支援</p> <p>事業再構築支援については、日本経済の構造転換を促すべく、「中小企業等事業再構築促進事業」を開始。複数回の公募を通じて3.5万者（8,831億円）を支援（枠別の公募回数52回）。国内中小企業の一部の事業の再構築を必要としている3.5万者の採択企業への再構築ビジネス支援で、3年後の売上高は最大約24兆円、付加価値は国内中小企業の付加価値総額の4.7%にも相当する最大約6.4兆円の事業創出を期待。こ</p>	
--	--	--	---	--	--	--

<p>また、日本の開業率は、微増傾向ではあるものの4～5%で推移し、直近の2016年度に5.6%まで改善するも、「開業率10%を目指す」とする日本再興戦略に掲げる目標の達成に向け、より一層の取組が不可欠となっている。そのため、「未来投資戦略2018」においては、創業支援等により、健全な新陳代謝を促していくことを掲げたところ。特に、イノベーションの担い手であるベンチャー企業については、企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業の創出を2023年までに20社創出という目標を掲げた。</p> <p>こうした状況を踏まえ、機構は、イノベーションや地域活性化の担い手の創出・成長などイノベーションや地</p>	<p>業者へのリスクマネー供給を円滑化するための新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者への投資を行うファンドの組成、機構が保有するインキュベーション施設の入居企業に対する成長分野への参入及び新事業創出に向けた事業化の促進、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援、創業者及び地域の創業支援機関等に対する支援施策・成功事例等に関する情報提供、起業の準備者へのAI・ITを活用した情報提供・助言、中小企業大学施設を活用した創業者の育成を行う。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けた中小企業・小規模事業者に対して、国</p>		<p>5～2017年度の実績である1.1万社の単年度平均3,800社の5年間換算である1.9万社を上回ることを目指す。</p> <p>○指標3-3について</p> <p>ベンチャー支援強化に係る政府目標として、「企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出」がある。</p> <p>一方、機構の役割は、メガベンチャーの創出に直接的に貢献することではなく、地域を牽引していくにふさわしい中小企業の創出に向けて、創業初期のベンチャー企業等に対して資金面及び経営面から支援すべ</p>		<p>の経済効果は、制度が4年度も継続していることも踏まえると日本経済にかなりのインパクトを与えるものと考えられる。また、本制度において、中小企業に加え、当機構としては初めて一部の中堅企業を助成対象に追加。</p> <p>ホームページやメルマガ等に加え、地域の中小企業の目に触れる機会の多い地方紙を主体とした全国63紙や業界誌を通じて制度の利用を促進し、宿泊、飲食サービス業などの事業再構築を必要としている業種に支援を提供。</p> <p>補助金制度に加え、他の支援においても事業再構築を促進するため、事業再構築促進事業の採択企業に対して、当機構の支援ツールの利用を促す案内を配信し、多くの支援へと繋がっている（延べ2.1万社へ配信、408社が支援活用）。</p> <p>加えて、大学校研修や支援機関サポート事業では、事業者向けと支援機関向け双方において、事業再構築のための新たな研修コース・講習会を企画・実施。</p> <p>以上のように、新たに事業再構築支援を大規模に実施したこと、定量的指標においてA評価に必要な単年度の実績値を達成していること、直近過去2年実績平均との比較においても実質的に達成したに値すると評価できることも加味し、本セグメント全体の取り組みの質的な評価として、A評価に値するものと判断。</p>	
---	--	--	---	--	--	--

<p>域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者に投資を行うファンドの組成、インキュベーション施設の入居企業に対する新事業創出に向けた事業化の促進等、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援を行う。また、創業者及び地域の創業支援機関等に対する支援施策・成功事例等に関する情報提供、起業の準備者へのAI・ITを活用した情報提供・助言等を行う。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けた中小企業・小規模事業者に対して、国は、持続化給付金や家賃支援給付金、日本政策金融公庫等による資金繰り支</p>	<p>は、持続化給付金や家賃支援給付金、日本政策金融公庫等による資金繰り支援等により雇用維持や事業継続を図ってきたところである。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、経済社会構造が大きく変化する中では、事業者が事業再構築に果敢に挑戦し、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応した体制を構築することが必要となっている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、令和2年度第3次補正予算においては、中小企業等事業再構築促進事業が措置され、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中堅企業や中小企業・小規模事業者等が新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を行う場合に最大1億円を補助する、事業再構築補助金が創設された。機構は本事業</p>	<p>く、ファンドへの出資を通じてリスクマネーの供給の円滑化や経営支援の促進を図ることにある。地域を牽引していく中小企業の規模は一般的に時価総額50億円程度と言われていることを踏まえ、「機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合の平均が、新興市場全体の同割合を、2割以上、上回る」ことを目指す。なお、新興市場全体とは、JASDAQスタンダード、マザーズ、JASDAQグロース、アンビシャス、セントレックス、Q-Boardの6市場をいう。</p> <p>○指標3-4について 機構からの出</p>			
---	---	--	--	--	--

<p>援等により雇用維持や事業継続を図ってきたところである。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、経済社会構造が大きく変化する中で、事業者が事業再構築に果敢に挑戦し、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応した体制を構築することが必要となっている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、令和2年度第3次補正予算においては、中小企業等事業再構築促進事業が措置され、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中堅企業や中小企業・小規模事業者等が新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を行う場合に最大1億円を補助する、事業再構築補助金が創設された。機構は本事業の基金設置法人を担うことから、本事業の適切かつ確実な実施に貢献す</p>	<p>の基金設置法人を担うことから、本事業の適切かつ確実な実施に貢献する。また、国及び事務局と緊密に連携して、本事業による事業者の取組を支援する。併せて、機構の支援ツールを用いた事業再構築支援を行う。</p> <p>令和3年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、要件の見直しや新たな申請類型を創設した中小企業等事業再構築促進事業に活用する。</p> <p>令和3年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和3年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p>		<p>資が民間資金の呼び水となり、ベンチャー企業、中小企業等へのリスクマネーの供給となることを目指す。経済環境の変動によって、ファンドの組成本数は大きく変動する状況下において、機構は安定してリスクマネーの供給を行うため、前中期目標期間と同等の本数を目標とする。</p> <p>○指標3-5について 中小企業等事業再構築促進事業の成果目標は、事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%以上増加又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加に設定されている。事業実施期間は2021年度又は2022年度であり、また、事業計画は</p>			
--	--	--	---	--	--	--

<p>る。また、国及び事務局と緊密に連携して、本事業による事業者の取組を支援する。併せて、機構の支援ツールを用いた事業再構築支援を行う。</p>			<p>3～5年に設定されているため、中期目標期間終了時（2024年3月）は事業計画期間中となるが、途中時点においても5割以上の事業者が、</p>			
			<p>目標とする付加価値額成長率又は一人当たり付加価値額成長率を順調に達成していることを目指す。</p> <p><想定される外部要因> 想定される外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないこと、海外における輸入規制、外資規制の改善など輸出環境の整備が進むことな</p>			

			<p>どを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。</p>			
<p>(1) 販路開拓・海外展開支援 販路開拓・海外展開による中小企業・小規模事業者の成長・発展を支援するため、中小企業・小規模事業者の国内外での販路開拓を支援するWebマッチングサイトによるビジネスマッチング、販路開拓の実現性を一層高めるためのWebマッチングサイトと連動した展示会・商談会、中小企業・小規模事業者のeコマース活用のための情報提供、相談・助言、民間のITサービス提供事業者等とのマッチング、Webサイトを活用した商品の一括プロモーション等を行う。 加えて、機構の海外展開支援機能を強化するとともに、知財を活用した海外展開支援における独立行政法</p>	<p>(1) 販路開拓・海外展開支援 販路開拓・海外展開による中小企業・小規模事業者の成長・発展を支援するため、中小企業・小規模事業者の国内外での販路開拓を支援するWebマッチングサイトを運営し、優れた製品、技術、サービス等情報の検索、自社情報の大手・中堅企業、中小企業・小規模事業者、海外企業への発信、登録企業間での新規取引や提携等に関する情報交換等のWebマッチング支援を行う。また、販路開拓の実現性を一層高めるため、Webマッチングサイトと連動した展示会・商談会等を行う。なお、展示会・商談会等において</p>	<p>(1) 販路開拓・海外展開支援 ・優れた製品、技術、サービス等を有する国内中小企業・小規模事業者と国内外企業を繋ぐWebマッチングサイト「J-GoodTech(ジェグテック)」を運営し、国内外企業とのWebを活用したビジネスマッチングを推進する。運営に当たっては、機構の各種事業や支援機関による商談会等との相乗効果を図るとともに各種Webコンテンツの充実や登録企業による情報発信の促進、SNSを活用した情報発信の強化等によりサイトの活用を促進する。</p>		<p>(1) 販路開拓・海外展開支援 ○Webマッチングサイト「J-GoodTech(ジェグテック)」 ・3年度は中小企業・小規模事業者1,759社(在籍21,739社)、国内大手企業114社(在籍710社)、海外企業158社(在籍7,818社)を新規登録し、Webマッチング件数9,961件を実現。 ・海外展開支援として、中小企業・小規模事業者が海外企業から注目されるよう自社ページの充実及び英語ページ作成支援、海外企業とのマッチングサポートを実施(支援数1,717社) ・Webマッチング件数の増加を図る為、経済産業局と連携し航空宇宙ビジネスマッチングを行い、234件のマッチングを実現したほか、(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構と連携し支援先である優良企業81社を新たにジェグテックに登録した。利用者へのアンケート等を通して、マッチング成果を把握し、成功事例を作成することで更なる活用の促進と新たな支援先企業の開拓を図った。サイトとしては、イベントカレンダー機能の活用を促進することで、支援機関に対してイベント情報周知の機会を提供し、支援機関の活用活性化を図った。</p>		
<p>強化するとともに、知財を活用した海外展開支援における独立行政法</p>	<p>は、AI・IT、医療・介護分野などの国内の成長分野に注力するなど中</p>	<p>・また、海外展開の実現性をより一層高めるため、Webマッ</p>		<p>○海外企業との商談会等を積極的に開催 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、海外企業の招聘を実施せず、日本の中小企業・小規模事業者の現地進出や製造委</p>		

人工業所有権情報・研修館との連携、中小企業・小規模事業者における高度外国人材活用時の独立行政法人日本貿易振興機構（以下「日本貿易振興機構」という。）や専門機関へのつなぎ、地域の中小企業支援機関等との連携・協働など、他機関とも連携して海外展開を積極的に支援する。日本貿易振興機構とは、定期的に連絡調整を行って連携の強化を図り、一層効果的な海外展開支援につなげていく。また、必要に応じて海外に展開できるポテンシャルがある中小企業・小規模事業者を日本貿易振興機構へ紹介するとともに、経営相談などの支援が必要な中小企業・小規模事業者を日本貿易振興機構から紹介を受けるなど、両機関の機能を踏まえた連携を強化する。

小企業・小規模事業者の販路開拓に向け工夫を図る。また、中小企業・小規模事業者のeコマース活用等による国内外の販路開拓を促進するため、情報提供、相談・助言、民間のITサービス提供事業者等とのマッチング及びWebサイトを活用した商品の一括プロモーション等を行う。加えて、中小企業・小規模事業者がそのリスクに対応しつつ、競争力のある製品、技術、サービス等を活かした海外展開を行うことに対し、海外展開に関する相談・助言、研修、さらに中小企業・小規模事業者の海外現地での企業情報の展開やマッチングなどを通じた海外グループ調査の実施等により積極的に支援する。支援の実施に当たっては、機構の海外展開支援機能を強化するとともに、知財を活用した海外展開支援における独立行政法人工業所有権情

報・研修館との連携、中小企業・小規模事業者の300社以上を対象にパートナーとなる海外企業との事業連携を促進するための商談会等を開催する。具体的には、海外政府機関等の協力による海外企業選定、Webマッチングサイトを活用した商談の事前コーディネート、商談会における通訳等サポート及び商談後のフォローアップを実施し、商談継続中を含めた成約率を18%以上とする。

託、販路拡大等でパートナーとなりえる海外企業とのオンライン商談会を実施。また、商談会開催に併せ、海外展開等を目指す日本の中小企業・小規模事業者に対し、業種別の各国の最新市場や商談会に参加する海外企業の商談会参加目的や商談ニーズを発信するビジネスセミナーを開催。より多くのマッチング機会を提供するよう、また、より地域の中小企業者のニーズに応えたものとなるよう、地域本部、金融機関などとの連携を強化して実施。
日本企業の商談会等参加者数 324社
商談件数 618件
商談成約率 38.9%

<開催一覧>

開催月	商談会等	海外企業数	日本企業数	商談件数
7月	ベトナムCEO商談会（オンライン）	24社	12社	28件
8月	タイCEO商談会（オンライン）	23社	51社	94件
9月	ベトナムCEO商談会（オンライン）	16社	31社	43件
9月	インドネシアCEO商談会（オンライン）	19社	57社	88件
11月	医療機器CEO商談会（オンライン）	35社	54社	134件
12月	CEO商談会in新価値創造展（オンライン）	34社	53社	87件

報・研修館との連携、中小企業・小規模事業者における高度外国人材活用時の独立行政法人日本貿易振興機構（以下「日本貿易振興機構」という。）や専門機関へのつなぎ、地域の中小企業支援機関等との連携・協働など、他機関とも連携して海外展開を積極的に支援する。日本貿易振興機構とは、定期的に連絡調整を行って連携の強化を図り、一層効果的な海外展開支援につなげていく。また、必要に応じて海外に展開できるポテンシャルがある中小企業・小規模事業者を日本貿易振興機構へ紹介するとともに、経営相談などの支援が必要な中小企業・小規模事業者を日本貿易振興機構から紹介を受けるなど、両機構の機能を踏まえた連携を強化する。

1月	先端産業CEO商談会（オンライン）	31社	50社	72社
2月	フードテックCEO商談会（オンライン）	22社	47社	72件
合計		204社	355社	618件

※本表の「日本企業数」は延べ企業数

[開催事例]

○ベトナムCEO商談会（オンライン）（7月）
 ・ベトナム企業（自動車、機械及び電子部品等）とのオンライン商談会を開催。
 ・ハイフォン市科学技術省と連携し、日本企業とのオンライン商談を実施。日本企業12社が参加し、28件の商談を実施。

○タイCEO商談会（オンライン）（8月）
 ・タイ企業（自動車や機械、電子部品等）とのオンライン商談会を開催。
 ・タイ工業省及び信金中央金庫と連携し、日本企業とのオンライン商談を実施。日本企業51社が参加し、94件の商談を実施。
 ・信金中央金庫によるジェグテックの登録促進等も実施。

○ベトナムCEO商談会（オンライン）（9月）
 ・ベトナム企業（自動車、機械及び電子部品等）とのオンライン商談会を開催。
 ・ベトナム商工会議所と連携し、日本企業とのオンライン商談を実施。日本企業31社が参加し、43件の商談を実施。

○インドネシアCEO商談会（オンライン）（9月）
 ・インドネシア企業（自動車、ソフトウェア及び食品等）とのオンライン商談会を開催。
 ・インドネシア・日本ビジネス・ネットワーク

				<p>クと連携し、日本企業とのオンライン商談を実施。日本企業57社が参加し、88件の商談を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信金中央金庫によるジェグテックの登録促進等も実施。 <p>○医療機器CEO商談会（オンライン）（11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア、ベトナム、タイ、マレーシア及びシンガポール（以下「海外5か国」という。）の海外企業とオンライン商談会を実施。日本企業54社、海外5カ国35社が参加し、134件の商談を実施。 <p>○CEO商談会 in 新価値創造展（オンライン）（12月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイ、ベトナム、マレーシア、インドネシア、シンガポール、台湾及びアメリカ（以下「海外7か国」という。）の海外企業を中心にオンライン商談会を実施。日本企業53社、海外5カ国34社が参加し、87件の商談を実施。 <p>○先端産業CEO商談会（オンライン）（1月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイ、インドネシア、ベトナム、シンガポール、フィリピン、マレーシア及びアメリカ（以下「海外7か国」という。）の海外企業を中心にオンライン商談会を実施。日本企業50社、海外7か国31社が参加し、72件の商談を実施。 <p>○フードテックCEO商談会（オンライン）（2月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイ、インドネシア、ベトナム、台湾、インド及びアメリカ（以下「海外6か国」という。）の海外企業を中心にオンライン商談会を実施。日本企業47社、海外6か国22社が参加し、72件の商談を実施。 		
			<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者の販路開拓や生産性向上、海外展開につ 	<p>○マッチングイベントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業化や販路拡大等を目指す中小企業・小規模事業者に対して、販売先・業務提携先等の開拓を支援するマッチングの場とし 		

			<p>ながらる支援をするため、展示会・商談会の開催などを行う。具体的にはA I ・ I T、医療・介護分野などの国内の成長分野等における中小企業・小規模事業者が開発した優れた製品、技術、サービス等を展示し、販売先・業務提携先などのマッチングを促進する「中小企業総合展」等を実施する。また、W e bでのバーチャル展示を実施し、マッチングの促進を図る。</p>		<p>て、中小企業総合展等を開催。</p> <p>○マッチングの成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新価値創造展2021及び新価値創造展2021オンライン実施後、概ね2ヶ月時点に具体的な成約に至った割合(3年度開催)成約企業率12.0% リアル展示会：成約企業率 20.3% (回答251社のうち51社成約) オンライン展示会：成約企業率 5.4% (回答315社のうち17社成約) 成約件数1,964件 リアル展示会：923件 オンライン展示会：1,041件 <p>○開催概要及び効果的な事業実施のための取組</p> <p>○新価値創造展2021オンライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会期：3年12月1日～24日 ・会場：オンライン展示会 (会期中ログイン可能なウェブサイト) ・出展者数：381社・機関 ・来場者数：19,568人 ・公式ウェブサイト上(要来場者登録・参加費無料)で行われた。詳細な出展者検索システム、Z o o mやオンラインコンシェルジュをはじめとした商談・マッチング機能やリアル展示会で行われた最先端事業コンテンツやステージのアーカイブ公開などを実施。 <p>○新価値創造展2021</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会期：3年12月8日～10日 ・会場：東京ビッグサイト東展示場5、6ホール ・出展者数：313社・機関 ・来場者数：8,167人 ・「産業・技術」、「環境・社会」、「健康・福祉」の3分野25カテゴリーの企業や支援機関等の304社・機関の出展ほか、メインテーマである「SDGs」、「生産性向上」に関する最先端後援ステージや特別展示9 		
--	--	--	---	--	--	--	--

				<p>社、専門家コンシェルジュ相談など、各種サービス・展示を行った。</p> <p>(3分野・25カテゴリー)</p> <p>【産業・技術】 生産技術、新素材、IoT、ロボットに関する11カテゴリー</p> <p>【健康、福祉】 健康、医療、予防、介護に関する6カテゴリー</p> <p>【環境、社会】 環境、防災、社会・地域課題に関する8カテゴリー</p> <p>・会場内での来場者からの問合せに対し、専門家による出展者紹介などのコンシェルジュ相談の実施のほか、同日程で開催された「中小企業 新ものづくり・新サービス展」(東7ホール)、「中小企業テクノロジー展」(東8ホール)2展との相互入場を可能とした。</p> <p>○中小企業総合展 in Gift Show 2022</p> <p>・会期：4年2月8日～10日</p> <p>・会場：東京ビッグサイト 東展示場5ホール</p> <p>(「第93回東京国際・ギフト・ショー春2022」会場内 主催：株式会社ビジネスガイド社)</p> <p>・出展者数：90社(総合展ゾーン、うち25社は新型コロナウイルス感染症防止の事由により出展辞退のためパネル等展示のみ)</p> <p>・雑貨・クラフト等ギフトに関する地域性豊かな優れた製品等を保有する中小企業・小規模事業者が出展対象。</p> <p>・民間専門展示会ウェブサイト等とは別に、中小企業総合展特設ウェブサイトとガイドブックを制作し、出展者と出展商材の検索・紹介ページで総合展ゾーンとしてバイヤー誘致を実施。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策として、出展者・関連事業者等の名</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>簿管理や飛沫防止・手指消毒等を徹底して会場対応を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示会事前支援として、展示会でのバイヤー対応や展示方法、業界最新情報等の事前収録動画によるセミナー、展示会実施にあたってのVMD相談のほか、機構他事業で制作する展示会関連動画の特設ウェブサイトの出展者専用ページで提供。 ・会場ではバイヤー注目を得るための出展商材集合展示や、通訳支援、海外展開支援課との連携による総合展ゾーン内の海外展開相談、招聘バイヤーによる巡回商談、経営支援部との連携による展示会前後の虎ノ門オンラインアドバイスを実施したほか、展示会会場において商品力チェックアドバイスも併せて実施し、総合展出展者のマッチングを支援。 <p>○中小企業総合展 in FOODEX 2022</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会期：4年3月8日～11日 ・会場：幕張メッセ 6ホール <p>(「FOODEX JAPAN 2022」会場内 主催：一般社団法人日本能率協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出展者数：59社（総合展ゾーン、うち5社は新型コロナウイルス感染症防止の事由により出展辞退のためパネル展示のみ） ・食品・飲料に関する地域性豊かな優れた製品等を保有する中小企業が出展対象。 ・民間専門展示会ウェブサイト等とは別に、中小企業総合展特設ウェブサイトとガイドブックを制作し、出展者と出展商材の検索・紹介ページで総合展ゾーンとしてバイヤー誘致を実施。 ・新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策として、出展者・関連事業者等の名簿管理や飛沫防止・手指消毒等を徹底して会場対応を実施。 ・展示会事前支援として、展示会でのバイヤー対応や展示方法、業界最新情報等の事前収録動画によるセミナー、展示会出展にあたってのVMD相談のほか、機構他事業で 	
--	--	--	--	--	--

				<p>制作する展示会関連動画の特設ウェブサイトの出展者専用ページで提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場ではバイヤーの注目を得るため出展者商材組合せによる創作レシピをフードコーディネーターが実演提供するキッチンスタジオ、出展者による商材プレゼンと試食提供、通訳支援、海外展開支援課との連携による海外展開相談、招聘バイヤーによる巡回商談、機構経営支援部との連携による展示会前後の虎ノ門オンラインアドバイスを実施したほか、展示会会場において商品力チェックアドバイスも併せて実施し、総合展出展者のマッチングを支援 		
		<p>・ITやeコマースを活用した中小企業・小規模事業者の経営力の充実を図り、生産性向上や国内外の販路開拓の拡大を目指すため、関係団体、民間団体等と連携を図り、中小企業・小規模事業者向けの相談・助言、セミナー、ITサービス提供事業者等とのマッチングイベント等を実施する。(再掲)。</p>	<p>○IT・EC活用支援事業</p> <p>○セミナー・ワークショップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者がモール出店や自社ECサイトを構築するために必要な基礎知識や、実践のためのノウハウを習得することを目的としたセミナーおよびワークショップを開催。 <p>【セミナー】</p> <p>開催回数：40回</p> <p>参加者数：2,361人</p> <p>【ワークショップ】</p> <p>開催回数：4回</p> <p>参加者数：39人</p> <p>○マッチングイベント</p> <p>【オンライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間EC支援事業者等（モール、カートASP（自社サイト）、物流、決済、Webマーケティング、翻訳等）と中小企業・小規模事業者のマッチングイベントを開催。 <p>「EC Camp オンライン2021」</p> <p>来場登録者数・・・678人</p> <p>来場者数・・・381人</p> <p>商談件数・・・236件</p> <p>【東京】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記と同様のマッチングイベントをリアル会場（新宿）にて開催。 			

				<p>「E C Camp in 東京2021」 来場登録者数・・・487人 来場者数・・・222人 商談件数・・・254件</p> <p>○E C活用支援パートナー制度 ・中小企業・小規模事業者のE C、I Tの導入等を推進するには、支援する事業者の協力が不可欠であることから、支援事業者をE C活用支援パートナー制度として登録する。E C活用支援パートナー制度の3年度末累計登録者数129社</p> <p>○E C活用支援アドバイス ・今期より原則週5日実施、オンライン面談またはメールによる相談を実施。 アドバイス件数 324件 [内訳] 国内E C相談 194件 越境E C相談 130件</p> <p>○オンライン講座 ・中小企業・小規模事業者のデジタル化やE Cを活用した販路開拓を推進するための最初のステップとして、幅広い層が使用している動画配信インフラ「Y o u T u b e」や、機構が運営しているe b i zを活用し、中小企業・小規模事業者が時間的制約なく、I Tの活用、実践的なE Cノウハウや越境E Cについて学習できるオンライン講座を実施。 講座配信数： 134講座（累計） 視聴回数： 1, 321, 962回</p> <p>○モール活用型E Cマーケティング等支援事業（中小企業デジタル化応援隊事業）の実施 ・E Cを活用した販路開拓を促進するため、e b i z上にオンライン講座・E C活用支援事例等を展開し、またE Cに関する知見を深めるためのテーマにてセミナーを実施。更には、国内・越境モールへの出店によるテストマーケティングを支援し、中小</p>	
--	--	--	--	---	--

				<p>企業・小規模事業者のEC活用の自立化を支援。</p> <p>国内モールの出品企業数：446社 越境モールの出品企業数：215社</p>		
		<p>・競争力のある製品、技術、サービス等を活かした海外展開を目指す中小企業・小規模事業者を支援するため、伴走型の海外展開ハンズオン支援、相談・助言、セミナーの開催、情報提供等を行い、海外進出や国際取引等を行う上での経営上の課題解決に努める。海外展開ハンズオン支援等の実施に際しては、成功事例の創出を意識し、支援機関と連携した支援を充実させ、特に、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人国際協力機構、地域の中小企業支援機関、民間団体等との連携・協働した支援に取り組む。</p>	<p>○専門家による助言</p> <p>・海外投資や国際取引等の海外ビジネスに悩みを持つ中小企業・小規模事業者に対して豊富な実務経験等を有する海外ビジネスの専門家が経営支援の観点からアドバイスを実施。</p> <p>アドバイス件数 5,795件 アドバイス企業数 3,234社 役立ち度 99.0%</p> <p>○海外展開ハンズオン（長期支援）</p> <p>・海外展開を検討する中小企業・小規模事業者に対して、そのプランを具現化するために支援計画を作成し、海外事業計画策定から海外現地での商談・調査等についてアドバイスを実施。</p> <p>実施企業数：78社 うち現地同行支援社数：0社</p> <p>○都道府県等中小企業支援センター、金融機関、等との連携</p> <p>・国際取引や海外展開における留意点等について、都道府県等中小企業支援センター、金融機関等との共催または機構主催で海外展開セミナーを開催し、海外展開を目指す中小企業等に対して情報提供を実施。</p> <p>セミナー回数 54回 参加人数 1,216人 役立ち度 92%</p>			
		<p>・中小企業・小規模事業者の海外展開への取組を促進するため、海外展開の検討開</p>	<p>○中小企業・小規模事業者の海外展開への取組を促進するため、海外ビジネスの専門家によるアドバイス、商談会など各種支援ツールを提供し、5,725社の海外展開支援を実施。</p>			

			<p>始段階の企業から、計画策定、現地パートナー獲得等、各ステージに応じた各種支援ツールの積極的活用を図り、海外展開支援先数を4,000社以上とする。</p>				
			<p>・中小企業の海外展開等に係る円滑な事業環境作りに向け、日本との間で中小企業政策への国際協力に関するニーズが高まっている海外の中小企業支援機関や国際協力機関等に対して、機構の支援ノウハウの提供や中小企業支援の仕組み作りへの協力などの連携・交流を進める。</p>		<p>○中小企業の海外展開等に係る事業環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度に続き、海外政府や政府支援機関等との往来ができない中、国内における海外機関へのアクセスニーズに対応する為、新たに、海外7ヵ国の在日大使館の商務・中小企業担当部局と面談を行い、海外ネットワークの更なる拡充を図った。 ・また、国際交流センターがネットワークを有している在日大使館・貿易投資誘致機関等向けに、新たに「SMR J News (英文メールマガジン)」を創刊。機構及びその活動についてPRを行うとともに、定期配信により関係維持と交流に向けた体制整備を実施。 ・韓国中小ベンチャー企業振興公団 (KOSME) と両国の中小企業支援施策に関する勉強会を開催したほか、台湾高雄市と創業・ベンチャー支援部の創業に係る勉強会を実施。また、台湾貿易センター (TAITRA) とは販路支援部と連携した勉強会の開催後、ビジネスマッチングに発展。 ・(独)国際協力機構 (JICA) からの要請に基づく途上国の政策担当者等の招聘研修については、今年度もすべてオンラインでの実施となり、昨年度と同様の15コースに協力した。講義は動画の活用により効率化を図る一方、研修生からの質問には文書での回答やオンラインでのセッションに柔軟に対応した結果、研修生及び実施機関から高い評価を得た。 		

				<ul style="list-style-type: none"> ・さらに、(独)国際協力機構(JICA)からの「ベトナム中小企業支援人材育成プロジェクト」への協力要請に基づき、人材支援部の協力を受け、中小企業大学の研修カリキュラムを基にパイロット研修の実施に協力。研修終了後のアンケート結果では、受講者から高い評価を得た(研修の役立ち度100%、理解度100%)。 ・中小企業庁から参加要請のあったAPEC中小企業作業部会及び、経済産業省とロシア連邦経済発展省との間で締結されている中小企業に関する協力覚書に基づいて開催された中小企業協力日露会合(どちらもオンライン開催)では、支援事例を紹介し機構事業をPRした。また、日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で締結されている中小企業協力に関する覚書に基づき日台の中小企業支援実務者が参加する日台中小企業協力会合では、日本側の事務局としてオンライン会議を開催するとともに、機構の活動内容の紹介を実施。 		
		<p>・令和2年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)に基づいて措置されたことを認識し、中小企業デジタル化応援隊事業に活用する。(再掲)</p>		<p>○モール活用型ECマーケティング等支援事業(中小企業デジタル化応援隊事業)の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ECを活用した販路開拓を促進するため、eBiz上にオンライン講座・EC活用支援事例等を展開し、またECに関する知見を深めるためのテーマにてセミナーを実施。更には、国内・越境モールへの出店によるテストマーケティングを支援し、中小企業・小規模事業者のEC活用の自立化を支援。 <p>国内モールの出品企業数：446社 越境モールの出品企業数：215社 (再掲)</p>		

<p>(2) 新事業展開による新たな市場開拓等への支援 地域中核・成長企業等が行う新事業展開を支援する。特に、地域から全国展開、更には海外展開を目指すものや地域経済への波及効果が高いと考えられるものなどに注力する。支援の実施に当たっては、民間企業のリソースを活用し、事業計画の策定等から販路開拓まで一貫した支援を行うとともに、機構の支援ツールを組み合わせた総合的な支援を行う。</p>	<p>(2) 新事業展開による新たな市場開拓等への支援 地域中核・成長企業等が行う新事業展開を支援する。特に、地域から全国展開、更には海外展開を目指すものや地域経済への波及効果が高いと考えられるもの、AI・IT、医療・介護分野などの国内の成長分野に関連するものなどに注力する。支援の実施に当たっては、民間企業のリソースを活用し、事業計画の策定から販路開拓まで一貫した支援を行うとともに、機構の支援ツールを組み合わせた総合的な支援を行う。</p>	<p>(2) 新事業展開による新たな市場開拓等への支援 ・地域中核・成長企業等が行う新事業展開を支援する。特に、地域から全国展開、更には海外展開を目指す新商品・新サービスの開発や既存商品の改良、着地型観光・インバウンドなど地域経済への波及効果が高いと考えられるもの、AI・IT、医療・介護分野などの国内の成長分野に資するものなどに注力する。 支援の実施に当たっては、多岐にわたる分野の専門家等の知見を活用したハンズオン支援等により事業計画の策定や事業化に向けた支援を実施する。また販路開拓においても、支援先企業に適した流通チャネルを持つ民間企業との連携拡充を図り、機構の支援ツールを組み合わせた総合的な</p>		<p>(2) 新事業展開による新たな市場開拓等への支援 ○地域中小企業・成長企業等が行う新事業展開への支援 ○多岐にわたる分野の専門家等の知見を活用 ・新事業展開を行う支援先企業の事業遂行上の課題を解決するため、商品企画・マーケティング、販売・営業管理、情報システム・IT、知的所有権などの知見を有したアドバイザーを派遣。 派遣社数・回数：71社・251回 ○機構の支援ツールを組合せた総合的支援 ・新事業展開を行う支援先企業に対して、ハンズオン支援との連携支援を行い、企業の成長促進を図るための総合支援を実施。 ハンズオン支援活用企業数：84社 (専門家継続派遣事業：25社、販路開拓コーディネート事業：8社、経営実務支援事業：13社、戦略的CIO育成支援事業：5社、IT経営簡易診断：28社、生産工程スマート化診断5社) ・コロナ禍での影響が特に大きい観光事業者への支援として、既存のリソースや支援ツールの組み合わせや、リアルとオンラインを活かした支援を実施。変化する旅行・観光への意識やニーズを確実に捉え、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えて既存事業を再構築するとともに、中長期的視野に立った新たな戦略を、ウェビナー、オンライン相談、商談アドバイス、アドバイザー派遣により構築していく支援を実施。 (支援実績) ・市内観光の活性化を目指す地方公共団体に対し、パートナー企業を講師とした勉強会や、虎ノ門オンラインアドバイスを実施。既存観光地を1つのテーマでくくるなど、ストーリーの重要性や的を絞ったルートづくりについてアドバイスし、新たな観光ル</p>		
--	--	---	--	---	--	--

			<p>支援を行う。</p>	<p>ートの作成を支援。作成したルートでの商談会出展や関係者ツアー、モニターツアー実施まで一貫した支援を実施。また、地元テレビ局を巻き込み、支援の様子が3回にわたり放送されるなど、PRを図った。</p> <p>○販路開拓における民間企業との連携拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大手百貨店、高級スーパー、大手食品卸等の民間企業を「地域活性化パートナー」として登録し、新商品・新サービスの首都圏等における販路開拓の機会（商談会・展示会の開催等）を提供。商談会時には、商品の合否だけでなく商品改良のアドバイスも行う商品評価・ブラッシュアップを併せて実施。 ・コロナ禍等、変化する支援ニーズに対応するため、ITサービス業や通販、クラウドファンディング等、パートナー分野を拡充・強化するとともに、オンラインを活用した企画を実施。 <p>地域活性化パートナー企業登録数141社 (3年度新規登録20社)</p> <p>地域活性化パートナー活用による支援企画数：46件、支援企業数：2,722社</p> <p>(企画事例)</p> <p>「D2Cスタート講座」および「D2Cブランディングアドバイス」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客との長期的な接点の創出を通じ、「D2Cブランドと顧客とが直接つながる事業」の構築を目指すオンライン講座。D2Cの事業構想、構築の上で重要なポイントを各回のテーマとし、計9回のカリキュラムを実施。 ・受講企業のアウトプットを促進するため、事業計画の作成を目的とした専用フォーマットを用意。講座内容をもとに専用フォーマットを用いて事業計画の作成する受講企業に対して、事業計画の作成をサポートするため、講座と並行して、オンラインの「D2Cブランディングアドバイス」を実施。 <p>D2Cスタート講座受講企業数819社</p>		
--	--	--	---------------	--	--	--

				<p>D2Cブランディングアドバイスによる支援企業数20社</p> <p>「虎ノ門オンラインアドバイス」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化パートナーの知見・ノウハウの有効活用やコロナ対応の取組として、パートナーと機構による商品開発や販路開拓に関する課題解決に向けたワンポイントアドバイスをオンラインにて実施する「虎ノ門オンラインアドバイス」を本格展開。また、他の販路マッチング企画と組み合わせて実施することによる効果的な支援を実施。 <p>支援企業数155社</p> <p>(企画事例)</p> <p>「ヒットをねらえ！地域のおすすめセレクション2022」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍を受け、出展者は会場不在、商品のみ展示し、来場者とオンライン接続にて商品説明・商談を行う「リアルとオンラインのハイブリッド型」で実施。出展カテゴリーは、観光・雑貨・食品の3分野とした。出展者に対して、オンライン展示に向けた動画作成支援、オンライン商談ノウハウ支援のための事前ウェビナー及び来場バイヤーのコメント、業界の動向等を出展者にフィードバックするフォローアップウェビナーを実施。 <p>当該企画における新規取組事項は、下記の2点。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示コーナーでのオンライン接客を試行。来場者への情報提供の強化、商談への誘致促進を狙い、出展者と接続したタブレットを展示台に設置し、リアルタイムで商品説明等を実施（6社が参加） ・SDGs・ソーシャルグッドを商品選定テーマの一つとして設定。出展者へのSDGsの意識づけや来場者への地域資源を活用した商品の新たな価値、魅力を提案 <p>出展企業数：114社 オンライン商談数：252件 取引希望・商談希望・サンプル希望：28</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>1件</p> <p>(支援事例)</p> <p>・カフェレストランを運営する企業に対し、店頭とECサイトのみで販売していた「山椒辣油」の商品ブラッシュアップと販路開拓を支援。「虎ノ門オンラインアドバイス」では、販売戦略見直し(B to CからB to Bへ新規販路開拓に向けた価格・容量の変更等)やパッケージ改良、展示手法等、具体的な買い手を見据えた実践的なアドバイスを実施。続いて、アドバイスによりブラッシュアップされた商品での「ヒットをねらえ!地域のおすすめセレクション2022」出展を支援。来場バイヤーの関心を集め、食品卸との取引が成約。B to CからB to Bへ新規販路実現に寄与。</p>		
<p>(3) 起業・創業・成長支援</p> <p>日本の開業率の向上や日本経済を牽引するイノベーションの担い手であるベンチャー企業の創出に向けた貢献を図るため、機構は、中小企業・小規模事業者、地域中核企業等へのリスクマネー供給を円滑化するための新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者、地域中核企業等に投資を行うファンドの組成、機構が保有するインキュベーション施設の入居企業に対する成長分野への参入</p>	<p>(3) 起業・創業・成長支援</p> <p>日本の開業率の向上や日本経済を牽引するイノベーションの担い手であるベンチャー企業の創出に向けた貢献を図るため、機構は、具体的に以下の取組を実施する。</p> <p>①中小企業・小規模事業者・地域中核企業等の成長段階に応じたリスクマネー供給の円滑化等(起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンドの組成促進等)</p> <p>成長初期段階のベンチャー企業や成</p>	<p>(3) 起業・創業・成長支援</p> <p>①中小企業・小規模事業者・地域中核企業等の成長段階に応じたリスクマネー供給の円滑化等(起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンドの組成促進等)</p> <p>・中小企業・小規模事業者、地域中</p>	<p>(3) 起業・創業・成長支援</p> <p>①中小企業・小規模事業者・地域中核企業等の成長段階に応じたリスクマネー供給の円滑化等(起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンドの組成促進等)</p> <p>○ベンチャー・中小企業の成長を支援するファンドの組成促進</p>			

<p>及び新事業創出に向けた事業化の促進、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援を行う。また、創業者及び地域の創業支援機関等に対する支援施策・成功事例等に関する情報提供、起業の準備者へのAI・ITを活用した情報提供・助言等を行う。</p>	<p>長分野の参入等の新事業展開、海外展開、健康・医療分野の事業展開など、新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者、地域中核企業等に投資を行うファンドを組成し、中小企業・小規模事業者、地域中核企業等へのリスクマネー供給を円滑化する。ファンドへの出資に当たっては、ファンド組成の政策的意義とファンドの事業採算性の確保に考慮したファンド出資を行う。また、組成したファンドに対しては、ガバナンスを向上させるため、出資ファンドごとの投資活動の実態把握等による継続的なモニタリングを徹底する。</p> <p>ファンドからの投資後に投資先企業のIPO達成状況、新規のファンド運営者への出資状況、地域ごとの企業への投資状況及び投資先の具体的成果の調査・分析等を行う。</p> <p>また、産業競争力</p>	<p>核企業等へのリスクマネー供給を円滑化するため、新規のファンドを運営しようとする者等に対し、制度説明や活用事例に関する情報提供等を行うことを通じて出資先候補の発掘に努めることにより、成長初期段階のベンチャー企業や成長分野への参入等の新事業展開、海外展開、健康・医療分野の事業展開など、新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者、地域中核企業等に投資を行う政策的意義の高いファンドを8ファンド以上組成する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・大学・研究機関発ベンチャー企業やDX・SaaSなどコロナ禍・ポストコロナ時代の社会課題解決に資するベンチャー企業に対して積極的に投資を行うファンドや、次世代のベンチャーキャピタリスト育成を見据えたファンドオブファンズ形態のファンドなど、政策的意義の高いファンドの組成に注力し、新たに10件・計187.6億円の出資契約を締結。機構出資が呼び水となり、民間資金の出資を促進（ファンド総額935.9億円を実現、約5.0倍の呼び水効果）。 <p>○起業支援ファンド</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT分野、大学発等のシード・アーリーステージを中心とするベンチャー企業を支援するファンド（総額830.8億円）に対して計167.6億円の出資契約を実施。 <p>（産学連携ファンドの組成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東大をはじめとする国内外の大学や研究機関等における最先端技術を活用するベンチャー企業に対して積極的に投資するファンドや、東工大と協働で、産学連携による研究シーズの発掘・学生向け起業家教育等の取組みを推進するファンドなど、産学連携に注力するファンド（総額344.0億円）に対して計45.0億円の出資契約を実施。 <p>（ファンドオブファンズ形態のファンドの組成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代のベンチャーキャピタリストを育成し、数多くのスタートアップを輩出することを目的としたファンドオブファンズ形態の投資を行うファンドに対して20.0億円の出資契約を実施。 <p>○中小企業成長支援ファンド</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アーリーステージからレイターステージまで幅広く対象とし、新事業展開等により新たな成長・発展を目指す地域の中小企業・ 		
---	--	---	--	--	--	--

	<p>強化法（平成25年法律第98号）に規定する新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を行う者が必要とする資金の借入等、投資事業計画の認定を受けたベンチャーファンドの借入、地域再生法（平成17年法律第24号）に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に規定する経営力向上計画並びに生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）に規定する新技術等実証計画及び革新的データ産業活用計画の認定を受けた事業者の借入等に対する債務保証を行う。なお、金融機関を中心に制度の周知を行う。</p>		<p>ベンチャー企業を支援するファンドに対して20.0億円の出資契約を実施。</p> <p>（社会課題解決に資する革新技術を有するベンチャー企業に投資するファンドの組成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会課題解決に資する革新的技術を有するドローン・エアモビリティ分野に関連するスタートアップに対して積極的に投資を行うファンドに対して20.0億円の出資契約を実施。 <p>○出資実績累計</p> <p>○起業支援ファンド</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資ファンド数累計 134ファンド （うち清算終了済78ファンド（組合員の地位譲渡を含む）、清算手続中8ファンド） ・ファンド総額累計 4,820億円 ・機構出資契約額累計 1,366億円 ・3年度投資先企業数 281社（累計3,660社） ・3年度投資金額（追加投資額も含む）499億円（累計2,715億円） ・3年度株式公開企業数 8社（累計191社） <p>○中小企業成長支援ファンド（事業承継ファンドを除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資ファンド数累計 121ファンド （うち清算終了済38ファンド（組合員の地位譲渡を含む）、清算手続中3ファンド） ・ファンド総額累計 9,199億円 ・機構出資契約額累計 2,583億円 ・3年度投資先企業数 146社（累計1,997社） ・3年度投資金額（追加投資額も含む）651億円（累計6,761億円） ・3年度株式公開企業数 21社（累計123社） <p>（※）うち4社（累計では33社）は起業支援ファンドとの重複投資先</p> <p>○起業支援ファンド、中小企業成長支援ファ</p>		
--	--	--	---	--	--

			<p>・ファンドへの出資に当たっては、民間資金の呼び水としての役割に徹しつつリスク分散を考慮し事業採算性の確保を図るため、ファンド運営者の投資実績、投資先企業に対する経営支援実績等を重視したうえで外部有識者等の意見を踏まえた迅速かつ適切な審査を行い、投資対象企業の成長ステージ・業種、ファンド運営者の投資手法・エグジット戦略、組成時期などの面で多様なファンドに出資を行う。</p> <p>・組成後のファンドに対しては</p>		<p>ンド（事業承継ファンドを除く） 合計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資ファンド数累計 255ファンド （うち清算終了済116ファンド（組合員の地位譲渡を含む）、清算手続中11ファンド） ・ファンド総額累計 14,019億円 ・機構出資契約額累計 3,949億円 ・3年度投資先企業数 427社（累計5,657社） ・3年度投資金額（追加投資額も含む）1,150億円（累計9,476億円） ・3年度株式公開企業数 25社（累計281社） <p>○外部有識者等の意見を踏まえた迅速かつ適切な出資審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・29年度に審査プロセスの見直しを行い導入した事前審査（書面審査）においては、要件の確認に加え、外部専門家から意見を聴取し、提案内容の妥当性等について審査を実施するとともに、概ね1ヶ月で結果の通知を実行。 ・事前審査通過者に対する本審査においては、監査法人による現地調査を行うとともに、外部有識者からなる出資先候補評価委員会を開催（8回／事業承継ファンド・再生ファンド含む）。出資提案を受けているファンド組成計画等について、出資決定の参考とするための意見を聴取し、出資を決定。 <p>○外部有識者によるファンド事業評価・あり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部有識者からなるファンド出資事業評価・検討委員会を開催（1回）。ファンド出資事業の実績と取組について説明。事業評価と課題について意見を聴取。 <p>■出資後のモニタリング・フォローアップの強化（事業承継ファンドを除く）</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

			<p>投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を通じて、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底するとともに、ファンド運営者に対して機構の支援ツールや他の中小企業支援機関等の有効なツール等の情報提供を行うことで、投資先企業の事業成果の向上につなげる。</p>	<p>○ファンド運営状況のモニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存ファンドの組合員集会への出席（148回）のほか、投資委員会へのオブザーバー参加や投資の事前検討会への参加（504回）、その他キーマンとの随時面談等を通じファンドごとのモニタリングシートを整備、運営状況を適時・的確に把握。 ・ファンドからの投資報告により投資状況を定期的に把握するとともに、ファンドの決算資料により投資先企業の財務状況等を確認し、企業の成長段階を把握。必要に応じて経営支援を行う部署等と機構の支援ツールの活用についての情報交換を実施。 <p>○ファンドクローズに向けた具体的な取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングシート（ファンドクローズ管理用）を活用し、終期の近いファンドについて、計画的なクローズが行われるよう、半年毎のモニタリングを実施。 ・3年度中に起業支援ファンド1件、がんばれ！中小企業ファンド1件、中小企業成長支援ファンド1件、地域応援ファンド1件、再生ファンド6件のファンドクローズ手続きを完了。 <p>○ファンド運営者等に対する情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構が実施するJapan Venture AwardsやFASTARのピッチイベント、海外企業とのビジネス商談会等の開催情報等について、ファンド運営者に対してメールマガジンを配信（年間27回）。 ・地域本部等、機構の支援先企業や、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の取引先のうち、ファンドからの資金調達ニーズを有する企業の情報を提供。 <p>○投資先事例の収集・発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資ファンドの投資先企業3社に対しヒアリング調査を行い、成功事例としてとりまとめ、3年度中にホームページに公開し、支援ノウハウを共有。 		
--	--	--	--	--	--	--

			<p>・ファンドからの投資後に投資</p>	<p>○投資先企業に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングを通じて投資先企業の実態を適切に把握。ファンド運営者との投資先企業に係る情報共有と連携支援への取組を推進。 ・ファンド投資先における3年度専門家継続派遣事業の活用企業5社、販路開拓コーディネート事業の活用企業2社。 ・「中小企業総合展」（「新価値創造展2021」）に出展したファンド投資先6社。 ・機構が運営するインキュベーション施設に入居するファンド投資先は29社。 （いずれも清算終了済ファンドからの投資先を除く） <p>（起業支援ファンドを活用した支援事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業のDX推進を支援するプラットフォームとサービスを提供するベンチャー企業に対して、機構出資ファンドがリードインベスターとして資金を提供。ファンド運営会社は取締役を派遣し、顧客紹介、社内主要ポスト人材の紹介、追加資金調達に向けたVCの紹介などにより同社をサポート。会社設立から約3年後にIPOを果たすまでに事業を拡大。 <p>（中小企業成長支援ファンドを活用した支援事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・画像認識やバーコード、RFID、センサー等を駆使して人や情報、あらゆる物を認識する「モノ認識」技術とスマートデバイス等の「モバイル」を軸に事業展開する企業に対して、機構出資ファンドがリードインベスターとして出資。ファンド運営者は、新製品の販路拡大支援を通じて業容拡大に貢献したほか、上場に向けた管理体制の構築等を支援、3年9月に東証マザーズへの上場を実現。 <p>○投資先企業の成長 ○株式公開企業数（IPO数）</p>		
--	--	--	-----------------------	--	--	--

			<p>先企業のIPO達成状況、新規のファンド運営者への出資状況、地域毎の企業への投資状況などの調査・分析等を行う。また、成果目標として、IPOを達成した投資先企業の上場時の時価総額（公開価格ベース）が50億円以上となる割合が、新興市場全体の同割合を2割以上、上回ることをとする。ただし、IPOの達成状況や上場時の時価総額については経済状況に大きく影響を受けるため、前年度の実績も含めた2カ年度の実績により評価するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・株式公開企業数（IPO数）25社（累計281社） ・3年度の国内新興市場IPO企業数は117社となっており、そのうち、機構出資ファンドから投資を受けて上場を果たした企業数は23社。国内新興市場における機構出資ファンドの投資先の割合は19.7%。 <p>（IPO事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AIを活用して業務効率化を支援するAIプラットフォームサービス等を展開する企業に対して、機構出資ファンドがリードインベスターとして出資。エンジニアを中心とするテクノロジー企業で、デザイナーの採用が難航する中、ファンド運営者が採用活動を積極支援、採用ノウハウの定着のみならず、この時に採用したデザイナーらが社内人材育成に大きく貢献。当社の競争力の源泉ともなる多数のAI関連特許出願につながり、3年12月には、上場時時価総額800億円を超える大型上場（東証マザーズ）を実現。 <p>○地域毎の企業への投資状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年度の起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド（事業承継ファンドを除く）の投資先 合計 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">東京都</td> <td>286社（累計3,148社）</td> </tr> <tr> <td>関東地域（東京除く）</td> <td>31社（累計619社）</td> </tr> <tr> <td>近畿地域</td> <td>57社（累計646社）</td> </tr> <tr> <td>その他地域</td> <td>53社（累計1,244社）</td> </tr> </table> <p>○「第21回 Japan Venture Awards」において機構の出資ファンド投資先企業の経営者が経済産業大臣賞を受賞したほか、計5者が各賞を受賞。</p> <p>（特に断りがない場合は、起業支援ファンドには旧ベンチャーファンドを、中小企業成長支援ファンドには、旧がんばれ！中小企業ファンド・事業継続ファンド・地域中小企業応援ファンドをそれぞれ含む）</p>	東京都	286社（累計3,148社）	関東地域（東京除く）	31社（累計619社）	近畿地域	57社（累計646社）	その他地域	53社（累計1,244社）		
東京都	286社（累計3,148社）													
関東地域（東京除く）	31社（累計619社）													
近畿地域	57社（累計646社）													
その他地域	53社（累計1,244社）													

			<p>・産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に規定する新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を行う者が必要とする資金の借入等、投資事業計画の認定を受けたベンチャーファンドの借入、地域再生法(平成17年法律第24号)に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画、中小企業等経営強化法に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓計画及び経営力向上計画並びに生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)に規定する新技術等実証計画及び革新的データ産業活用計画の認定を受けた事業者の借入等に対する債務保証を行う。審査について</p>		<p>■債務保証業務</p> <p>○革新的技術研究成果活用事業円滑化債務保証制度(産業競争力強化法)</p> <p>・事業拡大ステージにあるディープテックベンチャーを対象とする債務保証制度により、電動車椅子開発事業者の資金調達を支援。(保証先1件、保証額3.5億円実行済)</p> <p>○革新的データ産業活用円滑化債務保証制度(生産性向上特別措置法)</p> <p>・様々なデータを収集・利活用して新事業を行う事業者を対象とする債務保証制度により、自動運転用地図データの整備・更新事業者の資金調達を支援。(保証先1件、保証額20億円のうち初回分8.5億円を分割実行済)</p>	

		は、制度の政策目的を踏まえつつ適切に行う。				
	<p>②インキュベーション施設におけるハイテクベンチャー支援</p> <p>機構が保有するインキュベーション施設の入居企業に対し、施設に常駐するインキュベーションマネージャーがベンチャーキャピタル、大企業、大学及び地域の中小企業支援機関等と連携し、資金調達・人材・販路・経営ノウハウ等の経営課題解決のために多様な支援ツールを活用した総合的な支援を行い、成長分野への参入や新事業創出に向けて、事業化の促進を行う。</p>	<p>②インキュベーション施設におけるハイテクベンチャー支援</p> <p>・機構が保有するインキュベーション施設の入居企業に対し、施設に常駐するインキュベーションマネージャーがベンチャーキャピタル、大企業、大学及び地域の中小企業支援機関等と連携し、資金調達・人材確保・販路開拓・経営ノウハウ等の経営課題に対する相談・助言、機構の持つ多様な支援ツールを活用した総合的な支援を行い、成長分野への参入や新事業の創出等に向けて、事業化の促進を行う。</p> <p>地域のベンチャー支援機関等と連携しながら支援ネットワークの強化することにより、インキュベーション施設</p>		<p>②インキュベーション施設におけるハイテクベンチャー支援</p> <p>○入居者のニーズ・課題に対応した支援</p> <p>○インキュベーションマネージャーによる支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設数 29施設 ・入居者数 495者 ・インキュベーション施設における支援活動の一環としてセミナー、ワークショップ、勉強会等を実施。 <p>開催回数145回、延べ参加者数4,990人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者等に対するコーディネート支援を1,664件実施 <p>○機構の支援ツール等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居企業に対して、専門家派遣、機構出資ファンドからの投資、マッチングイベントへの出展等、機構の支援ツールを活用して支援（専門家継続派遣・経営実務支援・販路開拓コーディネート事業の活用企業10社、ファンドの投資先企業32社、中小企業総合展等ビジネスマッチングイベントへの出展企業19社）。 <p>○他機関と連携した支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体や地域支援機関等が実施する展示会への出展、補助金・助成金の獲得、大学研究者とのマッチング等を支援。 ・「BioJapan2021」に、「機構ブース」として入居企業等27社とともに出展。機構ブース出展社全体で1,154件のマッチング（名刺交換数）、商談引き合い128件。 		

			<p>におけるソフト支援の一層の充実を図る。</p> <p>これらの取組みを通じ、退去企業の施設退去時における売上計上率を70%以上とする。また、施設退去後2年経過後の支援先の売上高及び従業員数の増減率、資本規模、地域への定着状況等の調査・分析等を行う。</p>	<p>○ベンチャー・新事業開拓への社会的関心の創出・連携構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間のメディア掲載数804件。入居企業の持つ技術力、新規製品への注目向上に貢献。 ・ベンチャーキャピタルや事業会社等の投資機関及びクラウドファンディング事業会社等の投資仲介機関との連携により、投資受入金額9,056百万円、銀行等の金融機関との連携により、融資借入金額3,080百万円の資金調達に貢献。 ・入居企業7社が当年度内に5億円以上のエクイティでの大型資金調達を実施し、IPOに向け事業を加速。他にも、大学ファンド等、国内外のベンチャーキャピタルや事業会社から出資を受けるなど、入居企業に多くの投資機関が注目。 <p>○支援の質の向上に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インキュベーションマネージャーのスキル向上、情報・支援ノウハウの共有化、支援ネットワークの強化等を図るため、BIソフト支援会議を計2回開催。 <p>○他のベンチャー支援機関等とのネットワーク強化</p> <p>○機構の広域ネットワークを活用し、各地域で機構インキュベーション施設をハブとして、特徴的な支援リソースを保有するベンチャー支援機関等と連携した効果的・効率的な支援、支援対象企業の拡大を実施。</p> <p>(ネットワーク強化による支援事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道本部、北大BSが北海道大学産学・地域協働推進機構や札幌・北海道スタートアップ・エコシステム推進評議会と連携し、「成功するハイテクベンチャー創生のノウハウ」セミナーを開催。北大BS入居企業2社を含む4社が、ベンチャーの求める支援策等についてトークセッションするなど、地域でのベンチャー企業支援機運の醸成を図った。 		
--	--	--	---	---	--	--

				<p>リアル、オンライン合計で、199名が視聴参加し、大盛況であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東本部が、東京農工大学と連携し、社会的関心の高まっているフード・アグリテック分野の入居企業や東京農工大学発スタートアップ企業の活動を紹介するため、オンラインでピッチイベントを実施。 ・機構インキュベーション施設入居企業4社を含む5社がピッチ登壇。VC/CVC27社を含む参加者141名（機構関係者20名を含む）に向けて各社が自社技術や事業計画を披露し、共同開発や事業提携、資金調達等を求めた。 <p>○売上計上化達成企業の輩出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上計上化達成企業数59社、売上計上化率85.5% <p>(入居企業に対する支援事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Gタンパク質共役受容体(GPCR)に対する医療用機能性抗体の開発に関する独自技術で呼吸器疾患、慢性炎症や感染症を中心とした革新的な新薬の研究開発を行うバイオベンチャーに対して、アクセラレーション事業(FASTAR)を活用した支援を実施した結果、中国のファンドからの数億円規模の出資につながった。 <p>FASTAR事業における支援では、詳細な事業分析を行い、これまでのビジネスモデルを大きく変革し、この出資の獲得につながった。</p> <p>また出資した中国のファンドは大手医薬品グループが設立した創薬ファンドを手掛け多数の臨床試験を行っていることから、パイプラインの一部を導出しており、今後の上市が期待できる。</p> <p>(施設退去時と施設退去後2年経過後の比較)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30年度にインキュベーション施設を退去した企業の売上高平均伸び率は0.9%、従業員数平均伸び率は1.3%減、資本金 	
--	--	--	--	---	--

				<p>平均伸び率は207.6% (売上高平均1,367百万円→1,380百万円、従業員数平均58.9人→58.1人、資本金143百万円→440百万円)、地域への定着率は76.1%)</p> <p>(参考指標)</p> <p>・「中小企業実態基本調査」(中小企業庁調べ)結果による中小企業(法人)の売上高等の状況(30年度調査と3年度調査の比較)売上高平均344百万円→315百万円(8.3%減) 従業員数平均16.2人→15.5人(4.6%減)</p>		
	<p>③ベンチャー支援 将来の地域中核企業等の創出のため、地域のベンチャー企業等に対し、ベンチャーキャピタル、アクセラレーター、大企業、成功起業家、大学及び地域の中小企業支援機関等との支援ネットワークを構築するとともに、機構の多様な支援ツール等を活用することにより、資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援を行う。</p>	<p>③ベンチャー支援 ・将来の地域中核企業等の創出のため、ベンチャーキャピタル、アクセラレーター、大企業、成功起業家、大学及び地域の中小企業支援機関等との支援ネットワークを構築する。地域のベンチャー企業等に対し、資金調達及び事業提携等の実現に向けた経営課題の解決を図るため、構築した支援ネットワークと機構の多様な支援ツール等を組み合わせた相談・助言、セミナー、マッチング等による複合的な支援</p>	<p>③ベンチャー支援</p> <p>○アクセラレーション事業(FASTAR)</p> <p>・将来のユニコーン及び上場ベンチャーや、地域中核企業に成長し得るベンチャー企業から、起業を目指す個人まで対象を拡充し、全国から発掘したうえで、1年間集中支援を行う事業を実施。</p> <p>3年度は、一次公募・二次公募併せて135社の応募の中から、18社を採択とし、昨年度からの継続案件17社を含め計443回の支援を実施。また、2年度採択企業17社が投資家向けにプレゼンテーションを行うピッチイベントを2回開催し、マッチングを促進。(参加者計258人)</p>			

		<p>を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構が保有するもの以外のインキュベーション施設等に集積するベンチャー企業の事業化促進等支援ニーズに応えるためインキュベーションマネージャー派遣等支援を行う。 			
	<p>④創業に対する情報提供・助言等</p> <p>創業者及び創業を支援する地域支援機関等に対して、支援施策・成功事例等に関する情報提供を行う。</p> <p>AI・ITを活用し、起業の準備者への情報提供・助言を行うとともに、地域の創業支援機関等を適切に紹介するなど、より効果的な起業を促す。</p> <p>また、中小企業大学校東京校を創業者の育成を行う地域の拠点とし、創業者への施設提供と企業経営経験者等による相談・助言等を一体的に行う。</p>	<p>④創業に対する情報提供・助言等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起業事例として模範的な経営者等を発掘・表彰する事業(Japan Venture Awards)を行うとともに、創業機運の向上やアントレプレナーシップの醸成に向けて、セミナー等により創業やベンチャー企業の取組事例を紹介する。 <ul style="list-style-type: none"> ・AI・ITを活用し、起業の準備者への情報提供・ 	<p>④創業に対する情報提供・助言等</p> <p>○JVA (Japan Venture Awards)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業の啓発と促進に向けて、モデルとなる起業家を表彰する「第21回Japan Venture Awards」を実施。応募者154人の中から、経済産業大臣賞、科学技術政策担当大臣賞、中小企業長官賞、機構理事長賞及びSDGs特別賞など、計12人のベンチャー企業経営者を表彰。これに加えて、ベンチャーキャピタリスト奨励賞を表彰し、ベンチャー企業に対して成長実績を挙げており、今後一層の活躍が期待されるキャピタリスト3人を表彰。 ・アントレプレナーシップの醸成及びチャレンジ精神の普及を目的に、支援機関とベンチャー企業経営者によるパネルディスカッション、VCと起業家によるピッチイベント及び成長を遂げている起業家が参加したトークセッションを実施。 <p>オンライン視聴者の参加者：481名 参加者の満足度：83.3%</p> <p>○AIを活用した起業支援チャットボットによる情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起業関連情報を学習したAIによる起業相 		

			<p>助言を行うとともに、地域の創業支援機関等を適切に紹介する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業大学校東京校施設の一部を、創業者の育成を行う地域の拠点として運営し、支援運営内容の充実化を図り、創業者への施設提供と企業経営経験者等による相談・助言等を一体的に行う。 ・ 創業希望者やベンチャー企業、新商品、新事業開発担当者等を対象に、新しいアクションにつなげるためのきっかけや気づきの機会を与える対話型のワークショップやセミナー等を実施する。 		<p>談チャットボット「起業ライダーマメル」をコミュニケーションアプリLINE上で運用を実施。</p> <p>LINEの累計友だち登録者数 92,924人(4年3月末)に対して、起業に関する情報提供や相談対応(相談者数27,866人)を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3年7月に事業計画作成支援機能の利用登録者(8,426人)向けに、オンライン上で添削・アドバイスするサービスを追加。サービスを利用した84名のうち20名を次のステップとしてBusinessに誘導。 ・ 地域の創業支援機関のニーズに対応し、起業に関するセミナー・イベント情報を配信し、参加を誘発。 <p>○ 中小企業大学校東京校施設の一部での創業者の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業大学校東京校施設の一部で、創業者の育成を行う地域の拠点(Business)を運営し、創業者等への支援を実施。 ・ 創業者支援・会員支援のイベントを開催。会員を対象としたスキルアップ講座(販路開拓、IT活用、デザイン)や他の支援機関と連携セミナー等を実施。 ・ 東京校の「中小企業支援担当者等研修(上級)」において担当部署と連携して創業支援の研修を年1回実施。 ・ IT活用やブランディング構築、広告物等のデザイン制作を担う専門家を配置することで入会希望者及びイベント参加者の増加を図る体制を構築。 ・ 創業検討層を対象とした「トライアルコース」の新設。 ・ 延べ会員数573人 会員数:105人(4年3月末) ・ スペース利用率 約80.3%(48.2/60スペース) ・ セミナー116回 参加者数:1,213人 (オンラインセミナー39回 参加者数:6 		
--	--	--	--	--	---	--	--

				<p>64人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談会 39回 参加者数：55人 ・創業無関心者層や創業関心者層を対象に、創業や新ビジネス等への意識変容及び行動変容を促す対話型のオンラインワークショップ「TIPS」を実施。 <p>開催回数115回、参加者数延べ2,110人。</p>																					
<p>(4) 事業再構築支援 中小企業等事業再構築促進事業の基金設置法人として、機構は基金の管理・運用を適切かつ確実に実施する。また、機構は国及び事務局と緊密に連携して、事業者及び認定経営革新等支援機関・金融機関による計画の策定や事業者による計画の実施に対する支援、事業の進捗状況の確認や改善指導、事業の評価その他中小企業の事業再構築に対する総合的な支援を適切かつ効果的に実施できるよう、情報提供や相談対応等、所要の推進体制を整備した上で支援を行う。</p> <p>さらに、中小企業等事業再構築促進事業の採択事業者に留まらず、より</p>	<p>(4) 事業再構築支援 中小企業等事業再構築促進事業の基金設置法人として、機構は基金の管理・運用を適切かつ確実に実施する。また、機構は国及び事務局と緊密に連携して、事業者及び認定経営革新等支援機関・金融機関による計画の策定や事業者による計画の実施に対する支援、事業の進捗状況の確認や改善指導、事業の評価その他中小企業の事業再構築に対する総合的な支援を適切かつ効果的に実施できるよう、情報提供や相談対応等、所要の推進体制を整備した上で支援を行う。</p> <p>さらに、令和4年度からの新たな取り組みとして、中小企業等事業再構築</p>	<p>(4) 事業再構築支援 ・中小企業等事業再構築促進事業の基金設置法人として、機構は基金の管理・運用を適切かつ確実に実施する。また、機構は国及び事務局と緊密に連携して、事業者及び認定経営革新等支援機関・金融機関による計画の策定や事業者による計画の実施に対する支援、事業の進捗状況の確認や改善指導、事業の評価その他中小企業の事業再構築に対する総合的な支援を適切かつ効果的に実施できるよう、制度の内容や支援策、優良取組事例の周知・広報並びにこれら事業者の制度対応や事業再構築に係る相談</p>	<p>(4) 事業再構築支援</p> <p>○事業再構築促進事業の採択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年度補正予算(第3号)により、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援。 ・特に、緊急事態宣言に伴う時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により深刻な影響を受け、早期に事業再構築が必要な飲食サービス業、宿泊業等を営む事業者に対する措置として、「緊急事態宣言特別枠」を設け、12,497件を支援。 ・加えて、3年度補正予算(第1号)により、グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ売上高減少要件を撤廃した「グリーン成長枠」を創設し、公募を開始。ポストコロナ社会を見据えた未来社会を切り拓くための取組を重点的に支援。 <p>申請件数</p> <table border="0"> <tr><td>通常枠：</td><td>62,286件</td></tr> <tr><td>大規模賃金引上枠：</td><td>32件</td></tr> <tr><td>緊急事態宣言特別枠：</td><td>19,642件</td></tr> <tr><td>卒業枠：</td><td>189件</td></tr> <tr><td>グローバルV字回復枠：</td><td>2件</td></tr> <tr><td>最低賃金枠：</td><td>860件</td></tr> </table> <p>採択件数</p> <table border="0"> <tr><td>通常枠：</td><td>21,905件</td></tr> <tr><td>大規模賃金引上枠：</td><td>18件</td></tr> <tr><td>緊急事態宣言特別枠：</td><td>12,497件</td></tr> <tr><td>卒業枠：</td><td>97件</td></tr> </table>	通常枠：	62,286件	大規模賃金引上枠：	32件	緊急事態宣言特別枠：	19,642件	卒業枠：	189件	グローバルV字回復枠：	2件	最低賃金枠：	860件	通常枠：	21,905件	大規模賃金引上枠：	18件	緊急事態宣言特別枠：	12,497件	卒業枠：	97件		
通常枠：	62,286件																								
大規模賃金引上枠：	32件																								
緊急事態宣言特別枠：	19,642件																								
卒業枠：	189件																								
グローバルV字回復枠：	2件																								
最低賃金枠：	860件																								
通常枠：	21,905件																								
大規模賃金引上枠：	18件																								
緊急事態宣言特別枠：	12,497件																								
卒業枠：	97件																								

<p>幅広い事業者の事業再構築が進むよう、中小企業等事業再構築促進事業を通じて得られた知見も活用しつつ、先進事例の普及、専門家によるハンズオン支援やノウハウ提供、事業者間連携の促進等の支援を行う。</p>	<p>促進事業の採択事業者に留まらず、より幅広い事業者の事業再構築が進むよう、中小企業等事業再構築促進事業を通じて得られた知見も活用しつつ、先進事例の普及、専門家によるハンズオン支援やノウハウ提供、事業者間連携の促進等の支援を行う。</p>	<p>対応等、所要の推進体制を整備した上で支援を行う。 ・令和3年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、要件の見直しや新たな申請類型を創設した中小企業等事業再構築促進事業に活用する。</p>		<p>グローバルV字回復枠： 1件 最低賃金枠： 665件</p> <p>■指摘事項への対応 ・3年度は、主務省と連携してEBPMに関する検討を行った。今後、中小企業庁が推進するデータ利活用について、機構が保有する各種データの提供に関する検討を実施。 [独立行政法人通則法第28条の4に基づく令和2年度評価結果の反映状況の公表]</p>		
<p>【指標3-1】 ・中期目標期間において、中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率（商談継続中を含む。）を毎年度6%以上増加させ、最終年度に成約率2</p>	<p>【指標3-1】 ・中期目標期間において、中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率（商談継続中を含む。）を毎年度6%以上増加させ、最終年度に成約率3</p>	<p>【指標】 ・中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率（商談継続中を含む。）：18%以上【基幹目標】</p>		<p>【指標】 ・中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率（商談継続中を含む。）：38.9%【基幹目標】</p>	<p>【指標】 ■中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率（基幹目標） オンラインによるCEO商談会でリアル商談会に近い成約率に向上を目指し、海外・日本の参加企業向けの取組を実施し、発信力・提案力を向上させることにより、商談会終了後の成約率は目標17%以上に対して38.9%（対数値目標216.1%）という高い水準で目標を達成。</p>	

<p>0%以上とする。</p> <p>【基幹目標】(新規設定)</p> <p>【指標3-2】</p> <p>・中期目標期間において、海外展開支援企業数を2万社以上とする。(2015~2017年度実績:1.1万社)</p> <p>【指標3-3】</p> <p>・機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合の平均が、新興市場</p>	<p>3%以上とする。</p> <p>【基幹目標】(新規設定)</p> <p>【指標3-2】</p> <p>・中期目標期間において、海外展開支援企業数を2万社以上とする。(2015~2017年度実績:1.1万社)</p> <p>【指標3-3】</p> <p>・機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合の平均が、新興市場</p>	<p>・海外展開支援企業数:4,000社以上</p> <p>・機構が出資したファンドの投資先の上場時の時価総額が50億円以上となる割合:新興市場全体の同割合を2</p>		<p>・海外展開支援企業数:5,725社</p> <p>・機構が出資したファンドの投資先の上場時の時価総額が50億円以上となる割合の平均が、新興市場全体の同割合を上回る割合:2.6割(但し、移動平均方式採用)</p>	<p>■海外展開支援企業数</p> <p>プッシュ型支援強化。補助金採択企業等及び顕彰企業への働きかけやオンライン支援の積</p> <p>極活用などにより地域企業へのリーチ効果を引き続き追及した結果、海外展開支援先企業数</p> <p>は目標4,000社以上に対して、5,725社(対数値目標134.2%)を達成。直近過去2年実績平均との比較については、アウトプットで108.3%。一方、海外展開支援の分野では、コロナ禍により渡航制限などで大きく事業環境が変化した。従来、海外展開支援先企業数の一定部分を占めていた事業者側の発意による海外展開相談がコロナ禍で不連続的に半減し、当機構の海外展開支援を取り巻く環境が激変。しかしながら、企業の海外展開ニーズが減少することはないとの認識のもとプッシュ型支援の強化に転じたものであるが、ベースを形成する前記部分が不連続値となるため、単純計算ではコロナ前後でフェアな比較ができない。直近過去2年実績平均との比較について、過去に比較してどれだけ取り組み努力を成果に結びつけることが出来たか、とのルールの本来の趣旨に基づけば、3年間のコロナ禍前後の条件を統一して評価することが適切と考えられる。この考え方に基いて実質的な取り組み度合いを算出した値が120.5%。</p> <p>■機構が出資したファンドの投資先の上場時の時価総額が50億円以上となる割合が新興市場全体の同割合を2割以上、上回る。</p> <p>機構ファンド投資先企業によるIPO数は、リーマンショック後最多の24社。これら企業の新興市場での上場時時価総額の平</p>	
---	---	--	--	--	--	--

<p>全体の同割合を、2割以上、上回る こととする。(新規設定) ([参考] 2014～2017年平均: 1.8割)</p> <p>【指標3-4】 ・中期目標期間において、起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数(事業承継ファンドを除く。)を40本以上とする。(前中期目標期間実績(2017年度末実績): 53ファンド(うち、第4期中期目標期間には対象としない事業承継ファンド11本を含む。))</p>	<p>全体の同割合を、2割以上、上回る こととする。(新規設定) ([参考] 2014～2017年平均: 1.8割)</p> <p>【指標3-4】 ・中期目標期間において、起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数(事業承継ファンドを除く。)を40本以上とする。(前中期目標期間実績(2017年度末実績): 53ファンド(うち、第4期中期目標期間には対象としない事業承継ファンド11本を含む。))</p> <p>【指標3-5】 ・中期目標期間終了時において、中小企業等事業再構築促進事業により事業再構築に取り組んだ事業者のうち、付加価値額又</p>	<p>割以上、上回る</p> <p>・起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数(事業承継ファンドを除く.): 8本以上</p> <p>・インキュベーション施設の退去企業の施設退去時における売上計上率: 70%以上</p>		<p>・起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数(事業承継ファンドを除く.): 10本</p> <p>・インキュベーション施設の退去企業の施設退去時における売上計上率: 85.5%</p>	<p>均は207億円と市場平均の約1.5倍。より成長性の高い企業に資金供給。未上場企業についても、ユニコーン企業全6社のうち3社が当機構ファンド投資先企業。ファンド規模の大型化や他の機構支援ツールによる複合支援を通じてユニコーンの輩出や成長に大きく貢献。さらに、未上場企業価値上位30社のうち、22社(73%)が機構ファンド投資先。また、機構出資ファンドが成長性の高い企業に出資できたことにより、機構が出資したファンドの投資先の上場時の時価総額が50億円以上となる割合の平均が、新興市場全体の同割合を上回る割合は2.6割(対数値目標130.0%)という高い水準で目標を達成</p> <p>■起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数 「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)の「官民ファンドについては、効率的かつ効果的な活用を進めつつ(略)具体的な取組みを着実に進める」並びに、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和元年12月20日閣議決定)に掲げられた「マーケット規模が十分でない地域や未来技術などによる新たなイノベーション創出を推進する地域企業に対して、官民一体となったリスク性資金の供給を促進」などの政策課題を踏まえ、新規組成数8ファンド以上の年度目標に対し、IT分野、産学連携などの成長分野及び地域の中小企業を支援する政策的意義の高い10ファンドを新たに組成し、対年度目標125.0%を達成。</p> <p>政府の戦略に則り、一般には民間資金が供給されにくい技術開発分野への出資に注力し、本分野の民間投資をリード。新興市場でIPOに至った「研究開発型企業」15社のうち、機構ファンド投資先企業は13社と87%を占め、イノベーション創出に貢献。これにより、新規組成数8ファンド以上の年度</p>	
---	--	---	--	---	--	--

		<p>は従業員1人当たり付加価値額の年率平均増加率が3.0%以上となる者の割合を5割以上とする。【基幹目標】</p>				<p>目標に対し、IT分野、産学連携などの成長分野及び地域の中小企業を支援する政策的意義の高い10ファンドを新たに組成し、対年度目標125.0%を達成。</p> <p>■債務保証業務（財務省共管業務）</p> <p>ディープテックベンチャー向け保証制度においては、指定金融機関と密接な連携を図り、20件の相談へ対応。うち3件について審査を完了し、3年度に1件の契約を締結し保証実行済、残りの2件については4年度に契約及び保証実行を予定。また、事業者からの具体的な相談対応先5件。金融機関12行に対し事業案内を実施。</p> <p>債務保証先に対しては、その業況に応じた層別管理を実施し、貸付金融機関と連携して保証先の業況や返済状況を確認するなど適切に対応。</p> <p>経済産業省と債務保証業務のあり方等について継続的な情報交換を実施。</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	経営環境の変化への対応の円滑化		
業務に関連する政策・施策	将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の確実な運営、自主的な努力だけでは対応が困難な状況にある中小企業・小規模事業者の事業再生を促進する支援等を実施。東日本大震災及び大規模な自然災害等への対応については、国の政策展開と連携しつつ、これまでの知見とノウハウを活用し機動的に復興・再生を支援。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第1号、2号、3号、4号、6号、9号、13号、15号、16号、18号、19号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0395

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
小規模企業共済制度の在籍率 【基幹目標】	中期目標期間終了時において、前中期目標期間終了時より16%ポイント以上向上 令和3年度3%ポイント以上向上	前期中期目標期間末の在籍率49.9%	3.3%	7.0%	11.2%				予算額（千円）	別紙3参照	別紙3参照	別紙3参照	
小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数	中期目標期間において、2万件以上 令和3年度4,000件以上		8,319件	7,524件	9,998件				決算額（千円）	別紙3参照	別紙3参照	別紙3参照	
									経常費用（千円）	別紙4参照	別紙4参照	別紙4参照	
									経常利益（千円）	別紙4参照	別紙4参照	別紙4参照	

											行政コスト(千円)	別紙5参照	別紙5参照	別紙5参照		
											従事人員数	715人の内数	727人の内数	731人の内数		

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
4. 経営環境の変化への対応の円滑化 経営資源の確保等が困難な中小企業・小規模事業者にとって、必ずしも事業者の責めに帰することのできない経済的社会的環境の変化が経営を著しく不安定にするおそれがある。 中小企業・小規模事業者が経営環境の変化に対し円滑に対応し、経営の安定が図られるようにするため、機構は、将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の確実な運営、両共済制度の基幹システムの大規模な改修への着手、自主的な努力だけでは対応が困難な状況にある中	4. 経営環境の変化への対応の円滑化 経営資源の確保等が困難な中小企業・小規模事業者にとって、必ずしも事業者の責めに帰することのできない経済的社会的環境の変化が経営を著しく不安定にするおそれがある。 中小企業・小規模事業者が経営環境の変化に対し円滑に対応し、経営の安定が図られるようにするため、機構は、将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の確実な運営、両共済制度の基幹システムの大規模な改修への着手、自	4. 経営環境の変化への対応の円滑化	<主な定量的指標> 【指標4-1】 ・中期目標期間終了時において、小規模企業共済制度の在籍率を、前中期目標期間終了時より16%ポイント以上向上させる。 【基幹目標】(新規設定) ([参考] 2017年度末実績: 46.8%) 【指標4-2】 ・中期目標期間において、小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数を2万件以上とする。 (新規設定) ([参考] 前中期目標期間実績(2017年度末実績): 役員等による委託機関等への訪問件数473件)	4. 経営環境の変化への対応の円滑化	<評価と根拠> 評価: S 根拠: 中期目標・中期計画上の指標に基づく数値目標2項目のうち、全項目で達成率120%以上の実績を達成。また、いずれに項目においても直近過去2年実績平均との比較においても120%を達成。さらに3年度においては、事業再生、新型コロナウイルス感染症や大規模災害へ対応したことが特筆される。 経営環境の変化への対応の円滑化については、将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の確実な運営、自主的な努力だけでは対応が困難な状況にある中小企業・小規模事業者の事業再生を促進する支援等を行った。また、大規模な自然災害等への対応については、国の政策展開と連携しつつ、これまでの知見とノウハウを活用し機動的に復興・再生を支援した。 ・小規模企業共済 小規模企業共済制度においては、より多くの小規模事業者が認知し活用して貰うため、新規加入者の獲得に重点を置いた加入促進活動を引き続き強力で展開。元年度から実施している「縦割り業務の打破」による複合的アプローチが定着し組織力が向上してきたため、3年度は「委託機関の活動の活性化」に注力するために下記①～④を実施。①委託機関(金融機関等)担当者に対し、時間的制約がある中で能力を向上させるため、オンデマンド方式の研修を新たに追加、②意欲ある委託機関に対してオーダーメイド勉強会を開催、③大手委託機関の周年事	評価 S <評価に至った理由> ・定量的目標の達成度について、基幹目標を除く全ての定量的指標の対中期計画値が120%を大幅に超え、かつ基幹目標の対中期計画値が200%を超えている。 ・有識者より、質的成果において評価を引き上げるべきとの意見が出されるとともに、評価を引き上げることに異論がなかった。 上記により、当該項目の評価をSとした。 S評価と判断した根拠となる主な成果は以下のとおり。 ・小規模企業共済は個人事業主や会社の役員が廃業・退職後の生活の安定等を図るための資金として積み立てを行う共済制度。また、緊急経営安定貸付として、新型コロナウイルス感染症や円安、資源高等による経営環境の変化に起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに支障をきたしている共済契約者が事業資金の貸付を受けられる等、小規模事業者のセーフティネットとしての役割を果たしている。新規加入の増加に向けて委託機関の働きかけ強化(オンデマンド研修、オーダーメイド勉強会等)の取組みにより、委託機関等への支援件数が9,998件、基幹目標である小規模企業共済の在籍率も11.2%(達成度: 373.3%)向上と対中期計画値200%以上の目標を達成した。 ・経営環境の変化の対応について、事業再生等の取組み強化として資金面の支援(特例リスケ)、再生ファンド2ファンドを追加(累計5ファンド組成)、活性化協議会に事業継続アクションプランによる事業回復支援を新規導入(2,000件超が	

<p>小企業・小規模事業者の事業再生を促進する支援等を行う。</p> <p>また、東日本大震災及び大規模な自然災害等への対応については、国の政策展開と連携しつつ、これまでの知見とノウハウを活用し機動的に復興・再生を支援する。</p>	<p>主的な努力だけでは対応が困難な状況にある中小企業・小規模事業者の事業再生を促進する支援等を行う。</p> <p>また、東日本大震災及び大規模な自然災害等への対応については、国の政策展開と連携しつつ、これまでの知見とノウハウを活用し機動的に復興・再生を支援する。</p> <p>令和2年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金及び補助金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）に対する、株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫等の</p>		<p><目標水準の考え方></p> <p>○指標4-1について</p> <p>機構発足以降の在籍率について、対前年度比の増減率が年平均1%ポイントであることを踏まえ、毎年度1%ポイントずつ向上させることを目指す。なお、機構が直接コントロールできない脱退者数によっても左右される在籍率を一定割合で向上させることは困難を伴うことから、達成の難易度は高い。</p> <p>※目標水準を見直し、令和4年度及び令和5年度の目標値の引き上げを実施。</p> <p>○指標4-2について</p> <p>加入促進に当たって、従来は、機構の役員や地域本部長による訪問（トップセールス）を中心とし、これを実績として計上してきたが、第4期中期</p>		<p>業に合わせてスタートダッシュキャンペーンを実施、④モデル県運動を7県で実施。これらの取り組みにより、委託機関等への支援件数は目標を大幅に上回って達成。</p> <p>また、顧客層拡大のため、全国飲食業生活衛生同業組合連合会、ITフリーランス支援機構、新規就農者を支援する企業等、従来以外のルートによる新たな分野開拓にも注力。小規模企業数が減少を続ける中、前年度を上回る新規加入件数（10.5万件→11.4万件）を達成。在籍者数（158.8万人）、在籍率とも過去最高の数値となった。</p> <p>委託機関等への支援件数（アウトプット）の増加と、これらの機関の活動活性化の工夫により、アウトカムが大幅に向上。</p> <p>・事業再生、新型コロナウイルス感染症及び大規模災害への対応</p> <p>中小企業再生支援業務について、機構の中小企業再生支援全国本部（以下「再生支援全国本部」という。）に専門性の高い専門家を配置し、47都道府県の中小企業再生支援協議会（以下「再生支援協議会」という。）及び経営改善支援センターの活動を支援し、再生支援全国本部の相談・助言による再生支援協議会の課題解決率、目標70%を大きく上回る89.3%を達成。具体的な取組は以下のとおり。</p> <p>資金面の支援（新型コロナ特例リスクジェール）に加えて、再生支援協議会に事業継続アクションプランによる事業回復支援を新規導入。再生支援協議会への研修と関係機関への周知活動の強化（各々851名・前年度比2.3倍、995機関・前年度比1.2倍）により、新業務を急速立ち上げ、2,441件（3年度新型コロナ特例リスクジェール完了数の80%）の事業継続アクションプランの策定を支援。3年3月に公表された中小企業活性化パッケージを受け、直ちに年度内に一部に着手（第三者支援専門家と事業再構築補助金（回復・再生応援枠）の公募）。4年度に発足する中小企業活性化協議会の新業務に向けた環境整備を実施。再チャレンジ促進のため、弁護士向け研修も開始。補正予算で措置された「中小企業再生ファ</p>	<p>プランを作成）するなど、資金面だけでなく事業面の支援を強化。また、長期化する新型コロナウイルス感染症への対応として、金融機関貸付への利子補給による実質無利子化（延べ154万者）、事業再構築補助金の緊急事態宣言特別枠による支援を実施（約1.2万者）。</p> <p>小規模企業共済は、長期化するコロナ禍等経営環境が多様に変化する昨今において重要度を増しており、加入者の拡大によりセーフティネットを広げることが全国の中小企業者を力強く下支えし、中小機構の本来の役割を確実に担っている。更に、承継後の経営者等の生活安定を確保することが事業承継の促進にもつながると考えられ、「1-1事業承継・事業引継ぎの促進」と併せて取り組むことは、近年における中小企業者の減少や経営者の高齢化などの課題解決において重要であり、その成果は高く評価できる。</p> <p>また、長期化するコロナ禍等経営環境の変化において、これまでも生産性革命事業関連補助金により機動的に対応しているところ。令和3年度からは事業再構築補助金及び事業承継・引継ぎ補助金や無利子化利子補給を開始。支援者数の累計は217万社にも及び、これは中小企業全体の60%を達する。これら取組の迅速かつ機動的な実施により経済社会の変化に対応する中小企業の新分野展開や業態転換、規模の拡大等に大きく貢献した。</p> <p>これらの定量的・定性的な成果により、当該項目の評価をSとした。今後、経営環境の変化にし、更なる貢献を期待したい。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>（経営に関する有識者からのコメント）</p> <p>・（セグメント全体として）Sは適切な評価だと認識。まさに機構がやるべきことの予想水準を上回って達成出来ていると評価すべきところである。</p> <p>・（事業再開、新型コロナウイルス感染症及び大規模災害への対応について）他の事業を疎かにすることなく、事業再生やコロナ等への対応に多大なリソースを割いていることは事実であり、高く</p>
--	---	--	--	--	--	---

	<p>融資分の利子補給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）に対する、都道府県等の制度融資分の利子補給 ・認定経営革新等支援機関による、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者向けの経営改善計画等の策定支援の強化 ・再生計画策定の指導・助言、専門人材の紹介・派遣等を通じた中小企業再生支援協議会の強化 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の経営相談対応等を行う支援機関等向けの専門家派遣 ・感染症対策を含む中小企業強靱化対策として行う事業継続力強化計画等の策定支援、普及啓発 <p>令和2年度補正予算（第2号）により追加的に措置された補助金及び出</p>		<p>目標期間においては、在籍率をさらに向上させるため、職員等による委託機関等への訪問及び説明会の開催、業界団体等の新規チャネルの発掘等の取組もこの対象に加えることとし、新たに設定した。</p> <p><想定される外部要因></p> <p>想定される外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないこと、不可抗力によるアクシデントが発生しないことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。</p>		<p>ンド]については、2本の新規出資契約を実施（累計5ファンド組成）。</p> <p>また、長期化する新型コロナウイルス感染症への対応については、以下①～③のとおり取り組んだ。①政府系・民間金融機関（都道府県経由）貸付への利子補給による実質無利子化（延べ154万者）、②「事業再構築補助金」（緊急事態宣言特別枠）による支援（1.2万者）、③生産性革命推進事業のものづくり・持続化・IT導入各補助金における新たな「コロナ特別枠」（5.1万者）。</p> <p>大規模災害等への対応については、以下の①及び②のとおり取り組んだ。①「事業継続力強化計画」（感染症対策を含む）の策定を促進。「単独型」の支援に加え、より高度な複数企業で取り組む「連携型」の支援を強化（前年度比214%）、②災害に機動的に対応（7月集中豪雨、8月集中豪雨、福島県沖地震）。特別相談窓口設置や小規模共済災害時貸付を実施。福島県沖地震では、グループ補助金の自己負担部分の融資についても対応。</p> <p>以上のように、コロナ禍により厳しい状況に直面した中小企業への対応としての事業再生、無利子化利子補、コロナ対応型の補助金制度等、中期計画策定当初には想定されていなかった業務が追加される中、通常業務との両立に成功。基幹目標で達成率200%を超え、各業務においても高い事業成果を得ていることから、S評価と判断。</p>	<p>評価されるべきところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の自己評価について異論はない。
--	---	--	---	--	--	--

		<p>資金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）に対する、株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫等の融資分の利子補給の拡充 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）に対する、都道府県等の制度融資分の利子補給の拡充 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るための中小企業再生ファンドの拡充 <p>令和2年度補正予算（第1号及び第2号）により実施する事業は令和2</p>					
--	--	---	--	--	--	--	--

	<p>年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p> <p>令和3年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金及び出資金については、</p> <p>「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、以下の事業に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年7月豪雨において被害を受けた地域の中小企業・小規模事業者の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業 ・過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るための中小企業再生ファンドの拡充 <p>令和3年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和3年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p>					
--	---	--	--	--	--	--

<p>(1) 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営</p> <p>将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度については、機構が毎年度策定する加入促進計画に基づき、加入促進に取り組む。特に、小規模企業共済制度は、より多くの小規模事業者にご利用してもらう政策的な意義の観点や制度の安定的な運営の観点などから、加入対象者数及び脱退者数等を勘案して前期中期目標期間末の在籍割合を第4期中期目標期間末において向上させるために、新規加入に重点を置き、積極的に加入促進を行うとともに、代理店・委託団体等（以下「委託機関等」という。）に対し、新規加入件数の増加による在籍率の向上に向けた支援を行う。</p> <p>また、小規模企業共済事業及び中小企</p>	<p>(1) 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営</p> <p>小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の加入促進については、加入促進に特に重点を置く地域や期間を定めるとともに、代理店・委託団体等（以下「委託機関等」という。）の顧客特性を踏まえた加入促進計画を毎年度策定し、これに基づいた活動を着実に実施する。特に、小規模企業共済制度は、より多くの小規模事業者にご利用してもらう政策的な意義の観点や制度の安定的な運営の観点などから、加入対象者数及び脱退者数等を勘案して前期中期目標期間末の在籍割合を第4期中期目標期間末において向上させるために、新規加入に重点を置き、積極的に加入促進を行う。委託機関等に対し、制度の意義、施策としての重要性を普及させるための説明会等の開催や効果的な加入促進事例の情報</p>	<p>(1) 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業共済制度の政策的な意義及び安定的な運営の観点から、2021年度における在籍率について、加入対象者数及び脱退者数等を踏まえたうえで、前期中期目標期間末の在籍率を3%ポイント以上向上する。 ・小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度に係る2021年度加入促進計画を策定し、地方公共団体、地域の中小企業支援機関等の協力の下、期間加入促進運動（加入促進強調月間、確定申告期運動等）、地域別加入促進運動（モデル都道府県運動、都市部運動等）、代理店・委託団体等（以下「委託機関等」という。）へのトップセールスなどを実施し、両共済制度の普及及び加入促進を図る。 ・小規模企業共済制度の普及及び加入促進による在籍率の向上を図るため、委託機関、関係機関等に対 		<p>(1) 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営</p> <p>○小規模企業共済、中小企業倒産防止共済・2年11月策定の「3年度加入促進計画」に基づき、関係省庁、地方公共団体、地域支援機関、中小企業団体、金融機関等と連携、以下の加入促進活動を実施した結果、小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度共に加入目標件数及び前年度実績を上回る成果を達成。小規模企業共済においては、3年度末の在籍率は61.1%となり、前期中期目標期間末49.9%を11.2%ポイント向上。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において、委託機関を直接訪問することが困難な状況にあったが、オンラインや電話・メールを活用して、全国加入促進強調月間運動（10～11月）、代理店や委託団体別の加入促進運動を実施。また併せて、訪問時期を調整し、地域本部長によるトップセールスや委託機関の関心を引き付けるために縦割り業務の打破による複合的アプローチ（支援メニューの複数分野の紹介）を実施。 ・小規模企業共済制度の普及及び加入促進のため、委託機関の職員向けに制度の概要、加入の勧め方及び事務手続きをまとめた動画を作成してYouTubeにて公開。また、 		
--	--	--	--	---	--	--

<p>業倒産防止共済事業運営の基幹システムについて、政策要請への迅速な対応等を含む事業継続性の観点並びに事務品質の向上と顧客の利便性向上及び運営主体としての生産性向上を目的として、業務フローの見直しにより業務の効率化・合理化を行うとともに、大規模なシステム改修に着手する。具体的には、システム化構想・計画の策定を早急に行い、業務フロー及び業務・システム要件の定義を決定し、2023年度末までにシステム開発に着手する。その際、進捗段階に応じて妥当性、安全性、効率性等を確認する体制を構築し、進めることとする。</p> <p>また、小規模企業共済事業の運営に要する経費について、運営費交付金に依拠しないことを基本とする運営を行うべく取組を進めるとともに、中小企業倒産防止共済事業においても同様の運営を行えるか、その方策も含めて</p>	<p>提供など新規加入件数の増加による在籍率の向上に向けた支援を行う。</p> <p>また、小規模企業共済事業及び中小企業倒産防止共済事業運営の基幹システムについて、政策要請への迅速な対応等を含む事業継続性の観点並びに事務品質の向上と顧客の利便性向上及び運営主体としての生産性向上を目的として、業務フローの見直しにより業務の効率化・合理化を行うとともに、大規模なシステム改修に着手する。</p> <p>具体的には、システム化構想・計画の策定を早急に行い、業務フロー及び業務・システム要件の定義を決定し、2023年度末までにシステム開発に着手する。その際、進捗段階に応じて妥当性、安全性、効率性等について、機構外の専門家による確認体制を構築し、進めることとする。</p> <p>また、小規模企業共済事業の運営に要する経費について、運営費交付金に依拠しないことを基</p>	<p>し、制度説明会の開催や効果的な加入促進策の横展開等を積極的に実施する。</p> <p>こうした取組を通じ、小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数を4,000件以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者へ実施している認知媒体調査の結果を今後の加入促進施策の企画・立案、実施の際に反映させることで、より効率的・効果的な加入促進を実施する。 ・顧客層拡大のため、対象者が多い業種等に向け、加入促進を実施する。 ・具体的には、会社役員、農業者、飲食サービス業等に対する普及活動を継続するとともに、若年層が多いフリーランスへの積極的な普及活動を実施する。 ・上記のほか、制度の普及及び加入促進を図るため、従来型のパンフレット等の配布、関係機関等の発行する広報誌や専門誌、メールマガジン等を活用した広報に加えインターネットを介した広報を実施する。 ・また、共済ホームページやチャットボットによって共済制度 		<p>複数の委託機関を集めた説明会や他の中小企業施策と合わせたセミナーを開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こうした取組を通じて委託機関等への支援件数は、年度目標4,000件に対し、9,998件を達成。 ・効率的・効果的な加入促進を実施するため、新規加入者を対象に実施している認知媒体調査の結果を踏まえ、インターネットを活用した広報を実施。 ・顧客層拡大のため、一般社団法人ITフリーランス支援機構に対してオンラインで小規模企業共済制度の制度説明を実施。また、飲食業や農業者へのアプローチも2年度に引続き実施。 ・インターネット広告で共済ホームページへの誘導を図った。また、パンフレット等広報資料の関係機関への配布、関係機関の広報誌（紙）、専門誌（紙）に両共済制度の紹介広告等にチャットボットへの誘導を図るQRコードを掲載し周知を実施。 		
---	--	---	--	--	--	--

<p>検討を行っていく。</p>	<p>本とする運営を行うべく取組を進め、機構の運営費交付金の効果的な施策への活用を行うとともに、中小企業倒産防止共済事業においても同様の運営を行えるか、その方策も含めて検討を行っていく。</p>	<p>等の周知により、さらなる加入促進等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者等の利便性の更なる向上及び業務効率化・合理化のため、業務フローを見直すとともに、大規模なシステムの改修に向け、システム化構想・計画及び要件定義の策定し、システム開発の調達を実施する。 ・契約者の利便性向上等を図るため、本格的なオンライン化に先駆けて実施する、契約変更（住所変更等）などの保全手続きのオンライン受付について要件定義を策定し、システム開発に向けた調達を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・契約者等の利便性の更なる向上及び業務効率化・合理化のため、業務フローを見直し、大規模なシステムの改修に向け、手続の全面的なオンライン化について対応したシステム化構想・計画及び要件定義を策定するとともに、政府調達手続きに則った調達を行い、業者を選定した。なお、一部手続きのオンライン化も実現すべく、調達手続きも段階的に実施。 		
<p>（２）中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援 中小企業再生支援全国本部として、機構は、自主的な努力だけでは経営再建が困難な状況にある中小企業・小規模事業者が適切な事業再生等の支援を受け、その活力の再生が促進されるよう事業再生の支援体制を強化する取組を実施する。支援に当たっては、中小企業・小規模事業者</p>	<p>（２）中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援 ①中小企業・小規模事業者の再生支援 中小企業再生支援全国本部として、中小企業・小規模事業者の事業再生に貢献する。具体的には、自主的な努力だけでは経営再建が困難な状況にある中小企業・小規模事業者が適切な事業再生の支援を受けられるようにするため、全国の中小企</p>	<p>（２）中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援 ①中小企業・小規模事業者の再生支援 ・中小企業再生支援全国本部（以下「再生支援全国本部」という。）として、全国の中小企業再生支援協議会（以下「再生支援協議会」という。）に対して、質の高い相談・助言、専門家の派遣、支援体制のPDCAサイクル構築に関する支援、先進事例や案件情報の収集・提供な</p>		<p>（２）中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援 ①中小企業・小規模事業者の再生支援 ○中小企業再生支援協議会（以下「再生支援協議会」という。）による中小企業・小規模事業者への経営改善・事業再生支援活動に対する中小企業再生支援全国本部（以下「再生支援全国本部」という。）による再生支援協議会支援事業の実施 ○再生支援協議会に対する助言・支援事業 ・再生支援全国本部は、複雑化する再生案件に対応する再生支援協議会を支援するため、24名の高度な実践的知識・経験等を有する専門家を配</p>		

<p>に対する一義的な支援機関である中小企業再生支援協議会（都道府県ごとに設置）が個々の中小企業・小規模事業者を支援する上で、どのような課題に直面し、それに対応するために機構に対してどのような支援ニーズを持っているかを把握することが重要である。具体的には、取引金融機関数が多数に上るケース、株主との権利調整が難航するケース、支援対象がグループ会社のケースなどの困難かつ複雑な再生案件が近年増加しており、これらに効率的・効果的に対応するため、各地の中小企業再生支援協議会が企業の再生支援を通じて蓄積した支援情報の相互共有や法務・税制面での高度な再生手法に係る専門的な助言が必要とのニーズがある。これらを踏まえ、中小企業再生支援全国本部は、全国中小企業再生支援協議会が行う中小企業・小規模事業者への事業再生支援に</p>	<p>業再生支援協議会が行う中小企業・小規模事業者への事業再生支援に対し、質の高い相談・助言を実施するほか、中小企業再生支援協議会に対し、専門家の派遣、支援体制のP D C Aサイクル構築に関する支援、先進事例や案件情報の収集・提供、統一的な事業運営基準の明示やI Tを活用したネットワークシステムの提供と情報分析等による支援ノウハウの集約・共有や業務の効率化に関する支援、中小企業再生支援協議会の支援能力を向上させるための専門家等に対する研修を実施する。これらに加え、全国の地域金融機関、商工団体、士業団体等との対話を通じ、事業再生等の支援に係る普及・啓発・連携・協働を行うとともに、中小企業再生支援協議会が他の関係支援機関と積極的に支援制度を相互活用できるよう、各関係支援機関の全国組織等との意見交換や勉強会</p>	<p>ど、再生支援全国本部による支援の中でニーズが高い、複雑化する再生案件に効率的・効果的に対応するための、具体的な解決策の提案などを行い、再生支援協議会事業を通じて、自主的な努力だけでは経営再建が困難な状況にある中小企業・小規模事業者が適切な事業再生の支援を受けられるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生支援全国本部の再生支援協議会に対する相談・助言による再生支援協議会の課題解決率を70%以上とする。 ・再生支援協議会の支援能力を向上させるための専門家等に対する研修については、各支援現場に戻った受講者が複雑化する再生案件への対応に役立つよう、実践的な内容を取り上げたものとする。 ・また、再生支援協議会に対して、統一的な事業運営基準を明示し、I Tを活用したネットワークシステムを提供することにより、情報分析等による 		<p>置、地区担当などを定め、効率的・効果的な相談・助言等による支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生支援協議会の現況把握のため、協議会の窓口相談利用企業（一次対応）のアンケートや再生計画策定支援に至った中小企業（一次対応・二次対応）、金融機関、外部専門家等に対するアンケートを実施した。集計・分析・評価を行い今後の改善につながるように、中小企業庁、各経済産業局、認定支援機関、再生支援協議会にフィードバックを実施。 ・協議会が抱える高度な案件については、再生支援協議会からの要請を受け、外部専門家派遣（5件）を実施。 ・再生支援全国本部の相談・助言による再生支援協議会の課題解決率89.3% ・中小企業再生支援協議会事業にかかる業務効率化システム（I Tを活用したネットワークシステム）利用の満足度は、70.0% <p>○研修・セミナー・会議の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生支援協議会のプロジェクトマネージャー及びサブマネージャーの支援能力向上のため、再生支援協議会が果たすべき役割・現状、新型コロナウイルス特例リスクスケジュール（以下「特例リスク」という。）、先行的取組事例のノウハウ共有及びグループワークなど実践的な研修を計6日間にわたり実施（申込者数341人、役立ち度100%）。 ・再チャレンジ等の支援に係る弁護士向けの研修を実施（申込者数213人、役立ち度98.0%）。 ・各地の再生支援協議会事業の円滑化を図るため、全国47再生支援協議会のプロジェクトマネージャー 		
--	--	---	--	--	--	--

<p>対し、質の高い相談・助言を実施するほか、中小企業再生支援協議会に対し、専門家の派遣、支援体制のPDCAサイクル構築に関する支援、ITを活用したネットワークシステムの提供と情報分析等による支援ノウハウの集約・共有や業務の効率化に関する支援等を実施する。加えて、全国の地域金融機関等との対話を通じ、事業再生等の支援に係る普及・啓発・連携・協働等を行う。</p> <p>また、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第134条第2項に規定する認定支援機関を通じて中小企業・小規模事業者による経営改善・生産性向上の取組を支援する。</p> <p>さらに、地域金融機関等と連携した再生ファンドを組成することで、中小企業再生支援協議会との連携・協働による中小企業・小規模事業者の事業再生の取組に貢献する。</p>	<p>を行う。また、事業引継ぎ支援センターへの相談案件の一定割合が経営改善・事業再生を必要としている現状に鑑み、中小企業再生支援全国本部と中小企業事業引継ぎ支援全国本部の緊密な連携が取れる体制での事業マネジメントを行うとともに、各地域において中小企業再生支援協議会が事業引継ぎ支援センターと連携・協働して中小企業・小規模事業者が抱える課題の解決に寄与するよう、双方の一層の連携強化を図る。</p>	<p>支援ノウハウの集約・共有や業務の効率化に関する支援を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに、全国の地域金融機関、商工団体、士業団体等への積極的な訪問、アプローチより事業再生等の支援に係る普及・啓発・連携・協働を行い、より早期での相談・持込みの促進に努める。また、再チャレンジ支援の定着化と経営者保証ガイドライン単独型の一層の普及に努める。 ・また、再生支援協議会が他の関係支援機関と積極的に支援制度を相互活用できるよう、各関係支援機関の全国組織等との意見交換や勉強会を行う。特に、経営改善支援センターによる経営改善支援とは一体的・協働的な支援に注力するとともに、事業引継ぎ支援センターとの連携を促進し、経営者が抱える事業再生以外の課題の解決にも寄与する。 ・令和2年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日 		<p>及びサブマネージャーが一同に会する実務者会合を2回開催。全国の再生支援協議会の活動状況等の実績や新たな再生支援策の説明等を行い、再生支援協議会事業の適切な運営支援を実施。3年度はオンライン配信により開催し、369人が視聴。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業再生支援セミナーはオンライン配信かつ初の職員による運営内製化により実施（申込者数1,281人、役立ち度99.0%） <p>○事業再生等の支援に係る普及・啓発・連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国銀行協会が事務局を務める「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」研究会及び「経営者保証に関するガイドライン」検討会について、統括プロジェクトマネージャーが委員と参加すると共に、他専門家や職員もその内容な事務調整に関与し、両ガイドラインの策定・とりまとめに協力。 ・日本商工会議所、日本政策金融公庫、日本税理士会連合会等の主催する研修に全国本部専門家を5回講師派遣。 ・業務効率化を進める中で、次年度の協議会とセンターの一体的運用に向けて情報の共有、周知を実施。 <p>○特例リスク、再チャレンジ支援、経営者保証ガイドライン単独型の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生支援協議会の一次相談対応実績は特例リスク相談の増加を受け、4,244件に対応。この内、特例リスクは2,205件と51.9%を占める。こうした状況を踏まえ、特例リスク終了後の出口支援の一環としてアクションプラン策定を 		
--	--	---	--	--	--	--

		閣議決定)に基づいて措置されたことを認識し、再生計画策定の指導・助言、専門人材の紹介・派遣等を通じた中小企業再生支援協議会の強化のために活用する。		<p>検討し協議会に提示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期に事業清算を決断して新事業に再挑戦する経営者を支援するため再生支援全国本部では再チャレンジ支援の手续明確化や新様式の運用開始を行い、研修開催等により普及。3年度の再チャレンジ支援は223件。 ・経営者保証ガイドラインの取組みについて、3年度に再生支援協議会におけるガイドラインを利用した支援案件数224件。うち単独型は82件 <p>■経済産業大臣への報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業競争力強化法に基づき、2年度再生支援協議会事業の評価を実施、結果を取りまとめ、経済産業大臣に報告。 	
	②中小企業・小規模事業者の経営改善 経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者が行う経営改善計画策定を支援することにより経営改善・生産性向上の取組を支援する。	②中小企業・小規模事業者の経営改善 ・認定経営革新等支援機関が中小企業・小規模事業者の依頼を受けて実施する経営改善計画策定支援事業及び早期経営改善計画策定支援事業の利用申請受け等の業務を行う経営改善支援センターや経営革新等支援機関等に対して、統一的な判断に資する事業運営基準の整備、効率的な業務運営方法の提案、適切な助言・指導等を行う。 ・令和2年度補正予算(第1号)により追加的に措置された補	②中小企業・小規模事業者の経営改善 ■経営改善計画策定支援事業 ○経営改善支援センター業務の改善 ・3年度、経営改善支援センター事業において業務の効率化の基準が定められた。全国本部として年2回検査を実施し、適正な執行を確認。 ・財務状況などに経営上の課題を抱える企業から債務を抱えるものの今後の飛躍のため事業改善を行いたいという企業まで、様々なニーズの中小企業・小規模事業者の経営改善を行うための施策として、機構が各認定支援機関(各認定支援機関において、経営改善支援センター(以下「センター」という。)を設置。)への委託事業として実施。 ・経営改善支援センター向けに制度紹介のリーフレットを制作し、全国の再生支援協議会や地域本部を通じて普及し、活用を促進。3年度の経営改善計画策定支援事業(以下		

			<p>助金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、認定経営革新等支援機関による、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者向けの経営改善計画等の策定支援の強化のために活用する。</p>		<p>「405事業」という。)に係る利用申請受付1,507件。早期経営改善計画策定支援事業に係る利用申請受付1,326件。</p>	
	<p>③再生ファンドによる事業再生支援等 地域金融機関等と連携して再生ファンドを組成し、中小企業再生支援協会との連携・協働により中小企業・小規模事業者の事業再生の取組に貢献する。組成したファンドに対しては、継続的なモニタリング等を通じて運営面でのガバナンスを向上させるとともに、各種情報や機構支援ツールの提供等を行うことにより、投資先企業の再生を支援する。 また、産業競争力強化法に規定する事業再編や事業再生を図るための借入等、農業競争力強化</p>	<p>③再生ファンドによる事業再生支援等 ・再生支援協議会等との連携の下、地域金融機関、信用保証協会、ファンド運営者に対して制度説明や先進事例に関する情報提供等を行うとともに、既存ファンドの投資進捗及び新規ファンドに対する事業再生ニーズの把握を踏まえ、中小企業再生ファンドの組成促進を行い、中小企業・小規模事業者の事業再生の取組に貢献する。 ・組成後のファンドに対しては投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営</p>	<p>③再生ファンドによる事業再生支援等 ○中小企業再生ファンドの組成促進 ・地域のニーズに応じた中小企業再生ファンドの組成及び活用を促進。また、2年度補正予算により中小企業再生ファンドに係る出資金が措置されたことを受けて、ファンド運営者の公募により組成を促進。地域金融機関、信用保証協会、中小企業再生支援協議会と連携した中小企業再生ファンド2ファンド(総額40.0億円)に対して19.4億円の出資契約を実施。 ・3年度補正予算により追加的に出資金が措置されたことを受け、長期化するコロナ禍の影響により業況が悪化した地域経済の中核となる中小企業等の再生を支援すべく「中小企業再生ファンド(3年度補正)」についてもファンド運営者の公募を開始。 ○新規組成及び活用促進等に向けたファンド運営候補者等との面談。 ・面談等を行ったファンド運営候補者数 12 者</p>			

	<p>支援法（平成29年法律第35号）に規定する事業再編や事業参入を図るための借入等及び中小企業等経営強化法に規定する事業再編投資計画の認定を受けたファンドの借入に対する債務保証を行う。なお、金融機関を中心に制度の周知を行う。</p>	<p>者との面談等を通じて、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底するとともに、ファンド運営者に対する再生事例の紹介や機構支援ツールの情報提供等を通じて、事業成果の向上につなげる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 出資ファンド数累計 67ファンド（うち清算終了済37ファンド、清算手続中1ファンド） ファンド総額累計 2,249億円 機構出資契約額累計1,034億円 3年度投資先企業数 31社（累計639社） 3年度投資金額（追加投資額も含む）64億円（累計1,341億円） 3年度再生完了先企業 35社（累計481社） （参考）再生完了企業の雇用者数 1,688人（累計27,214人） ■ファンドに対するモニタリングと情報提供 ○ファンド運営状況のモニタリング <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存ファンドの組合員集会への参加（32回）のほか、ガバナンスの強化のため、投資委員会にもオブザーバー参加（52回）するとともに、キーマンとの随時面談等を通じファンドごとのモニタリングシートを整備、運営状況を適時・的確に把握。 ・ ファンドからの投資報告により投資状況を定期的に把握するとともに、ファンドの決算資料より投資先企業の財務状況等を把握。 （支援事例） <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域経済の低迷から経営不振を余儀なくされていた100年以上の業歴を有する老舗旅館業者に対して、機構出資ファンドが金融支援並びに役員派遣を通じたハンズオン支援を行い、事業再生を支援。ファンドは収益管理体制構築等の財務・マーケティング支援だけでなく、人材教育、サービス内容改善といった 		
--	---	--	--	--	--	--

			<p>・これらの取組による成果の目標は、ファンドからの投資先企業の存続とし、その達成状況を把握するため、投資先企業の存続率等の調査・分析を行う。</p> <p>・産業競争力強化法に規定する事業再編</p>		<p>多岐に亘るハンズオン支援を実施。再生計画通りの業績を達成し、メインバンクのリファイナンスにより事業再生を完了、地域雇用の確保に大きく貢献。</p> <p>○ファンドクローズに向けた具体的な取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングシート（ファンドクローズ管理用）を活用し、終期の近いファンドについて、計画的なクローズが行われるよう、半年毎のモニタリングを実施。 ・3年度中に中小企業再生ファンド6件のファンドクローズ手続きを完了。 <p>○ファンド運営者に対する情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンド運営者に対する情報提供を目的として「中小企業再生ファンド出資先連絡会（GP連絡会）」をオンラインで開催。ファンド運営の質向上に資する、GPの好取組事例や機構ハンズオン支援メニュー等に関する情報を提供。27先のファンドGPが参加。 <p>○投資先企業の存続状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年度期首での投資先企業151社のうち期末での存続企業149社（存続率98.7%） <p>○支援終了企業の雇用維持率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年度支援終了企業37社の雇用維持率79.6% ・3年度支援終了企業のうち雇用を7割維持した企業数29社（当該企業の割合78.3%） <p>■債務保証業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの具体的な相談対応先 		
--	--	--	--	--	--	--	--

		<p>や事業再生を図るための借入等、農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)に規定する事業再編や事業参入を図るための借入等及び中小企業等経営強化法に規定する事業再編投資計画の認定を受けたファンドの借入に対する債務保証を行う。審査については制度の政策目的を踏まえつつ適切に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度補正予算(第2号)により追加的に措置された出資金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るための中小企業再生ファンドの拡充のために活用する。 ・令和3年度補正予算(第1号)により追加的に措置された出資金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づき措置されたことを認識し、過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るための中小 		<p>5件。その他金融機関12行に対して事業パンフを送付し制度を案内。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業競争力強化法に規定する事業再編や事業再生を図るための借入等、農業競争力強化支援法に規定する事業再編や事業参入を図るための借入等及び中小企業等経営強化法に規定する事業再編投資計画の認定を受けたファンドの借入に対する債務保証制度の申込みはなし。 		
--	--	---	--	---	--	--

			企業再生ファンドの 拡充に活用する。			
<p>(3) 大規模な自然災害等への機動的な対応</p> <p>東日本大震災により被災した地域について、機構は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)などの関係法令に基づく国の政策展開と連携して、その復興の進捗に適合した支援を行う。その中でも特に原子力災害により深刻な被害を受けた福島の復興・再生について、引き続きその求められる役割を果たし、中小企業・小規模事業者等の事業再開に貢献する。</p> <p>また、大規模な自然災害等が発生した場合には、これまでの知見とノウハウを活用して、機動的に支援を行う。</p>	<p>(3) 大規模な自然災害等への機動的な対応</p> <p>①東日本大震災の復興・再生支援</p> <p>東日本大震災により被災した地域について、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)などの関係法令に基づく国の政策展開と連携して、国の復興・創生期間での出口を目指し、その復興の進捗度と歩調を合わせた支援を展開する。</p> <p>その中でも特に原子力災害で深刻な被害を受けた福島の復興・再生について、機構に求められる役割を果たすことで、中小企業・小規模事業者等の事業再開に貢献する。</p>	<p>(3) 大規模な自然災害等への機動的な対応</p> <p>①東日本大震災の復興・再生支援</p> <p>・「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(令和元年12月20日閣議決定)を踏まえ、地域により復興の異なる進捗状況に合わせ機構の知見とノウハウを最大限活用し、被災した地域及び中小企業・小規模事業者の復興と自立化に貢献する。</p> <p>・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)に基づき著しい被害を受けた中小企業・小規模事業者等のための工場・事業場・店舗等の仮設施設整備及び当該施設の有効活用(移設・撤去等)に係る支援については、福島県原子力災害被災12市町村からの依頼に基づき、引き続き実施する。</p> <p>・原子力災害により被災した中小企業・小規模事業者の事業・生</p>		<p>(3) 大規模な自然災害等への機動的な対応</p> <p>①東日本大震災の復興・再生支援</p> <p>○仮設施設整備事業</p> <p>仮設施設の整備状況(完成ベース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村 53市町村 ・案件数 累計648案件 ・区画数 累計3,639区画 ・面積 累計230,069㎡ ・現事業者数 82事業者(前年同期比15者減) ・現従業員数 662人(前年同期比188人減) <p>○仮設施設有効活用等支援事業(助成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構が整備し、市町村に譲渡した仮設施設について、復興の促進と仮設施設の有効活用を図るため、一定の要件を満たした場合、市町村に対して仮設施設の移設、撤去等に係る費用を助成。 <p>○支援実績(交付決定ベース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・撤去事業 5事業 151百万円 <p>○福島の産業復興の加速化への取組</p> <p>福島相双復興官民合同チームへの参画</p>		

		<p>業の再建、自立化を支援するため、国・福島県・民間で設置する福島相双復興官民合同チームへ参画し、被災中小企業・小規模事業者への個別訪問等を通じて実態の把握等を行うとともに、これをきっかけとして、事業再開や自立化に向かって再スタートを果たそうとする意欲のある被災中小企業・小規模事業者に対し、機構の知見、ノウハウを活かし多様な支援策を提供していくことで福島の産業復興の加速化に貢献する。</p> <p>・このほか原子力災害で深刻な被害を受けた福島の復興・再生について、機構に求められる役割を果たすことで、被災中小企業・小規模事業者等の事業再開と自立化に貢献する。</p> <p>・東日本大震災で被害を受けた中小企業・小規模事業者等の二重債務問題に対応するため、2011年度に設立された産業復興機構への出資等を行う。加えて、産業復興機構の運営者に対</p>		<p>・国・福島県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」の創設に伴い、機構は「国」の一員として同チームの事業者支援グループに参画。同チームは総勢約280名の体制で福島県内（福島、南相馬、いわき）及び東京都内の計4支部に駐在し、被災事業者に5,709回訪問。</p> <p>○警戒区域等地域の復興に向けた賑わい回復支援事業</p> <p>・原子力発電所事故に伴い、警戒区域等に設定された福島県の12市町村を対象に、住民の帰還や賑わいの回復を通じて、地元中小企業者等の活性化を図るための復興イベントを実施するために必要な経費を助成。</p> <p>・助成事業数 1村1回</p> <p>○二重債務問題への対応</p> <p>産業復興機構（ファンド）へ出資等</p> <p>・東日本大震災で被害を受けた中小企業等の二重債務問題に対応するため、県及び地域金融機関との共同出資により5県（岩手・宮城・福島・茨城・千葉）で設立した産業復興機構（総額370億円）に対し、1.6億円を出資。（機構出資契約額2</p>		
--	--	--	--	---	--	--

			<p>する事務経費の支援、令和2年度までに産業復興相談センターにおいて、再生計画策定支援・債権買取支援の相談を受付けた被災中小企業・小規模事業者等に対して利子補給を行う財団に助成を行う基金の運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度までに株式会社日本政策金融公庫等の東日本大震災復興特別貸付等を受けた被災中小企業・小規模事業者等に対して利子補給を行う財団等に助成を行う基金の運営を行う。 		<p>96億円) (債権買取実績) 債権買取先数 0先(累計335先) 債権買取額 0億円(累計206億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合員集会への参加(3回)のほか、ガバナンスの強化のため、投資委員会にもオブザーバー参加(3回)するとともに、その他運営者との随時面談等を通じ、運営状況を適時・的確に把握。 <p>○各産業復興機構の運営者に対する事務経費の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各産業復興機構の運営者に対する事務経費の支援について、交付要領に基づき助成を実施。 <p>助成件数 20件 助成金額 35百万円</p> <p>○中小企業再生支援協議会の再生計画策定支援等を受けた被災中小企業者等に対して利子補給を行う基金の運営。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業再生支援協議会(産業復興相談センター)の支援を受けて事業再生を図る被災中小企業者等に対して、旧債務(再生計画等の対象となる債務)に係る利子の補てんを行うための基金を創設し、その運営体制を整備。 <p>県の財団法人を經由して被災中小企業者等に利子補給を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援実績 <p>利子補給件数 2件 利子補給額 8百万円</p> <p>○東日本大震災復興特別貸付等への対応</p> <p>利子補給を行う基金の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫及び商工組合中 		
--	--	--	---	--	---	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災により被害を受けた中小企業等を対象とする被災道県が実施する貸付制度への支援を継続する。 原子力発電所事故によって甚大な影響を被る中小企業。小規模事業者等を対象とする福島県が実施する貸付制度への支援を継続する。 	<p>中央公庫が行う「東日本大震災復興特別貸付」等の借入を行う被災中小企業者等のうち、事業所が全壊又は流出、または計画区域等に事業所を有していた被災中小企業者等や、一旦廃業した事業者であって新たに事業を開始する中小企業者等を対象として、借入後3年間利子補給を行うための基金を機構に創設し、その運営体制を整備。</p> <p>県の財団法人等を経由して被災中小企業者等に利子補給を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援実績 利子補給件数 373件 利子補給額 2百万円 <p>○被災中小企業施設・設備整備支援事業（三セク貸付）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災6道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、千葉県）に対する23年度から累計1,402.3億円の貸付。うち、3年度は22先の事業者に対し、8.4億円の貸付承認。 被災道県及び財団が実施する貸付審査等への助言協力を実施（対象県2県、2先、2日計6人）。 東日本大震災で被害を受けた中小企業等の復旧の支援のための貸付、条件合致先への償還猶予などの措置を継続して柔軟に実施。 	
	<p>②大規模な自然災害等への対応</p> <p>大規模な自然災害等が発生した場合には、機構の知見とノウハウを結集し、中小企業・小規模事業者等への支援を国の政策展開と連携し機動的に行う。</p>	<p>②大規模な自然災害等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な自然災害等が発生した場合には、関係機関と連携をとり機構の知見とノウハウを結集し、中小企業・小規模事業者等への支援を国の政策展開と連携し機動的 	<p>②大規模な自然災害等への対応</p> <p>○特別相談窓口等の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の災害について、速やかに特別相談窓口等を設置するなどして、被災中小企業の要望に対処するための体制を整備し、相談を受け付けた。機構・関係各機関の災害支援施策等の情報提供を実施。また、前年度から引き続き設置している窓口 		

		<p>に行う。</p>	<p>・令和2年7月豪雨災害により被災した熊本県の中小企業・小</p>		<p>においても、相談等の対応を実施。</p> <p>島根県松江市における大規模火災 4/5 中国本部 3年7月1日からの大雨による災害 7/5 関東本部（実績1件） 7/9 中国本部 7/12 九州本部 台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害 8/11 東北本部 3年8月11日からの大雨による災害 8/13 中国本部（実績1件） 8/16 九州本部（実績1件） 8/17 関東本部、中部本部 3年長野県茅野市において発生した土石流 9/7 関東本部 4年福島県沖を震源とする地震による災害 3/17 東北本部（1件）</p> <p>【新型コロナウイルスに関する経営相談窓口】 3年度実績 103件</p> <p>【ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口】（2021/11/2設置の原油価格上昇に関する特別相談窓口から2022/2/25）付け改名） 3年度実績 1件</p> <p>【2年7月3日からの大雨による災害（2年7月豪雨）による災害に係る特別相談窓口】 3年度実績 0件</p> <p>○2年7月豪雨の復興支援 ○専門家派遣事業 ・被災中小企業・小規模事業者等の経</p>		
--	--	-------------	-------------------------------------	--	---	--	--

			<p>規模事業者等の求めに応じ、専門家の派遣等を通じた相談・助言を行う。また、被災した地方公共団体からの求めに応じ、地方公共団体が整備する仮施設に対する技術支援及び整備等費用の助成を行う。</p> <p>・令和元年台風第19号災害により被災した宮城県・福島県・栃木県・長野県の中小企業・小規模事業者等</p>		<p>営課題に対して、豊富な支援実績を有する専門家のノウハウを活用したアドバイスを実施。</p> <p>・支援実績 支援回数 1回 派遣人日数 1人日</p> <p>(支援事例)</p> <p>・2年7月豪雨災害により被災した事業者向けに機構が助成した仮設店舗「さかもと復興商店街」の営業開始に向け、入居企業、道の駅・熊本県・八代市職員を対象に、継続的な運営や本格的な営業開始に向けての留意点やポイント等についてのセミナーを実施し、入居事業者と支援者がともに考える場を提供。今後の復興に向けた取組を支援。</p> <p>○仮施設整備支援事業（助成）</p> <p>・被災した地域において、被災中小企業・小規模事業者等が早期の事業活動再開を支援するため、複数の被災中小企業・小規模事業者等が入居する仮施設を整備する費用を助成する事業を実施。</p> <p>・支援にあたっては、整備等費用の助成だけでなく、これまでの復興支援で蓄積した機構の知見とノウハウを最大限活用し、職員による被災中小企業・小規模事業者等の事業活動再開に向けた助言、仮施設整備手法に係る助言を併せて実施。</p> <p>・支援実績（交付決定ベース） 助成市町村 1村 助成事業数 1事業 57百万円</p> <p>○元年台風第19号災害の復興支援 ○専門家派遣事業</p> <p>・被災中小企業・小規模事業者等の経営課題に対して、東日本大震災等における復興支援の実績を有する専</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--

			<p>に対して、復興の程度を勘案しながら、専門家の派遣等を通じた相談・助言を行う。</p>		<p>門家のノウハウを活用したアドバイスを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元年11月から被災中小企業・小規模事業者等に対して専門家を派遣し、被災中小企業・小規模事業者の経営課題についての助言の他、支援機関等からの派遣要請に応じ補助金申請に伴う説明会・勉強会・相談会等に対応。 ・支援実績 226回 派遣人日数 140人日 <p>(支援事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災や台風19号の被災を経験した、福島県いわき市で学習教材卸売業を営む事業者は、収益性の向上が課題であった。専門家の助言の下、既存ビジネスの現状分析及び新規ビジネスの検討を踏まえて、学習塾の開業を決めた。また、2022年4月の開塾を目指して、カリキュラム作成、講師への報酬額検討、契約に関する書類の整備等を実施し、学習塾運営の準備を進めることができた。 ・福島県いわき市で食品スーパーを営む事業者は、台風19号の被害や来店客数の減少などを受けて累積赤字が増大し財務状況が悪化していた。専門家の助言のもと、総菜部門における3つの改善(①陳列方法②広告宣伝(POPやチラシ)の実施方法③総菜メニュー開発)が収支改善の柱になる点について整理し、具体的な改善活動を実施した。また、POSデータの分析による「PDCA」の重要性も理解し、活動を通じて事業者の意識も変化、取組への積極性が向上した。 		
			<p>・令和3年2月に発生した福島県沖地震</p>		<p>○被災中小企業施設・設備整備支援事業(三セク貸付)の実施</p>		

			<p>により被災した中小企業・小規模事業者等を対象とする岩手・宮城・福島県が実施する貸付制度への支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年台風第19号により被災した中小企業・小規模事業者等を対象とする宮城県・福島県・栃木県が実施する貸付制度への支援を継続する。 ・平成30年7月豪雨により被災した中小企業・小規模事業者等を対象とする岡山県・広島県・愛媛県が実施する貸付制度への支援を継続する。 ・熊本地震により被災した中小企業・小規模事業者等を対象とする熊本県が実施する貸付制度への支援を継続する。 		<ul style="list-style-type: none"> ○元年台風19号に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業（三セク貸付）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・被災3県（宮城県・福島県・栃木県）に対して37.1億円を貸付。8先の事業者に対し、7.6億円の貸付承認。 ・被災道県及び財団が実施する貸付審査等への助言協力を実施（対象県1県、1先、1日計4人） ○平成30年7月豪雨に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業（三セク貸付）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・被災3県（岡山県・広島県・愛媛県）に対して200.5億円を貸付。 ○平成28年熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業（三セク貸付）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県に対して385.4億円を貸付。1先の事業者に対し、1.7億円の貸付承認。 ○特定地域中小企業特別資金貸付（原発事故対策）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・福島県に対して、同県の原発事故により甚大な影響を被る中小企業等に対して、福島県内の移転先や避難区域が解除された地域等での事業継続・再開に必要な事業資金を貸し付ける融資制度の財源の一部を貸付（23年度からの累計703億円） 		
--	--	--	--	--	---	--	--

			<p>・機構が有する中小企業支援機関等とのネットワークと緊密な連携関係及びこれまで培ってきた経営支援ノウハウを活かし、中小企業・小規模事業者による事業継続力強化計画及び複数の中小企業・小規模事業者による連携事業継続力強化計画の策定支援を行うとともに、これらの策定を支援する人材の育成、中小企業・小規模事業者等に対する積極的な情報提供・普及啓発活動に取り組む。</p>	<p>の貸付)。 ・3年5月に、貸付原資相当約70億円を繰上償還。福島県と協議の上で事業規模の見直しを実施。 ・23年度からの累計937先の事業者に対し、156.2億円の貸付決定。うち3年度は、1先の事業者に対し10.5百万円の貸付決定。</p> <p>○情報提供及び普及啓発 ・自然災害や感染症等に対する事前対策への関心を喚起して取組を促進するため、先行企業の事例や計画策定に係る説明のコンテンツを制作し、ポータルサイトにて掲載・公開して情報を発信。また、強靱化の重要性を伝えるため、実体験に基づいた講演等によるシンポジウムを実施。さらに、大規模展示会やぼうさいこくたい2021に出展するなどの取組により施策や支援内容に係る情報発信を実施。</p> <p>【シンポジウム】(オンライン) キックオフイベント 519人視聴 シンポジウム 1009人視聴 合計 1,528人視聴</p> <p>○施策等の理解や事前対策の取組の促進 ・強靱化の取組の重要性や、国の事業継続力強化計画認定制度を含めた施策等の理解を促進し、事業継続力強化計画認定を目指す演習付きセミナーを実施。</p> <p>セミナー(107回) 648人参加</p> <p>○強靱な企業経営を図るための単独型及び連携事業継続力強化計画の策定支援 ・企業単体による単独型事業継続力</p>		
--	--	--	---	--	--	--

			<p>・令和2年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金及び補助金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)に基づいて措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主(事業性のあるフリーランス含む)に対する、株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫等の融資分の利子補給</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主(事業性のあるフリーランス含む)に対する、都道府県等の制度融資分の利子補給</p>		<p>強化計画に加え、他の事業者との連携を目指す事業者や、連携する事業者組織を対象とする連携事業継続力強化計画の認定を目指す連携体等に対し、事業継続力強化支援等に精通した専門家を派遣して、連携事業継続力強化計画の策定支援を実施。</p> <p>事業継続力強化計画の策定支援件数 1, 121件 (単独型723件、連携型398件)</p> <p>○新型コロナウイルス感染症特別貸付等への対応</p> <p>○利子補給を行う基金の運営 (新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業)</p> <p>・日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央公庫及び日本政策投資銀行が行う「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等の貸付により借入を行った中小企業者等のうち、売上が一定の水準以上減少した中小企業者等を対象として、借入後最長3年間利子補給を行うための基金を機構に創設(3,370億円)し、その運営体制を整備。中小企業者等に直接利子補給を実施。</p> <p>・交付決定件数 247,515件</p> <p>・交付決定(補給)額 37,322百万円</p> <p>○新型コロナウイルス感染症制度融資への対応</p> <p>○利子補給を行う基金の運営 (新型コロナウイルス感染症制度融資利子補給事業)</p> <p>・信用保証協会を有する都道府県及び4市(横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市)が実施する制度融資により</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の経営相談対応等を行う支援機関等向けの専門家派遣 ・感染症対策を含む中小企業強靱化対策として行う事業継続力強化計画等の策定支援、普及啓発 ・令和2年度補正予算(第2号)により追加的に措置された補助金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主(事業性のあるフリーランス含む)に対する、株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫等の融資分の利子補給の拡充 ・新型コロナウイルス 		<p>借入れを行った中小企業者等を対象として、借入後3年間利子補給を行うための基金を機構に創設(15,127億円)し、都道府県等を経由して利子補給を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付決定地方公共団体数 50地方公共団体 ・交付決定額 約211,603百万円 <p>○新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の経営相談対応等を行う支援機関等向けの専門家派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の経営相談対応等を実施する支援機関等に対し、中小企業診断士、税理士、企業経営や店舗経営の経験者等の専門家を無料で派遣。 <p>相談対応の専門家派遣実績 196人 相談対応した事業者実績 519社</p> <p>○2年7月豪雨災害への対応 なりわい再建資金利子補給事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なりわい再建支援事業を活用し復旧する被災事業者等に対して、政府系金融機関による特別貸付及び熊本県による制度融資を対象に、熊本県を経由して借入後3年間の利子相当額を助成。 <ul style="list-style-type: none"> ・支援実績 利子補給件数 6件 利子補給額 25千円 		
--	--	--	---	--	--	--	--

ス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主(事業性のあるフリーランス含む)に対する、都道府県等の制度融資分の利子補給の拡充

- ・令和2年度補正予算(第3号)により追加的に措置された補助金については、令和2年7月豪雨において被害を受けた地域の中小企業・小規模事業者の復旧・復興を図るために措置されたことを認識し、当該事業者に対するなりわい再建資金利子補給事業のために活用する。
- ・令和3年度補正予算(第1号)により追加的に措置された補助金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づき措置されたことを認識し、令和2年7月豪雨において被害を受けた地域の中小企業・小規模事業者の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業に活用する。

■指摘事項への対応

・3年度は、主務省と連携してEBPMに関する検討を行った。今後、中

					<p>小企業庁が推進するデータ利活用について、機構が保有する各種データの提供に関する検討を実施。</p> <p>[独立行政法人通則法第28条の4に基づく令和2年度評価結果の反映状況の公表]</p>	
<p>【指標4-1】</p> <p>・中期目標期間終了時において、小規模企業共済制度の在籍率を、前中期目標期間終了時より16%ポイント以上向上させる。【基幹目標】(新規設定) ([参考] 2017年度末実績: 46.8%)</p> <p>【指標4-2】</p> <p>・中期目標期間において、小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数を2万件以上とする。(新規設定)([参考] 前中期目標期間実績(2017年度末実績): 役員等による委託機関等への訪問件数473件)</p>	<p>【指標4-1】</p> <p>・中期目標期間終了時において、小規模企業共済制度の在籍率を、前中期目標期間終了時より16%ポイント以上向上させる。【基幹目標】(新規設定) ([参考] 2017年度末実績: 46.8%)</p> <p>【指標4-2】</p> <p>・中期目標期間において、小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数を2万件以上とする。(新規設定)([参考] 前中期目標期間実績(2017年度末実績): 役員等による委託機関等への訪問件数473件)</p>	<p>【指標】</p> <p>・小規模企業共済制度の在籍率: 前中期目標期間終了時より3%ポイント以上向上【基幹目標】</p> <p>・小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数: 4,000件以上</p> <p>・再生支援全国本部の再生支援協議会に対する相談・助言による再生支援協議会の課題解決率: 70%以上</p>		<p>【指標】</p> <p>・小規模企業共済制度の在籍率: 前中期目標期間終了時より11.2%ポイント以上向上【基幹目標】</p> <p>・小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数: 9,998件</p> <p>・再生支援全国本部の再生支援協議会に対する相談・助言による再生支援協議会の課題解決率: 89.3%</p>	<p>■小規模企業共済制度の在籍率: 前中期目標期間終了時より3%ポイント以上向上(基幹目標)</p> <p>■小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数</p> <p>より多くの小規模事業者に認知し活用して貰うため、新規加入者の獲得に重点を置いた加入促進活動を引き続き強力に展開。3年度は「委託機関の活動の活性化」に注力すると共に新規加入が期待できる分野へ直接アプローチを実施。その結果、委託機関等への支援件数は目標4,000件(アウトプット)に対し、9,998件(対数値目標249.9%)を達成。新規加入件数(11.4万件)が、前年度実績を上回り、在籍者数(158.8万人)が過去最大となったことにより、在籍率も前年度を上回る伸び(+3.7%→+4.2%)を実現し、過去最高(61.1%)の数値となった。前中期目標期間終了時より3%ポイント以上の目標(アウトカム)に対し、11.2%ポイント以上向上(対数値目標373.3%)と高い水準で目標を達成。また、直近過去2年実績平均との比較においてもアウトプットで126.2%、アウトカムで373.3%を達成。</p> <p>■債務保証業務(財務省共管業務)</p> <p>ディープレックベンチャー向け保証制度においては、指定金融機関と密接な連携を図り、</p>	

					<p>20件の相談へ対応。うち3件について審査を完了し、3年度に1件の契約を締結し保証実行済、残りの2件については4年度に契約及び保証実行を予定。また、事業者からの具体的な相談対応先5件。金融機関12行に対し事業案内を実施。</p> <p>債務保証先に対しては、その業況に応じた層別管理を実施し、貸付金融機関と連携して保証先の業況や返済状況を確認するなど適切に対応。</p> <p>経済産業省と債務保証業務のあり方等について継続的な情報交換を実施。</p> <p>(再掲)</p>	
--	--	--	--	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	—

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
運営費交付金の効率化	毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化		▲3.5%	▲3.3%	▲3.4%			

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
限りあるリソースのなか、以上に述べた国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくために、理事長によるリーダーシップ、トップマネジメントの下、以下の取組を持続的に推進していく。	限りあるリソースのなか、以上に述べた国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくために、理事長によるリーダーシップ、トップマネジメントの下、以下の取組を持続的に推進していく。	限りあるリソースのなか、以上に述べた国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくために、理事長によるリーダーシップ、トップマネジメントの下、以下の取組を持続的に推進していく。			<p><評価と根拠></p> <p>評価： A</p> <p>根拠：</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域プレゼンスの強化 <p>顧客重視の支援を達成するべく、地域本部からのアクセスが比較的困難な地域にエリアマネージャー（職員）を配置するとともに、地域産業振興の取組を推進する組織を新設し、地域への支援機能を強化。</p> <p>地域パートナーとして元年度に創設した中小企業応援士を新たに65名追加、うち女性経営者を2割（13名）とした。元年度中小企業応援士の再任者を含め、全体で202名まで拡充。これらの中小企業応援士が自ら地元経済団体やSNSなどで機構事業を発信。また、このような活動を後押しすべく、中小企業応援士との意見交換会を23回開催するとともに、テレビ番組やJ-Net 21にてPRを実施。さらに、ウェビナーや動画配信などを行い、全国の中小企業応援士との関</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>以下の点について、業務運営の効率化に向けて着実に取り組んでおり、所期の目標を達成していると認められるため、評価をBとした。自己評価書では評価Aであったが、本項目は困難度の高い目標には設定されておらず、評価の時点で取組の内容を確認したが、困難度が高い合理的な根拠があるとは判断できなかった。</p> <p>また、調達合理化については一社応札・応募削減に向けた取組として、</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の応札・応募者の見込まれない調達のホームページ、業界紙での周知や新規事業者開拓 調達計画の前年度作成 業務品質に応じた競争参加資格の設定 等 <p>に取り組んだ。これにより、令和2年度と比較して、競争性のない随意契約が件数は8件減少（△9.5%）、一社応札は1件減少（△7.7%）しており、着実に調達の合理化を進めていると評価した。</p>	

					<p>係性強化に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対外的情報発信の強化 <ul style="list-style-type: none"> ポストコロナに向け中小企業への訴求力向上が必要との認識のもと、多様な手段で情報発信。特に、全国メディアの活用に注力。 全国ネットTVのシリーズ番組の制作への新たな協力を開始し、中小企業に経営課題解決のヒントを与えるべく、機構支援先企業の取り組みを放送（全12回）。 「中小機構に聞こう！」（志士シリーズ）をキャッチフレーズに中小企業の関心を喚起しつつ、機構支援の浸透を工夫（サイト訪問104万回） 発信力強化に取り組んだ結果①～⑤が過去最高を記録。①J-NET21閲覧数、②機構ホームページ閲覧数、③メルマガ新規登録者数、④SNSフォロワー数、⑤メディアへの掲載数 ・組織パフォーマンス <ul style="list-style-type: none"> 中小企業群への面的支援 部門横断的な組織として地域経済振興ユニットを設置し、地域産業振興（面的支援）の取組を推進する体制を整備。 地方自治体や関係機関と連携し、機構及びこれら関係機関の支援ツールをパッケージ化して提供。全国4地域において新たな取組を開始。 機構のDX化推進 <ul style="list-style-type: none"> データに基づいた情報戦略や機構業務のオンライン化の推進のため、2年10月に臨時組織として設置した総合情報戦略準備室について、3年4月に総合情報戦略課に改組し、ヘッドクォーターとして情報戦略及びオンライン化に係る取組を加速。 また、デジタル技術を活用した機構の組織及び業務の変革を組織全体として強力に推進することを目的に、部門横断的な組織として「中小機構DX推進本部」を設置。複数の先行プロジェクトを開始。 中小企業庁との政策立案に向けた連携 中小企業庁の立ち上げた有識者勉強会（3年度4回（全8回））に機構職員が参加し、政 	<p>なお、事業再構築補助金等への機動的且つ着実な執行等は「経営環境の変化への対応の円滑化」の項目において評価対象としているため、本項目においては評価の対象とはしない。</p> <p><今後の課題> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
--	--	--	--	--	--	--

					<p>策立案に現場視点での意見を反映させ貢献。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務改善と新たなニーズへの対応 <p>大規模補助金制度の効率的執行等</p> <p>機構が担当する大規模補助金が3から5制度に拡大。従来の生産性革命推進事業の3補助金に加え、3年度より事業再構築促進事業を開始。(全補助金応募件数23万件、執行額1兆円)年度末には、事業承継・引継ぎ補助金にも着手。この他に、無利子化利子補給も実施(全制度予算額:累計4.5兆円)。補正予算により各補助金に新たな「枠」が追加され、事実上の取扱い制度数が増加する一方、年間複数回の切れ目のない公募・採択による利便性の高い制度運営を、効率的に実現(枠単位での採択回数:41→68件)。想定を超える膨大な申請に対し、事務局の体制強化や相当期間にわたる現地指導等により、事態を克服。</p> <p>無利子化利子補給制度においても、支援件数が増加(140万者→154万者)するとともに、貸付条件の変更等により発生した膨大な資金回収等の債権管理業務(請求約5万件)に新たに対応。</p> <p>補助金の申請時に企業情報の機構施策への活用の可否を確認し、機構内の企業情報DBに登録。機構の様々な支援施策において、これら企業情報を活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の電子化の推進 <p>中小企業の申込のオンライン化を進めて、中小企業の申込に係る利便性の向上、ワンストップの実現、顧客接点の集約化を目指しているところであり、その実現に向けて、共通申込システムの開発の検討を行い、共通申込システムに必要な仕様・要件を固めた。</p> <p>法人文書管理システムに、内部手続きの申請・届出機能を追加したことで、ペーパーレス・はんこレスを通じて、業務の効率化が図られた。</p> <p>新仮想共通基盤リリースにより、オンプレミス環境に構築されている個別情報システム及び現仮想化共通基盤で稼働している各部門の個別情報システムを集約する環境を構</p>
--	--	--	--	--	---

						<p>築。</p> <p>これにより各部門は個別情報システムの機器等の調達手続きや故障時の運用対応が軽減となり、事務の効率化を図ることが可能となった。</p> <p>以上の取組を踏まえ、A評価と判断。</p>
<p>1. 顧客重視</p> <p>(1) 顧客重視の業務運営</p> <p>・顧客重視を第一とし、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようAI・ITを活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と支援の質の向上を図る。</p> <p>・業務運営の効率化を図りつつ実効性のある質の高い支援を実現するため、現場主義を徹底し、現場ニーズの吸い上げを行い、不断に制度・業務を改善するとともに、経済産業大臣等に対し、現場の「気付き」を迅速に提言することで施策の改善や新たな施策への反映を図る。</p> <p>・広域的な実施体制</p>	<p>1. 顧客重視</p> <p>(1) 顧客重視の業務運営</p> <p>・中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようAI・ITを活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と支援の質の向上を図る。</p> <p>・支援現場における地域や中小企業・小規模事業者のニーズの吸い上げを行い、顧客視点で支援の現場ニーズに即した前例にとられない柔軟な発想による取組や支援施策への反映を積極的に推進するとともに、経済産業大臣等に対し、現場の「気付き」を迅速に提言することで</p>	<p>1. 顧客重視</p> <p>(1) 顧客重視の業務運営</p> <p>・中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようAI・ITを活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と支援の質の向上を図る。</p> <p>・顧客視点で前例にとられない柔軟な発想による取組を積極的に推進することとし、制度・業務の改善や新たな施策に反映するため、支援現場における地域や中小企業・小規模事業者のニーズの吸い上げを行う。</p>		<p>1. 顧客重視</p> <p>(1) 顧客重視の業務運営</p> <p>・コロナ禍の影響により我が国産業・社会に大きな変化が生じたが、今後もこの変化の流れは一過性に終わることはないという認識の基、1月末に全機構で「新オンライン化行動計画」を策定。業務プロセス全体のデジタル化による業務効率の向上に向け機構のDX化を推進。また、ウィズコロナ・ニューノーマル時代に対応すべく、オンラインでのメリットを最大限に活かしつつ、リアルでのメリットも引き出すハイブリット方式の工夫をするなど、オンライン支援の更なる活用を実施。</p> <p>・中小企業SDGs応援宣言に基づき、機構内勉強会等を通じて職員のSDGs意識が醸成。また、個社支援として①普及・啓蒙、②幅広い相談対応、③個社支援の深堀等の支援を本格的に開始。</p> <p>○中小企業応援士の活用</p> <p>・地域パートナー（経営者等）として元年度に創設した中小企業応援士を新たに65名追加、うち女性経営者を2割（13人）とした。元年度中小企業応援士の再任者を含め、全体で202名まで拡充。</p>		

<p>を効果的かつ効率的に運用し、機構自らがカバーできていない中小企業・小規模事業者への支援の拡大やより効果的・効率的な支援の提供などの観点から、引き続き政府関係機関、独立行政法人、地方公共団体、地域の中小企業支援機関、民間企業等と連携・協働を図るとともに、既存の連携先のみならず、これらの中の新たな機関との連携・協働について模索していくことで、中小企業・小規模事業者に対し機動的な支援を行う。</p>	<p>施策の改善や新たな施策への反映を図り、実効性のある質の高い支援の実現を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客重視を第一とし、地域本部等をはじめとした広域的な実施体制を、効果的かつ効率的に運用する。 ・機構自らがカバーできていない中小企業・小規模事業者への支援の拡大やより効果的・効率的な支援の提供などの観点から、引き続き政府関係機関、独立行政法人、地方公共団体、地域の中小企業支援機関、民間企業等と連携・協働を図るとともに、既存の連携先のみならず、 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客重視を第一とし、経営方針の徹底及び組織全体に関わる重要課題への対応を行う。また、そのために必要な組織体制の見直しを図る。 ・政府関係機関、独立行政法人、地方公共団体、地域の中小企業支援機関、民間企業、NPO等の多様な支援の担い手等とのネットワークを強化し、機構はその専門的な知見 		<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業応援士が自ら地元経済団体の会合や自身のSNS等で機構事業をPRするなど情報を発信。 ・中小企業応援士からの発信を後押しすべく、中小企業応援士との意見交換会を開催（23回、100人）するとともに、機構が制作協力するテレビ番組「グロースの翼 350万社の奮闘記」の取材先（12者）や中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」における紹介記事（21者）によりPRを実施。 ・さらに毎月の活動状況報告の定期的提供に加え、機構役員を講師とし、最新の中小企業動向及び地域中小企業の経営者に関心の高い機構支援メニューを紹介するウェビナーを4回開催するとともに、中小企業大学校総長による講演の動画配信を実施。 ・顧客重視の体制整備として、地域本部からのアクセスが比較的困難な北関東エリア（茨城県、栃木県、群馬県）及び山陰エリア（鳥取県、島根県）への支援機能強化を図ることを目的に、栃木県宇都宮市及び島根県松江市にそれぞれ北関東エリアマネージャーデスク、山陰エリアマネージャー事務所を設置し、常駐の職員を配置。 <p>■地域プレゼンスの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オンラインを活かすリアル「地域プレゼンス機能」強化 ・距離・時間の成約の打破というオンラインのメリットを最大限活用した遠隔地支援のため、対面での関係構築、信頼性確保を組合せた対応をさらに推進。 ・具体的には、2年度に開始した、 		
---	---	---	--	---	--	--

	<p>らず、これらの中の新たな機関との連携・協働について模索することで多様な支援の担い手等とのネットワークを強化し、機構はその専門的な知見を活かして、中小企業・小規模事業者に対し機動的な支援を行う。</p>	<p>を活かして、これらの関係機関との連携・協働を一層強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインを活用した非対面型の支援方法を導入することにより、時間的・距離的制約を超えた支援を実現し、中小企業や支援機関における機構の支援施策の利用機会を拡大させ、利便性向上につなげる。 		<p>地域本部からのアクセスが困難な地域への人的リーチ拡大策を推進し、効率的に遠隔地支援を行う体制をさらに強化。</p> <p>①エリアマネージャー（常駐職員）の配置 北関東、山陰の2地域を対象に職員が常駐。当該地域の支援機関とのネットワーク強化を進め、共催による講習会やセミナーの開催、個社支援における協力等を通じ、人手不足、事業承継、中小企業のDX化等の支援ニーズに対応。</p> <p>②都道府県担当制 都道府県等別にチーム制による支援体制の整備を関東本部、近畿本部以外でも推進。九州本部では、3年度から同様の支援体制を本格的に始動し、遠隔地での支援機能を強化。また、北海道本部は十勝地域を、東北本部は秋田県を重点支援地域とし、地域本部横断的な支援に取組、各地域支援機関との協力関係を深化。</p> <p>■地域ニーズに対応した事業展開（創意工夫による地域本部独自の取組）</p> <p>○業務運営の効率化を進めつつ、関係機関との協力、独自の創意工夫により地域ニーズに対して質の高い支援を展開。</p> <p>[北海道本部]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道大学を主幹機関とした「北海道・大学等発スタートアップ育成プラットフォーム」と協力し道内の地方公共団体、支援機関と連携・協力し、スタートアップ企業に対する支援ノウハウの提供、ジェグテックを活用した企業間マッチングを推進。具体的には、「北 		
--	---	--	--	---	--	--

				<p>大ビジネス・スプリング IPO 勉強会」(5回)を開催し、IPO を目指す中小企業に対し、上場に関する基礎的な知識を提供。また支援機関の産学連携担当者を主な対象とし、スタートアップ指導・支援人材教育を図った。</p> <p>[東北本部]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品関連企業の海外展開を支援するため、輸出やオンライン商談の基本から実際のオンライン商談まで一貫して支援する「東北食品輸出支援プロジェクト」を実施。セミナー、ワークショップ、個別相談、オンライン商談会を組み合わせる支援実施。商談手法だけでなく、食品衛生法改正に伴うHACCP取得や、その他国際認証取得に向けた相談にも対応。当該プロジェクト実施に当たっては、東北経済産業局、ジェトロ仙台を初め、地域の地方公共団体、支援機関、金融機関と連携。 <p>[関東本部]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業のSDGsの趣旨に沿った事業活動を支援するため、カーボンニュートラルを主要テーマにしたWEB商談会を2回実施。実施にあたっては、ジェグテックを活用し、関東圏以外からも広く参加を募った。中小企業がSDGs推進において無理なく参画できるように、中小企業が既に保有している技術と大手企業の技術課題とのマッチングを図るべく工夫。大手企業等23社から出された62件のニーズに対し、788件の提案がなされ、うち162件の実商談を実施。 	
--	--	--	--	---	--

				<p>[中部本部]</p> <ul style="list-style-type: none"> 中部経済産業局と協働し、地域未来牽引企業を対象に、「地域未来応援プログラム」を実施。中小企業が事業環境の変化や新たなテクノロジーの登場を自らの「チャンス」に変え、さらなる成長へとつなげられるよう、オンラインセミナー（3回）、個社に対する短期経営診断及び長期の専門家派遣により支援を展開。特に「事業継続力強化計画策定」、「B to Bマーケティング」、「新製品開発・事業化」に焦点を当てた支援を展開。 <p>[北陸本部]</p> <ul style="list-style-type: none"> 北陸地域は有効求人倍率が全国で最も高い地域であり、特に中小企業において人材の確保が経営上の課題になっている。ロボット・IoT活用に取り組みたい中小企業の相談に対応するため、北陸本部では「生産性を高めるロボット・IoT活用を推進する支援パッケージ」を策定。ロボット導入に関する相談窓口を開設し、セミナーの実施、ロボット・IoT導入診断、S I e r 等とのマッチングといった支援手法を組み合わせた支援を展開。セミナーには100人以上参加、導入診断は18件実施。 <p>[近畿本部]</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅館組合やDMO、観光協会等の団体（7地域）を対象に「観光等サービス事業者支援プログラム」を実施。顧客ニーズに合わせたコンテンツ立案とDX・ITの有効活用提案・導入支援を掛け合わせて支援。コロナ禍における消費者 	
--	--	--	--	--	--

				<p>の価値観や旅行マインドの変化、着地型観光への対応等にフォーカス。4年1月に支援先観光事業者9事業者と旅行代理店・メディア関係者15事業者とのマッチング交流会をオンラインで実施。各社及び各地域の魅力をPR。</p> <p>[中国本部]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT投資・活用が進んでいない傾向にある山陰地域を対象に、オンライン活用による事業の再構築、生産性向上、DX化推進を切り口に支援機能を強化。具体的には、山陰エリアマネージャー事務所をハブに、鳥取県商工会連合会、米子商工会議所・山陰合同銀行等の支援機関と協働し、ウェビナー、商工会職員向け講習会、サテライトゼミ等を開催。加えて、IT経営簡易診断の活用を促進。前年度、山陰地域は3件のみであったところ、18件の支援案件を組成。 <p>[四国本部]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で展示商談会中止・規模縮小による販路拡大機会減少への対応として、「WEB商談実践講習会プログラム」を各地域支援機関（商工会・商工会議所）向けに実施。支援機関にWEB商談会開催ノウハウを提供し、中小企業には販路拡大の機会を提供。WEB商談会のポイント動画作成により、効率的な支援を展開。19の支援機関と協力した結果、34商談を提供。 <p>[九州本部]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継に係り、支援機関、金融機関の職員を対象としたY o u 	
--	--	--	--	---	--

				<p>T u b e 限定動画配信による講習会を実施。アドバイザーによる相談体制も併せて整備。13機関、1,848名が受講。また、九州経済産業局及び各事業承継・引継ぎ支援センターと協力し、「九州事業承継推進DAY」と称し、「九州事業承継サミット」及び「九州アトツギサミット」を10月に開催。事業承継・引継ぎを行った。事業者・支援者から体験談や早期・計画的な準備着手の重要性、成否のカギを紹介。円滑な事業承継を推進。</p> <p>■関係機関との連携・協働の強化</p> <p>○金融庁・金融機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁及び財務局との連携を引き続き強化。具体的には、次のとおり、各財務局長等への企業業務説明を実施し、連携の推進を依頼。 7月：新任財務局長業務説明会（金融庁主催） 12月：財務局理財部長会議（金融庁主催） ・金融機関の全国団体（(一社)全国信用金庫協会、(一社)全国信用組合中央協会）との連携を強化。具体的には、次のとおり、機構の施策情報を定期的に提供。 6月：IT戦略ナビ、E-SODAN、地域活性化パートナー、事業継続力強化計画の策定支援、ITプラットフォーム、中小企業デジタル化応援隊事業、モール活用型ECマーケティング支援、海外展開ハンズオン支援 12月：IT戦略ナビ、E-SODAN、ITプラットフォーム（ここからアプ 	
--	--	--	--	---	--

				<p>リ、IT導入ガイド)、経営自己診断システム、メール活用型ECマーケティング事業、ジェグテック、海外CEO商談会、オンデマンド型研修、事業承継フォーラム、TIP*S、「起業ライダーマモデル」、Japan Venture Awards</p> <p>3月：IT戦略ナビ、E-SODAN、地域活性化パートナー、ITプラットフォーム、カーボンニュートラル相談窓口、経営自己診断システム、人材育成オンライン相談窓口、海外CEO商談会、ベンチャーリブート支援事業</p> <p>○業務提携の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年度における新たな業務提携締結機関9機関 <p>支援機関等4機関 (独)工業所有権情報・研修館、七尾商工会議所・能登鹿北商工会・(公社)七尾青年会議所(「なおSDGsコンソーシアム設立に係る包括連携に関する協定書」)</p> <p>金融機関3機関 のと共栄信用金庫・(株)日本政策金融公庫金沢支店・東京海上日動火災保険(株)金沢支店(「なおSDGsコンソーシアム設立に係る包括連携に関する協定書」)</p> <p>地方公共団体1機関</p>	
--	--	--	--	---	--

				<p>七尾市（「ななおSDGsコンソーシアム設立に係る包括連携に関する協定書」）</p> <p>大学1機関 国立大学法人金沢大学（「ななおSDGsコンソーシアム設立に係る包括連携に関する協定書」）</p> <p>・業務提携締結機関（累計）353機関</p> <p>金融機関等225機関、支援機関等75機関、大学14大学、地方公共団体23機関、海外支援機関等16機関</p>		
<p>（2）機構の認知度向上による支援施策の利用促進</p> <p>支援施策の利用促進には、中小企業・小規模事業者それぞれの課題や対応の必要性に気付いてもらうことが前提となる。その上で、機構の提供するサービスを知ってもらうことが必要となるが、これには機構の存在、利用価値を含めた機構自身の認知度向上を図っていくことが不可欠である。その情報発信には、中小企業・小規模事業者に限らず、その家族、従業員、中小企業・小規模事業者を支援する者、中小企業・小規模事業者と取引をする者など</p>	<p>（2）機構の認知度向上による支援施策の利用促進</p> <p>支援施策の利用促進には、中小企業・小規模事業者の生産性向上や海外需要の獲得、円滑な事業承継・事業引継ぎなどそれぞれの課題や対応の必要性に気付いていただくことが前提となる。その上で、機構の提供するサービスを知ってもらうことが必要となるが、これには機構の存在、利用価値を含めた機構自身の認知度向上を図っていくことが不可欠である。また、情報・メッセージの発信は、中小企業・小規模事業者に限らず、その家族、従業</p>	<p>（2）機構の認知度向上による支援施策の利用促進</p> <p>・ロゴデザイン及び「Be a Great Small.」を活用した発信を継続し、機構の利用価値を浸透させ、支援施策の利用促進を図る。</p> <p>・機構からの情報・メッセージは、SNSや動画配信等のウェブメディア及びローカルテレビ等のマスメディア活用やパブリシティ活動等を通じて、中小企業・小規模事業者に限らず、その家族、従業員、中小企業・小規模事業者を支援する者、中小企業・小規模事業者と取引をする者など幅広い層を対象</p>	<p>（2）機構の認知度向上による支援施策の利用促進</p> <p>■情報発信の強化による支援施策の利用促進</p> <p>・中小企業・小規模事業者及び地域の中小企業支援機関等に機構の存在意義や利用価値を浸透させ、支援施策の利用促進を図るため、ロゴデザイン及びコミュニケーションワード「Be a Great Small.」を用いた統一的なコンセプトの下、機構の組織名称と事業内容の一体的な発信を実施。</p> <p>・情報発信に当たっては、マスメディアやウェブメディア、ソーシャルメディアといった様々なメディアを通じた情報発信を強化。</p> <p>・J-Net21は、コロナ禍への対応やSDGs、カーボンニュートラル、制度改正等の経営課題への対応に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、その解決に資する情報を積極的に発信。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症による影響を受ける中小企業・小規模事</p>			

<p>幅広い層を対象に していくことが重 要となる。 第4期中期目標期 間においては、SN Sや動画配信など のウェブメディア やローカルテレビ などのマスメディ アといった様々な ツールや機会を通 じて周知啓発を強 化し、機構の認知度 に関するアンケー ト調査や支援施策 の利活用状況など により適切にその 効果を把握・検証 し、改善すること により、支援施策の普 及展開を図る。さら に、機構ホームペ ージ及び中小企業ビ ジネス支援サイト 「J-Net21」 などについて、それ ぞれの役割、機能の 見直しを行いつつ、 更なる利便性向上 と内容の充実を図 り、中小企業庁の 「ミラサポ」をはじ めとする他機関の 中小企業・小規模事 業者支援ポータル サイトとの一層の 効果的な連携を取 りながら、事業者・ 支援者等のユーザ ー目線に立って最 適な情報提供を行 う環境を整備する。</p>	<p>員、中小企業・小規 模事業者を支援す る者、中小企業・小 規模事業者と取引 をする者など幅広 い層を対象にして いくことが重要と なる。 こうした考えのも と、機構では、設立 15周年となる2 019年より、これ までのロゴデザイ ンを一新し、機構ブ ランドの確立を通 じた戦略的な認知 度向上に取り組ん でいるところ。第4 期中期目標期間に おいては、機構から の情報やメッセー ジをSNSや動画 配信などのウェブ メディアやローカ ルテレビなどのマ スメディアを通じ て周知するととも に、積極的なパブリ シティ活動を展開 していく。これらの 取組を通じて幅広 く情報発信すると ともに、機構の認知 度に関するアンケ ート調査や支援施 策の利活用状況の 把握などにより適 切にその効果を把 握・検証し、改善す ることにより、支援 施策の普及展開を 図る。さらに、機構</p>	<p>に発信していく。 ・上記の取組につい ては、その効果を機 構の認知度に関す るアンケート調査 や支援施策の利活 用状況の把握等 により適切に把握・検 証して改善する。 ・中小企業ビジネス 支援サイト「J- Net21」のコンテ ンツは、働き方改革 など制度改正に係 る情報や生産性向 上、事業継続・強靱 化、事業承継・事業 引継ぎなど中小企 業・小規模事業者の 重点的な経営課題 の解決に役立つも のにするとともに、 ユーザビリティの より一層の向上を 図る。 ・機構のホームペ ージは、「J-Net 21」との役割、機 能の見直しを行いつ つ、コーポレート サイトとして必要 な情報発信を徹底 する。 ・機構の両サイト は、中小企業庁の 「ミラサポPLU</p>		<p>業者が必要とする情報をタイム リーに届けるため、機構の支援施 策のほか、関係府省、関係機関、 地方公共団体等の新型コロナウ イルス感染症に係る支援施策の 情報を分かりやすく集約して、J -Net21で発信。 ・その結果、各情報発信ツールで大 きな成果をあげるとともに、メデ ィア掲載件数は過去最高の4,0 44件（前年度3,236件）と 大幅に増加。また、機構の認知度 は36.1%（前年度:39.1%） と、高い水準の認知度を確保。 ■新型コロナウイルス感染症に係 る支援施策の横断的な情報発信 ○関係省庁や関係機関、地方公共団 体等の支援情報の発信 ・J-Net21内の特設ページ に、関係府省や関係機関、地方公 共団体等の支援情報を集約して 掲載。特に地方公共団体の情報 は、都道府県、政令指定都市等 に加え、市町村まで情報を掲載す ること、中小企業・小規模事業者 のほか、関係機関や民間プラット フォーマーから、我が国唯一のコ ロナ関連中小企業施策の総括的 な情報源として活用された。その 結果、閲覧数は過去最高の1,3 09万セッション（前年度1,1 50万セッション）と大幅に増 加。 ・e-中小企業庁&ネットワーク推 進協議会の事務局として、巻頭コ ラムなど読者に関心の高いコン テンツを執筆するなどして、「e -中小企業ネットマガジン」を約 6万1千先に配信。 ○機構自らが実施する支援情報の</p>		
---	--	--	--	---	--	--

	<p>ホームページ及び中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」などについて、それぞれの役割、機能の見直しを行いつつ、更なる利便性向上と内容の充実を図り、中小企業庁の「ミラサポ」をはじめとする他機関の中小企業・小規模事業者ポータルサイトとの一層の効果的な連携を取りながら、事業者・支援者等のユーザー目線に立って最適な情報提供を行う環境を整備する。</p>	<p>S」や、各省庁の施策目的特設サイトなどの中小企業・小規模事業者支援に資するサイト等との一層の効果的な連携を取りつつ、事業者・支援者等のユーザー目線に立って最適な情報提供を行う環境を整備する。</p>		<p>発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構ホームページの特設ページや各施策の特設サイト、約10万5千先のメルマガ「中小機構インフォメーション」の配信、SNS (Facebook・Twitter等)、YouTubeによる動画等、様々なメディアを通じて積極的な情報発信を実施。 ・新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、グリーン・デジタル化への対応等の経営課題の解決に資する、「中小企業強靱化支援事業」、「ITプラットフォーム事業」、「中小企業デジタル化応援隊事業」、「中小企業生産性革命推進事業」等を取りまとめ、「中小機構に聞こう！」(志士シリーズ)をキャッチフレーズに、事業横断的な普及啓発業務を実施。中小企業・小規模事業者の身近な事例動画や記事を作成したほか、新聞やインターネット等を通じた情報発信を実施。 ・こうした取組の結果、中小企業・小規模事業者、地域の中小企業支援機関等へ必要な情報をタイムリーに発信することができ、大きな成果を得た。 <p>機構ホームページセッション数： 1,431万セッション(前年度1,190万セッション) メルマガ新規登録数：24,166(前年度：18,468) 機構公式SNS (Facebook・Twitter) フォロワー数：38,016(前年度：33,944)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業庁と緊密に連携し、コンテンツを協働して作成するとともに、J-Net21の新規記事や 		
--	--	--	--	--	--	--

					企業事例をミラサポPlusにも掲載し、ミラサポplusユーザーにメール配信を行うなど、中小企業・小規模事業者等に利便性の高い情報提供を実施（計23回配信）。	
2. 組織パフォーマンス、組織力の向上 ・行動指針を策定し、研修等を通じて浸透を図り、各役職員のパフォーマンス及び機構の組織力の向上を図り、顧客の期待と信頼に応え、質の高いサービスを提供する。 ・業務効率を向上し、組織を活性化することにより顧客のニーズに一層迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。 ・機構が保有する企業情報、支援事例情報及びノウハウ等（ナレッジ）の組織横断的共有、支援への効果的・効率的な活用などを図るため、企業情報データベースを強化するとともに、事業者情報の秘匿性も踏まえた情報共有ルールに基づき、企業情報データベースを中小企業庁や中小	2. 組織パフォーマンス、組織力の向上 ・行動指針を策定し、研修等を通じて浸透を図り、各役職員のパフォーマンス及び機構の組織力の向上を図り、顧客の期待と信頼に応え、質の高いサービスを提供する。 ・業務効率を向上し、組織を活性化することにより顧客のニーズに一層迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。具体的には、必要に応じて組織の柔軟かつ機動的な見直しを行うとともに、組織内の情報共有の強化、意思決定の迅速化等を強化する観点からITを活用したシステムを構築するなどの多様な取組を行い、業務の生産性向上を図り、より働きやすく働きがいのある職場環境を構築する。	2. 組織パフォーマンス、組織力の向上 ・機構の行動指針をテーマとした、階層別研修をはじめとした職員研修やイントラネット・機構内ポータルサイト等を通じて浸透・徹底を図り、各役職員のパフォーマンス及び機構の組織力の向上により、顧客の期待と信頼に応え、質の高いサービスを提供する。 ・業務効率向上と組織活性化のため、業務改善や社内勉強会の実施等を推進し、必要に応じて組織を見直す。		2. 組織パフォーマンス、組織力の向上 ・役職員が行動指針を具体的に理解し、主体的に行動できるよう、新入職員研修及び階層別研修において行動指針をテーマとした研修を行い、浸透を図った。 ・「働きやすい職場づくり」の一環として、コミュニケーションの促進と円滑化を目的として「機構内のコミュニケーションツールにおける標準化ガイドライン」を新たに策定。 ・また、各職場でのコミュニケーション促進による一層の組織活性化を目指し、課内会議など既存の場において「雑談」の機会を意図的に設けるとともに、毎月各職場に雑談のテーマを提供するなど、コミュニケーションの促進を仕組化。 ○部門横断的な組織として地域経済振興ユニットを設置し、地域産業振興（面的支援）の取組を推進する体制を整備（本年4月には、機構が有する事業ツール等を総合的に活用し、地域の中小企業群に対するより効果的な面的支援を実現するべく体制を拡充）。 ○データに基づいた情報戦略や機構業務のオンライン化の推進の		

<p>企業支援機関等とも連携させ、事業者データを活用した効果的な支援施策の展開可能性を検討する。</p> <p>・職員に対する業績評価制度を適正に運用し、その評価結果を処遇に適正に反映する。</p>	<p>・機構が保有する企業情報、支援事例情報及びノウハウ等（ナレッジ）の組織横断的共有、支援への効果的・効率的な活用などを図るため、企業情報データベースを強化するとともに、事業者情報の秘匿性も踏まえた情報共有ルールに基づき、企業情報データベースを中小企業庁や中小企業支援機関等とも連携させ、事業者データを活用した効果的な支援施策の展開可能性を検討する。</p> <p>・職員に対する業績評価制度は、職員の自主性を伸ばし、やりがいや努力が報われるという観点から、必要に応じて改善を行うとともに、その評価結果を賞与や昇給・昇格等の処遇へ反映させる。</p>	<p>報及びノウハウ等（ナレッジ）の組織横断的共有及び事業者情報の秘匿性も踏まえた情報共有・活用のための基準を整備するとともに、データ分析・活用のための人材育成を行う。</p>		<p>ため、2年10月に臨時組織として設置した総合情報戦略準備室について、3年4月に総合情報戦略課に改組し、情報戦略及びオンライン化に係る取組を加速。また、デジタル技術を活用した機構の組織及び業務の変革を組織全体として強力に推進することを目的に、部門横断的な組織として「中小機構DX推進本部」を設置。</p> <p>・3年度の活動として、機構のDXおよび各部門におけるDXを推進させるにあたり、まず、職員のDXに対する意識の向上や全社的な変革推進が不可欠であるとの認識から、以下(①～⑤)の取組みを実施した。</p> <p>①DXセミナー・勉強会の開催（役職員のDXに対する意識醸成）</p> <p>【参考：開催実績】</p> <p>DXセミナー・勉強会等 全8回（セミナー7回、勉強会1回）</p> <p>申込者数：1,381人、受講者数：1,070人</p> <p>②統合データベース活用のための普及啓発（統合データベース活用による効果的な施策展開の推進）</p> <p>③全地域本部（沖縄事務所含む。）でDX座談会の開催（DX推進にあたっての課題や改善策の抽出するためのワークショップの開催）。</p> <p>【参考：開催実績】</p> <p>各地域本部（沖縄事務所含む）から計94名の職員が参加。</p> <p>座談会の中で約1,500の課題、約650のアイデアを抽出。</p> <p>④DXの泉（ノウハウ共有等）（2022年1月13日開設）</p> <p>⑤DXレスキュー隊（機構DX実現</p>		
---	--	--	--	---	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者支援や施策提供等の支援ツールとして運営する「小規模事業者統合データベース」について、事業データの拡充等により企業情報データベースとしての更なる利便性向上に努める。また、事業者データを活用した効果的な支援施策展開について可能性の検討を行う。 ・人事評価制度による2020年度評価結果を職員の賞与及び昇給・昇格の処遇に反映させる。 	<p>のために「共助」を組織に意識醸成) (2022年1月28日40名の登録が完了、活動を開始)</p> <p>⑥機構役職員向けeラーニングの実施(基本的なIT基礎スキル向上)(2022年2月より総勢179人が受講開始)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者統合データベースでは、定期的な企業情報更新と併せ、機構支援担当者の要望調査に基づくUI・検索利便性改善や、生産性革命事業補助採択情報等の検索項目追加を行い、より効率的な支援施策の実施を可能とする機能追加を行った。その他、より一層の利用を促進するために統合データベースの利用に係る勉強会も実施した。 ・事業再構築促進事業の採択事業者の申請データを有効活用するため、採択事業者の経営課題・関心施策についても新たに統合データベースに法人名寄せを行い、今後、当補助金採択事業者の経営課題等に応じた施策周知を行うための仕組み・体制を整備。 ・2020(2)年度に実施した人事評価制度の評価結果について、2021(3)年度の職員の賞与及び昇給の処遇に反映。 	
<p>3. 業務改善と新たなニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルをより一層徹底し、不断の業務改善を推進していくとともに、新たなニーズに対応した業務や 	<p>3. 業務改善と新たなニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルをより一層徹底し、不断の業務改善を推進していくとともに、歴史的使命を終えた事業や成果 	<p>3. 業務改善と新たなニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルをより一層徹底し、不断の業務改善を推進していくとともに、歴史的使命を終えた事業や成果 	<p>3. 業務改善と新たなニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務におけるPDCAサイクルの更なる向上を図るために、職員個人の業績評価制度を実施。 ・業務遂行上の問題を早期に発見し、迅速に対応することができるよう、四半期ごとの損益状況等の 		

<p>より効果の見込まれる新たな手法での業務に資源を集中すべく、歴史的使命を終えた事業や成果が十分に得られていない事業、民間企業・他の中小企業支援機関等との類似サービスについては改善又は廃止を実施する。</p> <p>・施策利用者等の情報をもとに、「企画」「実施」「評価・検証」「事業の再構築等」による事業評価を適切に行い、事業成果を向上する。</p>	<p>が十分に得られていない事業、民間企業・他の中小企業支援機関等との類似のサービスについては、改善又は廃止し、新たなニーズに対応した事業やより効果の見込まれる新たな手法での事業に資源を集中する。</p> <p>・事業の進捗状況を財務会計情報や事業の評価指標等の内部指標により把握し、日々の的確な経営判断に活用する。業務遂行上の問題は早期に発見し、迅速に対応する。</p> <p>・本計画における事業評価等は、施策利用者等の情報をもとに、「企画」「実施」「評価・検証」「事業の再構築等」により適切に行い、事業成果を向上させる。</p>	<p>が十分に得られていない事業、民間企業・他の中小企業支援機関等との類似のサービスについては、その必要性を検討し、改善又は廃止することで、新たなニーズに対応した事業やより効果の見込まれる新たな手法での事業に資源を集中することを検討する。</p> <p>・業務遂行上の問題を早期に発見し、迅速に対応することができるよう、四半期ごとの損益状況等の確認や事業の評価指標等の内部指標により、事業の進捗状況を把握する。</p> <p>・本計画における事業評価等は、施策利用者等の情報をもとに、「企画」「実施」「評価・検証」「事業の再構築等」により適切に行い、事業成果を向上させる。</p>		<p>確認や事業の評価指標等の内部指標により、事業の進捗状況を把握。</p>		
<p>4. 業務経費等の効率化</p> <p>・運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）及び業務経</p>	<p>4. 業務経費等の効率化</p> <p>・運営費交付金を充当して行う業務については、第4期中期目標期間中、一般管理費（退職手当を除く）及び業務経費（退職手当を除く）</p>	<p>4. 業務運営の効率化</p> <p>・運営費交付金を充当して行う業務については、第4期中期目標期間中、一般管理費（退職手当を除く）及び業務経費（退職手当を除く）</p>		<p>4. 業務運営の効率化</p> <p>・運営費交付金を充当して行う業務については、第4期中期目標期間平均で3.4%の削減（新規追加分等を除く）。</p>		

<p>費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）の合計について、新規追加分、拡充分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。</p> <p>・新規追加分、拡充分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分は翌年度から1.05%以上の効率化を図ることとする。</p> <p>・国家公務員の給与水準を考慮し、手当も含めた役員報酬、職員給与のあり方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を対外的に公表する。</p> <p>・独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究</p>	<p>の合計について、新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。</p> <p>・新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分は翌年度から1.05%以上の効率化を図ることとする。</p> <p>・役職員の給与水準については、国家公務員及び機構と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較などにより、手当も含め厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を対外的に公表する。</p> <p>・「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人会計基準</p>	<p>の合計について、新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。</p> <p>・給与水準の適正化に引き続き取組み、その検証や取組状況を公表する。</p> <p>・「独立行政法人会計基準」等により、運営費交付金の会計処理として、業務</p>		<p>○給与水準の適正化とコスト削減に向けた改革の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域手当の適用率を自主的に抑制（国家公務員は1級地（東京特別区）20%のところ12%を維持。）。 ・広域異動手当の適用率を自主的に抑制（国家公務員は300km以上10%のところ3%を維持。）。 <p>○対国家公務員給与比較</p> <p>114.8ポイント（2年度114.2ポイント）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域勘案108.1ポイント ・学歴勘案112.2ポイント ・地域・学歴勘案106.4ポイント <p>・「独立行政法人会計基準」等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏ま</p>		
---	--	--	--	--	--	--

<p>会策定、平成30年9月3日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日付け総務大臣決定)を踏まえ、機構が定めた「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、引き続き外部有識者等からなる契約監視委員会による点検、主務大臣からの評価の「調達等合理化計画」への反映等により、適切かつ効率的な調達等の実施に努める。</p>	<p>研究会策定、平成30年9月3日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日付け総務大臣決定)を踏まえ、毎年度策定する「調達等合理化計画」に掲げた取組を着実に実施し、引き続き外部有識者等からなる契約監視委員会による点検、主務大臣からの評価の「調達等合理化計画」への反映等により、適切かつ効率的な調達等の実施に努める。</p>	<p>達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>・令和3年度調達等合理化計画に基づき、本年度重点的に取り組む分野である競争性のある契約における一者応札・応募案件回避に向けた調達の取組みとして、複数回に亘り繰り返し実施している案件については、仕様書にて前年度実績報告書等をサンプルとして例示することとする。また、企画書提出型の調達においては、類似の内容でかつ調達時期の近い案件は、調達時期を調整することにより競争参加の機会を拡大する。</p> <p>なお、契約事務実務マニュアルにあるチェックシートの活用を徹底することにより、発注担当者に対して競争性の確保に向けた意識付けを行なうこ</p>		<p>え、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理。</p> <p>・3年度調達等合理化計画に基づき、競争性のある契約における一者応札・応募回避に向けた調達の取組みとして、複数回に亘り繰り返し実施している案件については、仕様書にて前年度実績報告書等をサンプルとして例示した。</p> <p>その結果、同計画に定める評価指標に対する実績は次のとおりである。</p> <p>○一者応札・応募削減に向けた取組 (3年度実績)3年度の新規競争契約における一者応札件数は12件であり、前年より1件削減。 (参考) ・2年度競争性のある契約:147件に対して13件 ・3年度競争性のある契約:145件に対して12件</p> <p>○事務処理効率化等を目的とした調達の改善</p> <p>・ ・地域本部等の役職員旅費に関する事務を本部に集約するための</p>		
--	---	---	--	---	--	--

			<p>ととする。 障害者就労施設等への優先調達については、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針」に即して定めた同計画の調達方針に基づき前年度実績を上回る調達に努めるものとする。 調達に関するガバナンスの徹底の取組として、随意契約に関する内部統制の確立のために新たに随意契約を締結する案件については、「入札・契約手続委員会」で検証を行うこととする。 不祥事の発生の未然防止・再発防止については、各会計機関の契約担当職員を対象として、定期的に研修を行うとともに、本部調達担当者による指導や情報交換を通じて、契約担当職員のスキルアップを図る。 さらに、入札談合を未然に防止するために必要な知識、法制度について、役職員等を対象とした研修を実施し、不祥事の未然防止等に努めることとする。 一定基準以上の案</p>		<p>代行入力は3年度をもって導入が完了し、旅費担当者の事務負担を軽減。</p> <p>○障害者就労施設等への優先調達 【評価指標】 前年度実績額を上回ること <3年度実績> 3年度調達方針を地域本部等と共有したことにより当該年度実績は166百万円の調達となり、前年度より31百万円の増加。 (参考) ・2年度実績：135百万円 ・3年度実績：166百万円</p> <p>○随意契約に関する内部統制の確立 【評価指標】 入札・契約手続委員会による点検の実施 <3年度実績> 入札・契約手続委員会で、新たに随意契約を締結した案件は2件。 (参考) ・2年度新たな随意契約：1件 ・3年度新たな随意契約：2件</p> <p>○不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組 【評価指標】 研修等の実施回数および各地域本部等への訪問指導回数 <3年度実績> 各会計機関の会計担当職員を対象とした「契約担当者会義」（10月）、「官製談合防止法研修会」（3月）を各1回実施。各地域本部等への訪問指導は、15回実施（北海道・東北・関東・中部・北陸・近畿・中国・九州本部、旭川・仙台・東京・三条・関西・広島・直方校）。</p>		
--	--	--	---	--	--	--	--

			<p>件の調達方針については「入札・契約手続委員会」に事前に諮ることにより契約手続きの適正性を確保するとともに、事後評価については外部有識者や監事を委員とする「契約監視委員会」において点検を行う。契約監視委員会等で指摘された事項については、実効性等を検討しその後の調達手続きに反映するなど、契約手続きの一層の改善に向けた不断の見直しに引き続き取り組むとともに、地域本部等の契約担当職員への周知徹底及び情報共有を図る。</p> <p>また、入札・契約の適正な実施については、監事等による監査を受けるものとする。</p> <p>なお、調達等合理化計画及び自己評価結果、契約監視委員会審議概要、関連法人との契約等については、機構のホームページで公表する。</p>		<p>○大規模調達案件に係る再委託、外注に関する費用の適切性の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模調達事務実務マニュアルを策定し、中小企業等事業再構築促進事業に係る事務局の履行体制の適切性について契約監視委員会にて事後的に評価。 ・3年度調達等合理化計画及び自己評価結果、契約監視委員会審議概要、関連法人との契約等については、機構ホームページで公表。 		
--	--	--	--	--	---	--	--

<p>5. 業務の電子化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者や地域の中 小企業支援機関等 が時間・距離・コス トの制約を越えて アクセスできるよ うA I ・ I Tを活用 し、デジタル・ガバ メントの趣旨を踏 まえた各種支援制 度の利用手続きの 電子化など支援業 務の I T化を進め ると同時に、デー タベースに蓄積され る事業者データも 活用し、358万の 中小企業・小規模事 業者に対する支援 施策のより一層の 利用促進と支援の 質の向上を図る。 ・機構が保有する企 業情報、支援事例情 報及びノウハウ等 (ナレッジ)の組織 横断的共有、支援へ の効果的・効率的な 活用などを図るた め、企業情報デー タベースを強化する。 	<p>5. 業務の電子化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模 事業者や地域の中 小企業支援機関等 が時間・距離・コス トの制約を越えて アクセスできるよ うA I ・ I Tを活用 するとともに、政府 が進めるデジタル・ ガバメントの趣旨 を踏まえた各種支 援制度の利用手続 きの電子化など支 援業務の I T化を 進めると同時に、デ ータベースに蓄積 される事業者デー タも活用し、358 万の中小企業・小規 模事業者に対する 支援施策のより一 層の利用促進と利 便性・支援の質の向 上を図る。 ・機構が保有する企 業情報、支援事例情 報及びノウハウ等 (ナレッジ)の組織 横断的共有、支援へ の効果的・効率的な 活用などを図るた め、企業情報デー タベースを強化する。 ・定型業務を自動化 など事務業務への I T技術の積極的 な活用や、無線L A N環境、モバイルワ ーク環境などの業 務ネットワークイ 	<p>5. 業務の電子化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模 事業者や地域の中 小企業支援機関等 が時間・距離・コス トの制約を越えて アクセスできるよ うA I ・ I Tを活用 し、358万の中小 企業・小規模事業者 に対する支援施策 のより一層の利用 促進と支援の質の 向上を図る。 ・法人文書管理シ ステムに、内部手続き の申請・届出機能の 追加を行い、一層の 業務の円滑化を図 る。 ・令和4年度に予定 する大規模なシス テム更改にあわせ、 新しい I T技術を 活用したオンライ ンでの支援提供や オフライン支援の 手続きの電子化を 推進する。 ・中小企業・小規模 事業者支援や施策 提供等の支援ツー ルとして運営する 「小規模事業者統 合データベース」に ついて、事業デー タの拡充等により企 業情報データベー スとしての更なる 利便性向上に努め る。また、事業者デ 		<p>5. 業務の電子化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の申込のオンライン化を進めて、中小企業の申込に係る利便性の向上、ワンスオンリーの実現、顧客接点の集約化を目指しているところであり、その実現に向けて、共通申込システムの開発の検討を行い、共通申込システムに必要な仕様・要件を固めた。 ・これまでメールや紙媒体で行われていた各種申請・届出等の内部手続きを法人文書管理システム上で対応できるよう同システムに機能を追加し、運用を開始。 ・小規模事業者統合データベースでは、定期的な企業情報更新と併せ、機構支援担当者の要望調査に基づくU I ・ 検索利便性改善や、生産性革命事業補助採択情報等の検索項目追加を行い、より効率的な支援施策の実施を可能とする機能追加を行った。その他、より一層の利用を促進するために小規模事業者統合データベースの利用に係る勉強会も実施した。事業再構築促進事業の採択事業 		
--	---	--	--	---	--	--

	<p>ンフラやWeb会議などのコミュニケーションインフラの利活用により、業務の更なる生産性向上や効率化、ミスの防止を図る。</p>	<p>ータを活用した効果的な支援施策展開について可能性の検討を行う。(再掲)</p> <p>・令和4年度に予定する大規模なシステム更改にあわせ、業務の更なる生産性向上や効率化、ミスの防止を目的とした、定型業務の自動化、情報・経験の収集・蓄積、円滑なコミュニケーションやモバイルワーク環境の実現の実現を図る。</p>			<p>者の申請データを有効活用するため、採択事業者の経営課題・関心施策についても新たに小規模事業者統合データベースに法人名寄せを行い、今後、当補助金採択事業者の経営課題等に応じた施策周知を行うための仕組み・体制を整備(再掲)。</p> <p>・機構WANシステムの更改は順調に進捗しており、3年10月に新仮想共通基盤をリリース。オンプレミスの個別情報システムに新仮想共通基盤への移行を推進するとともに、基幹系サーバ群も新仮想共通基盤へ移行・安定稼働を確実にするため、システム移行に向けた事前準備と移行後の運用引継を実施中。</p> <p>・3年度は、主務省と連携してEBPMに関する検討を行った。今後、中小企業庁が推進するデータ利活用について、機構が保有する各種データの提供に関する検討を実施。</p>		
--	---	---	--	--	---	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

<p>4. その他参考情報</p>
<p></p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	—

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
1. 財務内容の改善 その他の財務の健全性の確保に関する取組 ・小規模企業共済資産の運用においては、小規模企業共済法(昭和40年法律第102号)第25条第1項に基づき、機構が「基本方針」を定めることとされている。この基本方針に沿って安全かつ効率的な運用を図るとともに、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委員会」の評価・助言を受け、必要に応じ、基本ポートフォリオ(運用に係る資産の構成)等	1. 財務内容の改善 その他の財務の健全性の確保に関する取組 ・小規模企業共済資産の運用においては、小規模企業共済法(昭和40年法律第102号)第9条に基づき小規模企業共済法施行令第2条に定める共済金等の支給に必要な流動性と、中期的に小規模企業共済事業の運営に必要な利回り(予定利率に従って増加する責任準備金等)及び業務経費としての資産に対する比率をいう。)を勘案	1. 財務内容の改善 その他の財務の健全性の確保に関する取組 ・小規模企業共済資産の運用においては、法令に定める共済金等の支給に必要な流動性と中期的に小規模企業共済事業の運営に必要な利回りを勘案しながら、安全かつ効率的な運用を図るために「運用の基本方針」に沿って実施する。 資産運用状況については、基本ポートフォリオの効率性及び委託運用資産に係る収益率等につ		1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組 ・運用の基本方針に基づき、共済制度を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保するため、共済金の支払いに必要な流動性を十分に確保するとともに、安全かつ効率的な運用を実施。 ・2年度の運用状況を7月の資産運用委員会に報告し、適切な運用と評価を受けた。また、3年度上期の運用状況についても1月の資産運用委員会に報告。 ・基本ポートフォリオに関しては、2年度の課題整理や資産運用委員会の助言を踏まえて検討を行い、見直しを実施(「小規模企業共済資産運用の基本方針」を4年3月改正)。 ・運用受託機関と四半期ごとのミーティングを行うとともに運用状況を適切にモニタリングし、評価基準	<評価と根拠> 評価: B 根拠 ・財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組 法人全体として、179億円の当期総利益を計上。 ①一般勘定 ファンド事業において、コロナ禍においても3年度は年度損益で57億円の黒字、593億円の累積利益を達成し、健全な財務基盤を維持。 機構の一般財源の一部の運用については、社会的な課題の解決に資するソーシャルボンド等のSDGs債を購入し、収益を損なうことなく運用。 高度化事業において、都道府県に対する債権管理、債権回収に係る支援策の拡充により不良債権全体で44億円減少させるなどの効果があった。 ②小規模企業共済勘定 小規模企業共済勘定共済金等の支給に対し、掛金収入及び債券等の利金収入の収支差は約	評価 B <評価に至った理由> 自己評価書のBとの評価結果が妥当であると確認出来た。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。	

<p>の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備等勘定及び出資承継勘定については、収支を改善するための取組を着実に実行する。 ・施設整備等勘定については、必要に応じ、賃貸施設の賃貸料の見直しを行うなどにより、自己収入確保を図る。 ・出資承継勘定のベンチャー企業に対する出資は、適切な配当を求めるとともに、必要に応じ、株式処分の着実な実行を図る。同勘定の出資先法人（三セク）に対する出資は、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行うとともに、適切な配当を求める。必要に応じ、事業運営の改善を求めることや関係省庁及び他の出資者との協議による早期の株式処分等の対応を図る。 ・その他の財務の健全化を確保すべき業務について、特にファンド出資事業ではG P（無限責任組合員）に対する目利きの強化に取り組むなど、適切な審査や債権管理の徹 	<p>したうえで、安全かつ効率的な運用を図るよう定める「運用の基本方針」に沿った運用を行う。</p> <p>資産運用状況を踏まえ、基本ポートフォリオの効率性や自家運用資産及び委託運用資産に係る収益率等について検証・評価を行い、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委員会」に報告し、評価を受けるとともに、運用の基本方針や基本ポートフォリオなど重要事項について助言を受け、必要に応じこれらの見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業倒産防止共済制度に係る共済貸付金の回収は、着実な債権回収を進める。 	<p>いて検証・評価を行い、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委員会」に報告し、評価を受けるとともに、運用の基本方針や基本ポートフォリオなど重要事項について助言を受ける。</p> <p>特に、基本ポートフォリオに関しては、令和2年度に実施した課題整理の結果を踏まえ、見直しに向けた検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業倒産防止共済制度に係る共済貸付金回収については、回収専門人材（債権保全調査員）の活用及び専門的なノウハウの導入など回収管理体制の強化を実施し、着実な債権回収を進める。 <p>特に、高額貸付者に対する貸付直後の現況確認の実施や延滞発生直後の早期対応、貸付先への継続的なモニタリングなど、要回収債権に係る管理措置</p>		<p>に基づく運用評価を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用利回り 3年度 1.40%（2年度 5.26%） ・当期総利益 122億円 ・利益剰余金 3年度 5,798億円（2年度 5,676億円） <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業倒産防止共済制度における共済金貸付回収については回収専門の人材を活用し、債権回収の専門的ノウハウを導入した債権管理体制を引き続き強化した。特に高額貸付者に対する貸付後の現況確認、延滞発生直後の早期対応、長期延滞者に対する法的措置は着実に実施。 ・債務者の状況を的確に把握するための継続的なモニタリングは、コロナ禍における訪問抑制があったものの、直接面談におきかえて電話等の手段を最大限活用し代替した。また、モニタリング結果について、地域本部へのヒアリングにおいてもオンラインを活用し実施。 ・オンラインを活用した研修を全国の担当者向けに5回実施。 ・また、財務の健全化に寄与すべく、 	<p>2,333億円 のプラスとなっており、安定した財務状況が確保。</p> <p>小規模企業共済資産の運用は、資産運用の基本方針に基づき、法令に定める共済金等の支給に必要な流動性と、中期的に小規模企業共済事業の運営に必要な利回りを勘案しながら、安全かつ効率的な運用を実施。</p> <p>この結果、3年度末の利益剰余金は、5,798億円となり健全な財務基盤を維持。</p> <p>③産業基盤整備勘定（財務省共管業務）</p> <p>債務保証先に対しては、その業況に応じた層別管理を実施し、貸付金融機関と連携して保証先の業況や返済状況を確認するなど適切に対応。</p> <p>また、三セクについては、経営状況の把握及び業務改善を求めることについては、適切に実施。財務の健全性については、2社の配当収入を計上。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有資産の見直し <p>産業用地の整備事業において、賃貸中1件を除き分譲用地を完売（小矢部F P、0.3億円、柏崎F P、0.19億円）。また、三セクにおいては一般勘定の高度化三セク（荒尾商業開発株式会社、1.8億円）及び施設整備等勘定の頭脳三セク（北九州テクノセンター、5.5億円）の2社株式の売却を実現。</p> <p>中心市街地都市型産業基盤施設は、地方公共団体（三鷹市）に対して売却又は移管に向けた協議等を行い、市に方向性を提示。</p> <p>以上の取組を踏まえ、B評価と判断。</p>	
---	---	---	--	--	--	--

<p>底等を行うなど適切な措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備等勘定及び出資承継勘定については、収支を改善するための取組を着実に実行する。 ・施設整備等勘定については、必要に応じ、賃貸施設の賃貸料の見直しを行うなどにより、自己収入確保を図る。 ・出資承継勘定のベンチャー企業に対する出資は、適切な配当を求めるとともに、必要に応じ、株式処分の着実な実行を図る。同勘定の出資先法人（三セク）に対する出資は、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行うとともに、適切な配当を求めるとともに、事業運営の改善を求めるとともに、関係省庁及び他の出資者 	<p>を確実に実行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備等勘定及び出資承継勘定については、収支を改善するための取組を着実に実行する。 ・施設整備等勘定については、必要に応じ、賃貸施設の賃貸料の見直しを行うなどにより、自己収入確保を図る。 ・産業投資特別会計による出資承継勘定の出資先法人（三セク）に対する出資については、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行うとともに、適切な配当を求めるとともに、事業運営の改善を求めるとともに、関係省庁及び他の出資者とも協議の上、可能な限り早期の株式処分を図 		<p>債権分類額に応じた貸倒引当金を計上するとともに、回収不能分は適切に不良債権処理を実施。</p> <p>(累計回収率の推移：H20：85.2%、H21：85.3%、H22：85.3%、H23：85.3%、H24：85.3%、H25：85.3%、H26：85.4%、H27：85.4%、H28：85.5%、H29：85.6%、H30：85.7% R1：85.7%、R2：85.7%、R3：85.7%)</p> <p>○出資事業（構造転換三セク、繊維三セク）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧構造転換法、旧繊維法に基づき出資している4社を管理した。 ・コロナの影響により業績悪化が認められる中、感染拡大防止のため移動制限もあり株式処分に向けての交渉はできなかったが、決算時及び日常的なヒアリングを通じて、経営状況を適切に把握し適切な配当を求めるとともに、経営健全化計画の進捗状況の確認を行うなど、適切な管理を実施。 ・1社において配当を実施。配当収入7百万円。 		
--------------------------	---	---	--	--	--	--

	<p>との協議による早期の株式処分等の対応を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度化事業における新規案件については、事業性評価を含め融資先の返済能力を踏まえた償還可能性等についての確実な審査を行い、また、貸付後については、管理方法の改善を通じた貸付先の経営状況の適切な把握に努め、支援が必要な貸付先については、都道府県に働きかけを行い、連携して経営支援を行うことで新たな不良債権の発生を抑制するとともに、不良債権の管理においては不良債権の削減を図るため、専門家の派遣等により積極的に都道府県に対して関与・協力する。 	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度化事業における新規の貸付案件については、事業計画の根拠を精緻に把握し、実現可能性・返済財源（キャッシュフロー）の妥当性を精査するなどして、事業性評価を含め貸付先の返済能力を踏まえた償還可能性等についての確実な審査を行う。また、貸付後は、都道府県と連携して貸付先の経営状況の実態把握に努め、支援が必要な貸付先については、都道府県に働きかけを行い、より適切な経営支援を行うことで新たな不良債権の発生を抑制する ・高度化事業における貸付先の債権管理においては、都道府県に対して、専門家の派遣や回収委託支援業務などによる債権回収業務の支援を行い、債権回収への早期着手や回収促進に向けて働きかける。これらの取組を通じて、不良債権の削減を図る。 		<p>■高度化事業</p> <p>○新規貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規貸付決定先A方式6件、B方式7件について決算書及び診断報告書から事業計画、償還能力の妥当性を検証し確実な審査を実施した。 ・貸付けにあたっては、事業計画の進捗に合わせて複数回の現地支援を実施し、財務状況の精査、償還能力の確認等のほか、診断・助言への対応状況の確認を行うことにより適切な審査を実施。 <p>○正常償還先の経営状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正常償還先134先については、都道府県ヒアリング、決算書による財務分析・実際バランスの把握、貸付先に対する個別ヒアリングの実施などにより適切な経営状況の把握を実施した。 ・実態バランス把握の取り組みとしては、アドバイザー等により巡回・助言業務を活用した支援を実施。 <p>○条件変更先に対するアドバイザーによる経営支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件変更を行っている貸付先の経営力強化や課題解決を支援するため、職員及び専門家による経営支援等を実施。支援先50先、支援日数55人日。 <p>○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた貸付先への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた貸付先について運営診断等を省略し簡易な書類確認のみで1年間の償還猶予を認めることに対する特例準則を制定。通常、時間 		
--	---	--	--	--	--	--

				<p>を要する貸付条件変更の手続きを簡略化することで、貸付先への緊急の信用供与に対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21 県で計 84 先（67 組合）／104.3 億円の償還猶予を実施。 <p>○都道府県に対する債権管理、債権回収に係る支援策の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度化事業の債権の回収については、今年度も償還状況や完済の見通しに基づく貸付先の分類化を継続して、定期ヒアリング等を通じて貸付先ごとの分類を都道府県と共有したうえで、都道府県との回収方針の明確化を推進。 ・ コロナ禍により対面での会議が困難である現状を踏まえて、定期ヒアリングや回収困難な貸付先を抱える都道府県との個別具体的な協議をオンライン会議システムにより実施 ・ 例年開催している高度化事業初任者研修、及び債権管理研究会がコロナ禍により開催できなかったため、代替措置として完済の見通しが立たない貸付先への対応準備を目的として、各種制度の説明を中心としたオンライン勉強会を都道府県向けに開催。回収の円滑化、早期化のための検討を都道府県に促進したことで、参加した複数の都道府県が対応を本格的に検討し始めるなど成果が出てきており、適切な債務処理に向けて大きく貢献。 ・ 債権管理、回収に係る都道府県への支援策として、機構サポーター（債権管理）業務、調査・アドバイザー業務及び回収委託支援業務を引き続いて実施。 <p>a) 機構サポーター（債権管理）業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債権管理アドバイザー（11 人確 	
--	--	--	--	--	--

		<p>・債務保証業務は、新規保証に係る代位弁済率の抑制を図るための確実な審査の実施を行うとともに、債務保証先の業況に応じた適切な層別管理の実施、求償権の回収管理の徹底・適切な償却処理を行う。</p> <p>・その他出資事業は、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者として、当該事業の政策的意義、地域経</p>	<p>・債務保証業務の実施に当たっては、各制度趣旨に鑑み利用の促進を行い、代位弁済率が抑制されるよう、確実な審査を実施する。</p> <p>また、債務保証先の業況に応じた適切な層別管理を実施するとともに、求償権の回収管理の徹底を図り、適切な償却処理を行う。</p> <p>・その他出資事業は、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者として、当該事業の政策的意義、地域経</p>		<p>保)し、都道府県に対して債権管理・回収に係るアドバイスを実施。</p> <p>b) 調査・アドバイザリー業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権回収調査会社による調査・アドバイザリー業務を16県で25件実施。 <p>c) 回収委託支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権回収会社及び弁護士法人による回収委託支援業務を4県で19件実施したことにより、債務の削減に大きく貢献。 ・償却は、15先、約19億円実施。 <p>○不良債権の削減額</p> <p>不良債権全体では約596億円から約552億円へと約44億円削減。</p> <p>○債務保証業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務保証先に対しては、その業況に応じた層別管理を実施し、貸付金融機関と連携して保証先の業況や返済状況を確認するなど適切に対応。 ・自己査定を的確に実施。 ・3年度の保証履行(代位弁済)はなし。 <p>※機構設立以降の新規保証29社／150億円 代位弁済1.9億円 代位弁済率1.3%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求償権管理については、債権管理・回収の専門的知識と経験を有する専門員を活用し、求償先の状況を定期的に把握し、状況に応じた回収を実施。 <p>3年度 求償権回収額: 5社3百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求償権残高 1,557百万円 <p>○出資事業(高度化三セク、中心市街地三セク、工配三セク)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧中小企業総合事業団法、改正前中心市街地活性化法、旧地域公団法に基づき出資している46社を管理。 ・出資目的に照らし、経営状況、地方 		
--	--	---	--	--	--	--	--

	<p>済への諸影響に留意しつつ、業務の改善を求めることや、出資先の事業が機構の出資を必要としない程度にまで達成されるなど株式を処分することが適当と認められる場合は、関係省庁及び他の出資者との協議により、早期の株式処分等の対応を図る。</p>	<p>済への諸影響に留意しつつ、業務の改善を求めることや、出資先の事業が機構の出資を必要としない程度にまで達成されるなど株式を処分することが適当と認められる場合は、関係省庁及び他の出資者との協議により、早期の株式処分等の対応を図る。</p>		<p>公共団体等の支援状況等も踏まえて出資を継続する必要性の有無について出資三セクごとに判断。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算時及び日常的なヒアリングを通じて、経営状況を適切に把握するとともに、事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善を求めるなど、株主としての権利を活用して適切に対処。 ・高度化三セク 1 社において株式譲渡を実施。譲渡価額 1 8 1 百万円。 <p>○出資事業（F A Z 三セク）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧輸入・対内投資法に基づき出資している 6 社を管理した。 <ul style="list-style-type: none"> ・出資目的に照らし、経営状況、地方公共団体等の支援状況等も踏まえて出資を継続する必要性の有無について出資三セクごとに判断。 ・決算時及び日常的なヒアリングを通じて、経営状況を適切に把握するとともに、事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善を求めるなど、株主としての権利を活用して適切に対処。 ・なお、(株)仙台港貿易センターについては、株式処分の協議を行い、引き続き継続。 <p>○出資事業（頭脳三セク及びO A 三セク）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧頭脳立地法及び地方拠点法に基づき出資している 1 8 社を管理。 ・出資目的に照らし、経営状況、地方公共団体等の支援状況等も踏まえて出資を継続する必要性の有無について出資三セクごとに判断。 ・決算時及び日常的なヒアリングを通じて、経営状況を適切に把握するとともに、事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善を求めるなど、株主の権利を 		
--	--	--	--	---	--	--

			<p>・産業用地事業における土地譲渡割賦債権等については、債務者の業況等のモニタリングを実施し、個別債務者の財務内容を分析す</p>		<p>活用して適切に対処。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭脳三セク 1 社において清算が完了した。 ・頭脳三セク 1 社において配当を実施。配当収入 1. 8 百万円。 <p>○出資事業（新事業三セク）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧新事業創出促進法に基づき出資している 4 社を管理。 ・出資目的に照らし、経営状況、地方公共団体等の支援状況等も踏まえて出資を継続する必要性の有無について出資三セクごとに判断。 ・決算時及び日常的なヒアリングを通じて、経営状況を適切に把握するとともに、事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善を求めるなど、株主の権利を活用して適切に対処。 ・2 社において配当を実施。配当収入 4. 4 百万円。 <p>■出資三セク事業（出資承継勘定を含む）全体のまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構が株式を保有する第三セクターについては、2 年度期首時点では 7 8 社、3 年度期末時点では 7 6 社。 ・地方公共団体等との情報交換や協議はテレワーク環境下においてメール等も活用し本部担当部と地域本部等とで 2 3 社に対して延べ 3 8 回実施。経営改善等協議を行ったもの 1 9 社で延べ 2 8 回。 <p>■土地譲渡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別債務先の財務内容を分析することなどにより、状況に応じた適切な管理を実施するとともに、返済条件変更に係る運用指針等に基づき、中長期的な資金収支等の検証を行い、債権回収の最大化に注力。 		
--	--	--	--	--	--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・その他の財務の健全化を確保すべき業務について、特にファンド出資事業ではG P（無限責任組合員）に対する目利きの強化に取り組むなど、適切な審査や債権管理の徹底等を行うなど適切な措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の財務の健全化を確保すべき業務について、特にファンド出資事業ではG P（無限責任組合員）に対する目利きの強化に取り組むなど、適切な審査や債権管理の徹底等を行うなど適切な措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地譲渡割賦債権等回収額 4 億円 ・土地譲渡割賦債権等残 2 5 億円（貸倒引当金 1 0 億円）、うち破産更生債権等 1 2 億円（貸倒引当金 9 億円） ・ファンド出資審査において、監査法人による現地調査や、外部有識者からなる出資先候補評価委員会の開催（計 8 回）など、外部専門家の視点も交えた適切な審査を行うとともに、ファンド出資後も組合員集会や投資委員会への出席等を通じた適時適切なモニタリングを実施した。 	
<p>2. 保有資産の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。 ・一般勘定においては、第 2 期中期目標において国庫納付することとした 2, 0 0 0 億円（第 3 期目標期間迄に 9 4 9 億円国庫納付済）について、残余额の納付を年度ごとに 	<p>2. 保有資産の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。 ・一般勘定においては、第 2 期中期目標において国庫納付することとした 2, 0 0 0 億円（第 3 期目標期間迄に 9 4 9 億円国庫納付済）について、残余额の納付を年度ごとに 	<p>2. 保有資産の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。 ・ 2 0 2 1 年度の一般勘定資産の国庫納付の適否及び金額については、今後、機構全体が債務超過に陥ったり、あるいは緊急の中小 	<p>2. 保有資産の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業用地の整備事業において、1 団地を完売（小矢部 F P、0. 3 億円）、また、三セクにおいては一般勘定の高度化三セク（荒尾商業開発株式会社、1. 8 億円）及び施設整備等勘定の頭脳三セク（北九州テクノセンター、5. 5 億円）の 2 社株式の売却を実現。 		

<p>検討する。その際、機構全体の債務超過や緊急の中小企業・小規模事業者対策等に必要な資金の不足に陥ることがないように、財務の健全性を確保することに留意するものとする。</p> <p>・産業基盤整備勘定においては、債務保証のニーズや実績等を踏まえ、改めて適正な事業規模、代位弁済率を精査し、本債務保証業務に真に必要な金額を割り出し、必要額を超える部分については、事務費の確保に留意しつつ第4期中期目標期間中に国庫返納する。</p> <p>・施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、償還期限を迎えた保有有価証券等のうち、必要額を超える分に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。</p>	<p>検討する。その際、機構全体の債務超過や緊急の中小企業・小規模事業者対策等に必要な資金の不足に陥ることがないように、財務の健全性を確保することに留意するものとする。</p> <p>・産業基盤整備勘定においては、債務保証のニーズや実績等を踏まえ、改めて適正な事業規模、代位弁済率を精査し、本債務保証業務に真に必要な金額を割り出し、必要額を超える部分については、事務費の確保に留意しつつ第4期中期目標期間中に国庫返納する。</p> <p>・産業基盤整備勘定の第2種信用基金においては、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。</p> <p>・施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、償還期限を迎えた保有有価証券等のうち、必要額を超える分に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。</p>	<p>企業対策等に必要資金の不足に陥ったりすることのないよう、主務省と協議を行い、決定する。</p> <p>・産業基盤整備勘定においては、債務保証のニーズや実績等を踏まえ、改めて適正な事業規模、代位弁済率を精査し、本債務保証業務に真に必要な金額を割り出し、必要額を超える部分については、事務費の確保に留意しつつ国庫返納する。</p> <p>・産業基盤整備勘定の第2種信用基金においては、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。</p> <p>・施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、償還期限を迎えた保有有価証券等のうち、必要額を超える分に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。</p>		<p>○債務保証業務</p> <p>・経済産業省と債務保証業務のあり方等について継続的な情報交換を実施。</p>		
--	---	--	--	--	--	--

	<p>とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業大学の施設は、研修を実施することや、本来業務に支障のない範囲での利用の促進に向けた取組を実施すること、ニーズに対応した改修をすることにより、有効利用を図る。 ・中小企業大学東京校の土地について、東京都都市計画道路3・4・17号桜街道線の整備に係る一部土地の処分に関し適切に対応する。 ・中心市街地都市型産業基盤施設については、地方公共団体等への売却等に向けた協議等を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業大学の施設は、研修を実施することや、本来業務に支障のない範囲での利用の促進に向けた取組を実施すること、ニーズに対応した改修をすることにより、有効利用を図る。 ・中小企業大学東京校の土地について、東京都都市計画道路3・4・17号桜街道線の整備に係る一部土地の処分に関し適切に対応する。 ・中心市街地都市型産業基盤施設については、売却等に向け地方公共団体等と協議等を進める。 		<p>○中小企業大学の施設について、研修利便性に係る音響設備やセキュリティ向上に係る防犯設備、快適性の向上に係る空調工事等の改修を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三条校において、地元地方公共団体の要請により、海外のオリンピック選手団の合宿に施設を提供。 ・中小企業大学東京校の土地について、東京都都市計画道路3・4・17号桜街道線の整備に係る一部土地の処分に関し東大和と譲渡契約を締結。 <p>・中心市街地都市型産業基盤施設は、地方公共団体（三鷹市）と売却に向けた協議等を実施。</p>		

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	—

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等 ・「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を着実にを行うとともに、必要に応じて、関連規程等の見直しを行う。 ・財務の健全性及び適正な業務運営のため、金融業務に係る内部ガバナンスの維持・向上を図る。	1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等 ・内部統制については、その維持・向上を図るため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえた業務方法書及び関連規程等に定めた事項に基づき着実に運用するとともに、必要に応じて体制や規程等の見直しを行う。 ・財務の健全性及び適正な業務運営の	1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等 ・内部統制の維持・向上を図るため、引き続きリスクの把握、評価及び対応を行い、内部統制委員会及びリスク管理委員会と併せて体制や規程等の見直しを行い、適正なガバナンスを確保する。 また、関係部署と連携して、機構のBCPの充実を図り、実効的な事業継続力を高める。 ・金融業務に係る内部ガバナンスの維		1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等 ・各部門におけるリスクの把握、評価を促進。これに基づき機構全体としてのリスク対応計画を更新し、内部統制委員会及びリスク管理委員会において報告するとともに、両委員会でコンプライアンス・プログラム、情報セキュリティについても審議するなど、内部統制の維持・向上に向けた取組みを実施。また、新たに感染症対策に係る業務継続計画を策定し、機構のBCPの充実を図った。 ・金融業務に係る内部ガバナンスの維持・向上を図るため、高度化事業	<評価と根拠> 評価： B 根拠： ・内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等 機構全体としてのリスク対応計画を更新し、内部統制委員会及びリスク管理委員会において報告。また、両委員会では、高度化事業を含む金融関連業務に関するリスク管理やコンプライアンス・プログラムについても審議するなど、内部統制機能の強化に向けた取組みを実施。また、新たに感染症対策に係る業務継続計画を策定し、機構のBCPの充実を図った。 ・社会的課題への対応 「中小企業SDGs応援宣言」に基づき、①普及・啓蒙、②幅広い相談対応、③個社支援による深掘り等で支援を本格開始。 ①セミナー・研修（47回）実施・ガイドブック（改訂版）公開、②SDGs相談窓口の新規開設・地域支援機関と連携した現地相談会の実施・E-SODAN（1, 29	評価 B	<評価に至った理由> 自己評価書のBとの評価結果が妥当であると確認出来た。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。

<p>・公的使命を有する組織として、コンプライアンスを徹底する体制、諸規程、研修メニュー等の更なる充実を図り着実に実行する。</p> <p>・その他、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指摘を着実に実施する。</p>	<p>確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスについて維持・向上を図る。具体的には、金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等について必要に応じた見直しを行うとともに、外部専門家等による職員研修の充実、事業別収支情報等の情報公開を行う。</p> <p>・内部監査は、法令遵守に関する監査の強化、業務の一層の適正化・効率化を行うため、監査計画を策定の上、監事や会計監査人との連携を密に行いながら実施するものとし、監査結果に基づく改善内容について、モニタリングを適切に実施する。</p>	<p>持・向上を図るため、金融業務ごとの特性に応じたリスク管理状況について内部統制委員会及びリスク管理委員会で報告するとともに、必要に応じて関連規程等の見直しを行う。</p> <p>また、高度化事業等リスク管理委員会も開催し、当該委員会の意見や助言を踏まえて適切な業務運営を行う。</p> <p>外部専門家等を活用して職員の能力向上を図り、事業別収支情報等については引き続き情報公開を行う。</p> <p>・内部監査については、法令遵守に関する監査の強化とともに、業務の一層の適正化・効率化を行うためリスクベースに基づいた監査テーマや監査対象部署を選定し、ポイントを明確にした監査計画を策定する。さらに、監事や会計監査人との連携を密に行うとともに、外部専門機関からの助言等を受け、より適切な監査を実施する。また、過去の監査結果に基づく改善内容の</p>		<p>等リスク管理評価委員会を開催し、高度化事業に係る信用リスク管理体制の強化に向けた対応状況等について審議し、その審議結果及び高度化事業を含む金融関連業務に関するリスク管理状況を内部統制委員会及びリスク管理委員会へ報告。各委員会での意見や助言を踏まえて、適切な業務運営を実施。</p> <p>・内部監査は、リスクベースに基づき監査テーマを選定し、年度内部監査計画を作成。個別監査テーマ毎に事前調査等により監査ポイントを明確にした内部監査実施計画を作成し、効率的に監査を実施。セキュリティ監査は、知見が不足していたため、外部専門機関を活用して監査を実施。また、内部監査結果に対する被監査部門の改善措置について、適時フォローアップを行い状況確認。監事と定期的に情報交換を実施し、監事・会計監査人による三様監査連絡会も5回開催し、情報共有を推進。</p>	<p>0件)、③SDGs ハンズオン・カーボンニュートラル商談会・ジェグテックでのマッチング(計213件)等の実施。</p> <p>・様々な専門スキルを持った人材の確保・育成</p> <p>内部人材マッチング制度の推進</p> <p>当機構の支援制度は多岐に亘ることから、職員が自発的な希望により所属部署以外の業務を経験し、自らの能力向上やキャリア形成に活かすことができる仕組みを新たに導入。</p> <p>研修、勉強会等による職員の能力向上</p> <p>従来の研修制度に加え、広く職員が参加できる各種勉強会・セミナー等(SDGs、DX、経済動向、広報等)の取り組みを実施。これにより、自己研鑽の機会が拡大(延べ受講者数9,625人(前年度比190%)。</p> <p>・情報セキュリティの確保</p> <p>C S I R T要員への研修、機構関係者全てを対象とした標的型攻撃メール訓練や定期的なセキュリティ研修や自己点検を実施したことにより、役職員の情報セキュリティに関する知識や情報管理に対する意識を維持・向上させることができた。また、改定した「情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理基準」が4年4月より施行されることから、4年度は機構全体へ周知し定着を図る。</p> <p>以上の取組を踏まえ、B評価と判断。</p>	
---	--	--	--	---	--	--

	<p>・コンプライアンスへの対応は、単に法令遵守にとどまらず、広くステークホルダーとの関係において社会的使命を果たすため、コンプライアンスを徹底する体制、諸規程、研修メニュー等の更なる充実を図り着実に実行する。機構役職員は、法令・社会理念はもとより、機構の基本理念・経営方針に基づき積極的に行動・実践する。</p> <p>・機構WAN業務は、IT技術の積極的な導入、業務ネットワークインフラ及びコミュニケーションインフラの利活用を図るため、適切かつ安定的な構成機器の運用・保守、操作マニュアル等の整備・周知等に取り組む。</p>	<p>確実な実施を確保するため、改善措置状況のモニタリングを適切に実施する。</p> <p>・コンプライアンスを徹底するため、令和3年度コンプライアンス・プログラムを策定し、これに基づき研修等を実施する。機構役職員は、法令・社会理念はもとより、機構の基本理念・行動指針に基づき積極的に行動・実践する。</p> <p>・機構WAN業務は、IT技術の積極的な導入、業務ネットワークインフラ及びコミュニケーションインフラの利活用を図るため、ヘルプデスクを通じてのユーザーからの要求対応、監視システムによるイベント管理(状態の変化の察知)、CSIRTによるインシデント管理を行うことで、適切かつ安定的な構成機器の運用・保守を行うとともに、マニユア</p>		<p>・機構役職員が、法令・社会理念はもとより、機構の基本理念・行動指針に基づき、積極的に行動・実践するよう、3年度コンプライアンス・プログラムに則り、様々な研修・啓発活動を実施。具体的には、階層別研修及び全役職員・専門家・派遣職員向けeラーニングを実施したほか、メールマガジンを毎月配信。また、推進月間を11月に設定し、メールマガジンの臨時配信等、集中的にコンプライアンスに係る啓発を行い、役職員のコンプライアンス意識を醸成。</p> <p>・テレワークが常態化されたこともあり、安全なオンライン会議環境(仮想デスクトップ)や複数のオンライン会議アプリの運用を継続することにより、機構内外の関係者及び支援先等に対応可能なコミュニケーションインフラの利活用を促進。ヘルプデスクを通じたユーザーへのサポート、監視システムによるイベント管理(状態の変化の察知)、CSIRTによるインシデント管理を通じて、適切かつ安定的な構成機器の運用・保守を行なうとともに、運用マニュアル等の見直しや整備を実施。</p>		
--	--	---	--	--	--	--

	<p>・その他、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指摘を着実に実施する。</p>	<p>・その他、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指摘を着実に実施する。</p>	<p>ル等の見直しや整備に取り組む。 ・その他、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指摘を着実に実施する。</p>		<p>・中小企業SDGs応援宣言に基づき、機構内勉強会等を通じて職員のSDGs意識が醸成。また、個社支援として①普及・啓蒙、②幅広い相談対応、③個社支援の深堀等の支援を本格的に開始。(再掲)</p>		
	<p>2. 様々な専門スキルを持った人材の確保・育成 機構がこれまでに果たしてきた中小企業・小規模事業者に対する創業から成長・発展、事業再生、事業引継ぎまでを総合的に支援する役割、地域の中小企業支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割について、これらの役割を果たしつつ、時代の要請に応じてメリハリの付いた取組を行っていく必要がある。こうした考えの下、限りあるリソースのなか、戦略的に専</p>	<p>2. 様々な専門スキルを持った人材の確保・育成 ・機構がこれまでに果たしてきた中小企業・小規模事業者に対する創業から成長・発展、事業再生、事業引継ぎまでを総合的に支援する役割、地域の中小企業支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割について、これらの役割を果たしつつ、時代の要請に応じてメリハリの付いた取組を行っていく必要がある。こうした考えのもと、限りあるリソースのなか、戦略的に専門</p>	<p>2. 様々な専門スキルを持った人材の確保・育成 ・戦略的に専門人材の確保・育成を行うため、人材確保・育成方針を策定する。 ・職員の専門性の向上を図るため、オン・ザ・ジョブ・トレーニング、研修の実施及び資格取得の支援を行う。具体的には、階層ごとに求められる役割を効果的に発揮するための階層別研修、支援施策を理解し適切に対応できる力を養うための現場力強化研修、事業部門別人材育成体系に定められた業</p>		<p>2. 様々な専門スキルを持った人材の確保・育成 ・戦略的に専門人材の確保・育成を行うため、人材確保・育成方針を策定。 「内部人材マッチング制度」は全部門への拡充を行い、部門のニーズを機構内グループウェアに掲示し、職員とのマッチングを進めているところであり、3月末現在9部署のニーズに対し、11人が手を挙げ、10人が所属部署以外の業務を経験。 ・3年度研修計画に基づき、職員の適性や能力開発段階に応じた育成を図るため多様な研修制度を運用。コロナ禍の中、オンライン研修を柔軟に取り入れながら、61テーマ、研修回数93回、受講者数延べ3,208人。業務能力開発教育制度は、延べ135人が活用。 ・入構4年目の職員を対象者とした販路支援、経営支援及び事業承継支援の知見習得とデジタルトランスフォーメーションをテーマとした</p>		

<p>門人材の確保・育成を行うため、人材確保・育成方針を策定する。具体的には、国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくため、内部人材の育成に関する規程に基づき、計画的に人材を育成し職員の専門性の向上を図る。特に中小企業・小規模事業者の海外展開ニーズへの対応力を向上させるため、職員の国際感覚の更なる醸成に努める。また、高度な支援施策の企画立案や実効性のある業務遂行を推進していくため、機構職員のプロジェクトマネージャーなどへの登用に向けた専門性向上やフェンド出資事業におけるリスクマネー管理に精通する人材の育成などに取り組む。さらに、定期的な新卒採用にこだわらない採用や民間を含む地域の中小企業支援機関等との人事交流を行うことにより、様々な専門スキルを持った人材を確保・育成す</p>	<p>人材の確保・育成を行うため、人材確保・育成方針を策定する。具体的には、国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくため、内部人材の育成に関する規程に基づき、計画的に人材育成し職員の専門性の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継・事業引継ぎ支援、生産性向上支援、IT化支援、人材育成支援、販路開拓・海外展開支援及び起業・創業支援などの業務で求められる専門性を高めるため、実務経験と職員個々の適性や段階に応じた研修を通じ、専門性の高い職員を計画的に育成する。 ・特に中小企業・小規模事業者の海外展開ニーズへの対応力を向上させるため、職員の国際対応能力の向上、国際感覚の更なる醸成に努める。また、高度な支援施策の企画立案や実効性のある業務遂行を推 	<p>務遂行能力向上のための各種研修をはじめ、中小企業診断士養成課程、外部機関や関係省庁が実施する研修等への派遣、通信教育、eラーニングなど多様な手段を講じ、人事グループと事業部門が連携して計画的に職員の専門性向上に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手職員には将来のキャリアパスを描くための業務経験を積ませ、中堅職員には専門性を磨かせる人事に努める。 ・業務効率を向上し、組織を活性化することによりお客様のニーズに一層、迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。具体的には、管理職層のマネジメント力の向上のための研修等を行う。また、女性の職業生活における活躍の推進に関す 		<p>研修を実施したほか、各階層に求められる職務遂行能力向上を図った。また、26年度から組織的に取り組んでいる新入職員に対するOJTについて、職場で実際に指導するトレーナー向け研修を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の専門性向上、施策や支援ノウハウ習得、研修を通じたネットワーク構築や視野の拡充を図るため、中小企業診断士養成課程へ5人、省庁や外部研修機関が実施する新政策、会計事務、内部監査、プロジェクトマネジメント、システム開発等の専門分野の研修にのべ74人の職員を派遣。(うち、女性職員27人を意識やスキルの向上等のための研修に派遣。) ・若手職員に関しては、将来の機構職員としてのキャリアパスが描きやすくなるよう、在籍2、3年の職員を中心に各部門の体制を考慮したうえで、機構職員に必要な共通的・基盤的専門性を習得できる様な配置換えを推進。一方、中堅職員に関しては適材適所の配置を踏まえて人事調書をもとにした本人の意向、職歴及び保有資格を総合的に勘案し、各々の専門性を高める人事異動を推進。 ・管理職層のマネジメント力の向上のため、マネジメント補助者である参事も含め、管理職に対する360度評価を実施し、同評価結果の見方やマネジメントへの活かし方を学ぶ研修を管理職199人に実施。 ・機構の事業ニーズに適合する実務経験を有する人材を24人採用したほか、外部機関への職員派遣を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・高い専門性と支援意欲を持つ外部専門家2,978人を登録・活用し、機構全体としての専門性・多様 		
--	---	--	--	--	--	--

<p>る。</p>	<p>進していくため、機構職員のプロジェクトマネージャーなどへの登用に向けた専門性向上やファンド出資事業におけるリスクマネー管理に精通する人材の育成などに取り組む。さらに、定期的新卒採用にこだわらない採用や民間を含む地域の中小企業支援機関等との人事交流を行うことにより、様々な専門スキルを持った人材を確保・育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AI・IT活用、販路開拓・海外展開、起業・創業及び成長分野など特定分野での高い専門性と支援意欲を持つ外部専門家を積極的に登用・活用し、機構全体としての専門性・多様性の確保・強化を行うとともに、外部専門家を適切にマネジメントすることで機構の組織力向上を図る。 	<p>る法律（平成27年法律第64号）の制定に伴い、女性職員の意識やスキルの向上のため、外部機関の研修等を活用するなど、女性の能力発揮の推進に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の国際対応能力の向上、国際感覚の更なる醸成に努めるため、海外研修等の機会を提供する。 ・事業ニーズに適合する高度な専門性を有する優秀な人材を確保するため、新卒採用にこだわらない採用や民間を含む地域の中小企業支援機関等との人事交流を行う。 		<p>性の確保・強化を実施。</p>		
<p>3. 情報公開による透明性の確保 組織・業務・財務等に関する情報、資産保有状況、入札・契約に関する情報、報</p>	<p>3. 情報公開による透明性の確保 組織・業務・財務等に関する情報、資産保有状況、入札・契約に関する情報、報</p>	<p>3. 情報公開による透明性の確保 ・組織・業務・財務等に関する情報その他の報告事項を迅速に分かりやす</p>		<p>3. 情報公開による透明性の確保 ・独立行政法人通則法に基づく業務実績等報告書を機構ホームページに公表（3年6月）。業務方法書を改正した際には、同方法書を独法通則法に基づき認可後速やかに機</p>		

<p>酬・給与等の水準その他の報告事項を迅速に分かりやすく公表する。</p>	<p>酬・給与等の水準その他の報告事項を迅速に分かりやすく公表する。</p>	<p>く公表する。</p>		<p>構ホームページに公表（3年6月、8月及び12月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他法律や閣議決定等に基づき、財務、監査、入札・契約関連情報、給与実態等の情報を機構ホームページにおいて迅速にわかりやすく公表。 		
<p>4. 情報セキュリティの確保 「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、規程及びマニュアル等を適切に整備し、見直すとともに、政府・関係機関等と情報を共有し、新たな脅威等に常に対応できるようなシステム面での対策、人的・組織的対策を行う。</p>	<p>4. 情報セキュリティの確保 「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を実施する。具体的には、規程、マニュアル及び対策等を整備・見直し、新たな脅威等に常に対応できるようなシステム面での対策、人的・組織的対策を行う。加えて、研修等により、役職員の情報セキュリティ・情報管理意識の維持・向上を図る。</p>	<p>4. 情報セキュリティの確保 ・最近のサイバー攻撃の動向及び「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や関連する規程・要領等を踏まえた情報セキュリティ管理規程等に基づき、新たな脅威等に常に対応できるような場合はシステム面での対策、人的対応、CSIRTによる組織的対策を行う。加えて、標的型攻撃メール訓練や研修や自己点検により、役職員の情報セキュリティ・情報管理意識の維持・向上を図る。</p>		<p>4. 情報セキュリティの確保 ・新たな脅威等に常に対応できるようにCSIRTによる組織的対策を継続して維持、標的型攻撃メール訓練や定期的なセキュリティ研修や自己点検を実施。また、3年に改定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠するため、「情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理基準」の改定作業を実施。</p>		

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

